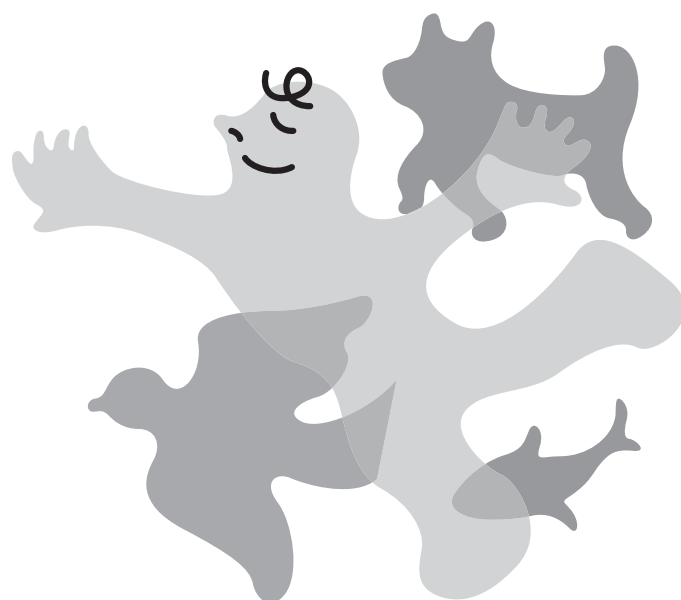


新たな「横浜市環境管理計画」



平成 23 年 4 月

横 浜 市

はじめに

「横浜市環境管理計画」は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定する環境の総合計画です。このたび、環境を取り巻く様々な状況の変化に対応した新しい環境行政を推進するため、新たな計画を策定しました。

新しい環境行政は、次の3つの視点から進めていきます。

1つめは、「総合的な環境行政の推進」です。これからの環境行政は、身近な市民から地球規模の環境問題までを視野に入れ取組を進める必要があります。そのため、「地球温暖化対策」と「生物多様性」の2つの分野に重点を置き、地域社会やまちづくり、経済活動などの視点から、総合的に取組を推進します。

2つめは、「環境に関する広報の充実」です。これからの環境行政は、多くの主体が関わりを持ち進めていく必要があります。そのため、横浜の環境の状況を分かりやすい表現を用いてお伝えしていきます。また、計画の進捗にあたっては、市民の皆さまに適宜状況を公表し、御意見をいただきながら取組を進めます。

3つめは、「人と環境とのきずなづくり」です。本市では、最近の5年間、毎年約100ヘクタールのみどりが失われています。子どもたちの健やかな成長のためには、幼少時代に自然を肌で感じることはとても大切な経験だと思います。自然環境と地域の文化などの関わりを大切にし、先人たちが守り育ててきたこの横浜の環境を貴重な財産として、子どもたちのために引き継いでまいります。

計画の策定にあたっては、市民の皆さまをはじめ、各分野の専門家の方々など、多くの皆さまから御意見・御提案をいただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

きれいな空気や豊富なみどり、美しい海や川など、私たちの生活の根底を支える環境は、何よりも横浜で暮らす市民の皆さまとともに守り・つくることが大切だと思っています。今後も引き続き、御支援・御協力をよろしくお願いします。

平成23年4月

横浜市長 林 文子

目 次

第 1 章 環境行政の展開	2
1.1 現状と課題.....	2
1.2 今後の取組姿勢.....	3
第 2 章 計画の基本事項	5
2.1 計画の位置づけと役割.....	5
2.2 計画の期間.....	5
第 3 章 横浜が目指す将来の環境の姿	6
3.1 市民生活・企業活動とつながる環境の将来イメージ.....	6
3.2 横浜が目指す将来の環境の姿.....	9
第 4 章 施策の体系	14
4.1 施策体系の考え方.....	14
4.2 新たな施策体系.....	15
第 5 章 総合的な視点による基本政策	16
環境と人・地域社会.....	16
環境と経済.....	22
環境とまちづくり.....	28
第 6 章 環境側面からの基本施策	36
地球温暖化対策.....	36
生物多様性.....	42
水とみどり.....	48
食と農.....	54
資源循環.....	58
生活環境.....	62
第 7 章 環境行政のさらなる推進方策	74
7.1 推進における現状と課題.....	74
7.2 環境プロモーション.....	74
7.3 環境行政のプロセス管理.....	76
7.4 環境に関する基本制度の見直し.....	77
7.5 連携範囲のさらなる拡大.....	77
7.6 環境の保全及び創造に向けた指針のあり方.....	78
資料	81
資料 1 計画策定の背景.....	82
資料 2 関連計画等の概要.....	93
資料 3 横浜市の地域特性.....	96
資料 4 環境に関する市民意識.....	98
資料 5 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例.....	100
資料 6 用語説明.....	105

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、広範な地域に渡り甚大な被害が生じました。被災地における安心できる生活の早急な回復が求められています。一方、今回の未曾有の大災害は、環境行政を推進する上で、数多くの課題をもたらしました。

今回の「新たな『横浜市環境管理計画』」は、これまでの環境を取り巻く状況を踏まえ、横浜の環境のこれからに向けて取りまとめたものです。

今後、これらの課題を踏まえ、さらなる安全・安心の市民生活の実現に向けて取組を進めます。

1.1 現状と課題

■市民が主役となる環境政策の必要性

【横浜市民の行動力】

横浜市では、市民活動や自治会などの地域活動が活発に展開されています。市民に最も身近な活動組織である自治会町内会の加入率は、減少傾向にあるものの、8割弱と高い状況です。「横浜G30プラン（平成14年度～平成22年度）」では、市民・事業者との協働によりごみの大幅削減に取り組み、目標を大きく上回る42%のごみ量の削減を達成しました（平成21年度末時点）。また、「150万本植樹行動」では、4年間（平成18年度～平成21年度）で約185万本の植樹を実現しました。このように、市民や企業の行動力は何よりも横浜の強みです。

【ライフスタイル・ビジネススタイルの転換】

低炭素社会や豊かな生物多様性の実現のためには、現在のライフスタイルやビジネススタイルを大きく転換しなければ、将来にわたってより良い環境を持続することはできません。G30で取り組んだごみの分別も始めのうちは多くの方が面倒に感じていたかもしれません。しかし、今では習慣としてごみを分別しています。このように、すべての環境行動が「やらされ感」ではなく、自然な行動として現われるような環境意識の醸成に取り組まなければなりません。

【環境行動が得をする社会経済システム】

環境に対する価値観を高めるためには、CSR（企業の社会的責任）や人々の善意だけでは限界があります。現在、環境問題への認識・危機感を強く持ち、動き始めている企業も多く見られますが、こうした企業の取組を加速させるために、経済メカニズムを活用したメリットを持たせることが必要です。環境行動を誘導する金融商品の充実、二酸化炭素排出量に関するメリットを盛り込んだ制度の確立など、社会経済システムとして構築することが世界規模で急がれています。

■多様化・複雑化する環境問題への対応

【環境問題の多様化】

昨今の環境問題は、公害問題からごみ問題、水辺環境やみどりの喪失、さらに地球温暖化や生物多様性の問題など多岐にわたっています。また、地球温暖化問題のように、不特定多数の人が加害者であり被害者であるというような、関係が分かりにくい問題も存在します。さらに、特定の地域に限定したものから地球規模にわたるものまで、影響を及ぼす範囲が異なること、影響が発生するまでの期間が異なることなど、事象によって問題の質は様々です。

【まちづくりの重要性】

多様化・複雑化する環境問題への確に対応していくためには、様々なアプローチにより取組を進める必要があります。特に、地球温暖化や生物多様性の問題については、分野別に施策を展開するだけでなく、まちづくりの計画の中で総合的・横断的な施策の展開により対応することが重要です。基本的に過度な開発を抑制し、都市機能の集約を進め、エネルギー効率の良い低炭素型の都市づくりや、地域特性に応じた計画的・効率的な土地利用による横浜らしい豊かな生物多様性の実現など、都市構造そのものを改変することが必要です。

【環境貢献による経済成長】

環境に関する技術開発は、公害問題を克服する過程で大きな役割を果たしてきました。引き続き、様々な環境問題の解決に当たり、技術開発は重要な役割を担っています。国は「産業構造ビジョン2010（平成22年6月 経済産業省）」で、「『従来の成長制約要因』であった、環境・エネルギーや少子高齢化を、『課題解決型産業へ』」など産業構造の転換に向けて、戦略5分野（「インフラ関連／システム輸出」、「環境・エネルギー課題解決産業」等）の強化による成長の牽引を提言しています。市内企業においても、横浜をフィールドとしたこれらの分野への事業展開の動きが多く見られます。今後は、環境問題への取組を経済成長へどのようにつなげていくかが重要な課題です。

1.2 今後の取組姿勢

■市民・企業の主体性発揮に向けて

これまでの環境行政では、市民・企業・行政が各々の役割に応じて取組を進めるとともに、協働した取組により成果を上げてきました。しかし、これまでの協働は、行政の視点で構築されてきました。市民、企業、活動団体が持続的に環境行動に取り組むために、これまでの広報や支援制度などについて、市民の視点に切り替え、取り組めます。

■環境を基軸とした総合的な施策の推進

環境は私たちの暮らしや経済活動などあらゆる分野の根底を支える基盤です。したがって、今後はすべての施策において、環境との係わり方や環境価値の向上への貢献について考え、総合的に取組を進めます。

【地球温暖化対策と生物多様性問題の重視】

世界的に最も喫緊の対応が求められる環境問題として、地球温暖化と生物多様性の問題への対応があげられます。これらはいずれも水やみどりなどの自然環境や資源、エネルギーなどの問題と深く係わりを持つものであり、多様化・複雑化した環境問題の中では施策連携することで大きな効果が期待できます。そのため、これら2つを重点的に取り組む分野として位置づけます。

【戦略的な施策の展開】

公害などの環境問題は、行政による規制・指導の実施により大きな効果を上げてきました。しかし、昨今の環境問題は、地球温暖化などグローバルな問題から日常生活に関わるものまで、多様化・複雑化しています。これらの問題に的確に対応するとともに、様々な市民ニーズに応じるため、選択と集中により戦略的に施策を展開します。

■成長戦略への貢献

新しい成長分野として環境関連の市場への期待感は非常に高まっています。市場が大きく伸びるということは、新しいビジネスや起業のチャンスになるとともに、新たな雇用機会の創出が期待できます。市内経済の持続的な成長のため、環境分野を柱の一つとして成長戦略を推進します。

■「選ばれる都市」に向けて

世界の中で選ばれる都市になるためには、その都市独自の魅力を持つことが必要です。多くの都市が歴史や文化、地理的特徴などを活かした様々な魅力を打ち出していますが、昨今のオリンピック招致で見られたように、環境への取組は大きな都市のブランド力となります。さらに、水辺環境や豊富なみどり、街並みなどの景観についても、美しい都市として選ばれるためには重要な要素です。これからは、横浜の地域資源としての環境を、対外的、国際的に「見せていく」ことについて、力を入れて取り組みます。

2.1 計画の位置づけと役割

「横浜市環境管理計画」（以下「環境管理計画」という。）は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）に位置づけられている環境行政のマスタープランです。平成16年3月に改訂した前計画は、平成8年に策定した当初計画から基本的な部分を変更せず、関連法令への整合を中心に改訂を行いました。その後、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、まちづくりや経済など広範な分野との連携を図り、総合的に施策を進めることが求められています。

一方、地方自治体の役割も変化しています。平成18年12月の「地方分権改革推進法」成立、平成22年6月の「地域主権戦略大綱」閣議決定など、地方分権を推進する動きは加速化しており、これまで以上に地域特性に合わせた行政サービスを提供する必要があります。

このような社会の変化に対応するため、新たな環境管理計画の主な役割を次のとおりまとめました。

■環境行政を総合的に推進

これまでの環境行政は、個々の制度等に基づき施策が進められ、施策の対応も組織体制からの縦割りになっていました。この縦割りで対応をなくし、総合的・横断的に環境行政を進めることが、環境管理計画に求められている役割の一つです。

■市民に分かりやすく環境の状況をみせる

環境管理計画は、横浜の環境への取組を市民や企業の方々が理解し、関心を持っていただくことを主眼としています。行政の視点に偏らず、市民の皆さまに分かりやすい内容・表現とします。

■プロセス管理を基軸に据える

これまでの環境管理計画の進捗管理は、施策の取組状況を把握するに留まり、施策の評価、市民へのフィードバックを含め、十分ではありませんでした。そこで、新たな環境管理計画では、プロセス管理を基軸に据えて、具体的な進捗管理の方法などを明確に示します。

2.2 計画の期間

環境問題は中長期的な視点で、次世代、次々世代まで市民生活に永続的に関わる課題です。一方で、環境を取り巻く状況は日々変化しており、その変化に応じて効率的・効果的に施策を展開する必要があります。どのように取り組んでいくのか優先順位を明確にすべきです。そこで、新たな環境管理計画の計画期間は以下のとおり設定します。

◆中長期的な視点での目標 横浜市基本構想（長期ビジョン）と合わせた平成37（2025）年度まで

◆事業の実施に関する視点での目標 横浜市中期4か年計画と整合した平成25（2013）年度まで

3.1 市民生活・企業活動とつながる環境の将来イメージ

おおむね 2025 年を見据えて思い描いた将来イメージ

【まちなかの環境】

- 都心部では、高層ビルが立ち並ぶ中にも、公園や公開空地等を活用することにより、身近に水やみどり、生き物、風などの自然を感じられるようになりました。
- 駅前広場や歩道に植えられた街路樹は、木陰が日差しを遮って、歩きやすい空間が創出され、緑が大幅に増えたことで、街としての風格や魅力が高まりました。
- まちなかには環境性能の高い建物が増えています。
- 横浜スマートシティプロジェクトで培った技術や経験を活かし、太陽光や下水道の廃熱利用など、再生可能エネルギーや未利用エネルギーが積極的に活用されています。

【交通】

- 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッドカー（PHV）、燃料電池自動車（FCV）など、環境負荷の小さい自動車が快適に市内を走っています。充電や燃料補給ができる施設も各所に整備されており、安心して遠くまで移動できるようになっています。
- 東京方面への鉄道がさらに充実したおかげで、渋谷や新宿、埼玉方面へのアクセスも良くなり、便利になりました。また、道路の整備などが進み、渋滞も解消されたことで、徒歩や自転車で通行しても自動車からの排気ガスが気にならなくなりました。
- 以前は、マイカーを運転して自宅から離れたスーパーへ買い物に行っていましたが、今では近くの商店街へ徒歩や自転車で歩いています。そうすると、これまで見えていなかった街の風景が見えるようになり、あらためて地域に愛着が湧いてきました。
- 近くにカーシェアリングの拠点ができたので、マイカーを持たない生活を始めました。

【企業（職場）】

- 職場での資源の有効活用や効率的なエネルギーの利用は、経費の削減が図られるとともに、企業のイメージ向上につながっています。さらに、カーボンオフセットを活用して事業活動に伴う CO₂ 排出量を相殺した、ゼロエミッションオフィスも見られます。
- 工場では、バイオ燃料の利用、工場間の効率的なエネルギー利用が図られるなど、エネルギーマネジメントシステムの導入が進みました。また、多くの工場の敷地にビオトープが作られ、小鳥や昆虫が行き来できる環境が作られています。

- 市内の産業は、環境関連技術の開発とその導入や、それらを活用したサービスの提供が図られ、環境分野が基軸の一つとなって市内経済の活性化が進んでいます。また、横浜産の農産物はブランド化され、新しいビジネスが起きるなど、広く利用されています。
- 原材料等の仕入れ先を検討する場合は、現地の環境影響などを十分に配慮しながら選定しています。

【家庭生活】

- エネルギーを効率的に利用できる断熱住宅へリフォームしたことで、冷暖房を入れなくても快適に過ごせるようになりました。また、照明をLED電球に交換したため、光熱費の負担がずいぶん減りました。
- 家庭のエネルギーマネジメントシステムを導入したので、太陽光パネルで発電した電力を電気自動車の充電に使うなど、効率的なエネルギーの利用が進みました。
- 降った雨水を溜め、庭に増やした木や草花の水やりに使っています。また、芝生も一緒に植えたことで、雨が庭に浸みこむようになりました。
- 生鮮食品は旬のもの、横浜産のものを選んで購入しています。市外産の食品や輸入食品を購入する場合も、原産地や生産者の環境への取組を確認するなど、より環境に配慮した商品を選ぶように心掛けています。
- 家族一人ひとりの3Rへの意識の定着や、コンポスト容器を利用した資源化により、家庭からのごみの排出量がずいぶんと少なくなりました。

【地域社会】

- 地域のみどりが増え、それぞれの特性に応じた多様な生き物が生息・生育しています。公園やまちの中では小鳥をよく見かけるようになりました。
- 子どものころから自然環境と地域の文化、生活などとの関わりを大切にする心を、身近な環境の中で地域の方々とともに育んでいます。
- まちの花壇や地域清掃など、市民・活動団体や企業等との連携が進み、地域の環境活動が活発化しています。
- 学校では、周辺環境の様子を調べたり、出前講座で環境について学んだりしています。学校で学んだ環境行動は、家に帰って家族と一緒に楽しみながら実践しています。

【里山、河川、海】

- 里山は、多くの地域の方々の参加により維持され、小鳥や昆虫が多く見られるようになったことで、憩いの場や学びの場、子どもたちの遊び場として活用されています。
- 地域の方々の協力により、源流域の森林が保全されることで、貴重な動植物の生息・生育空間が守られています。また、豊富な湧水量も保たれるようになり、川辺の草むらでは、ホタルやスズムシも見られるようになりました。
- 海では、赤潮の発生頻度が少なくなり、浅海域では貝類、海藻、魚類が見られるようになりました。また、子どもたちが水とふれあえる臨海公園等も整備され、市民の憩いの場として利用されています。

■私たちの生活と環境とのつながり

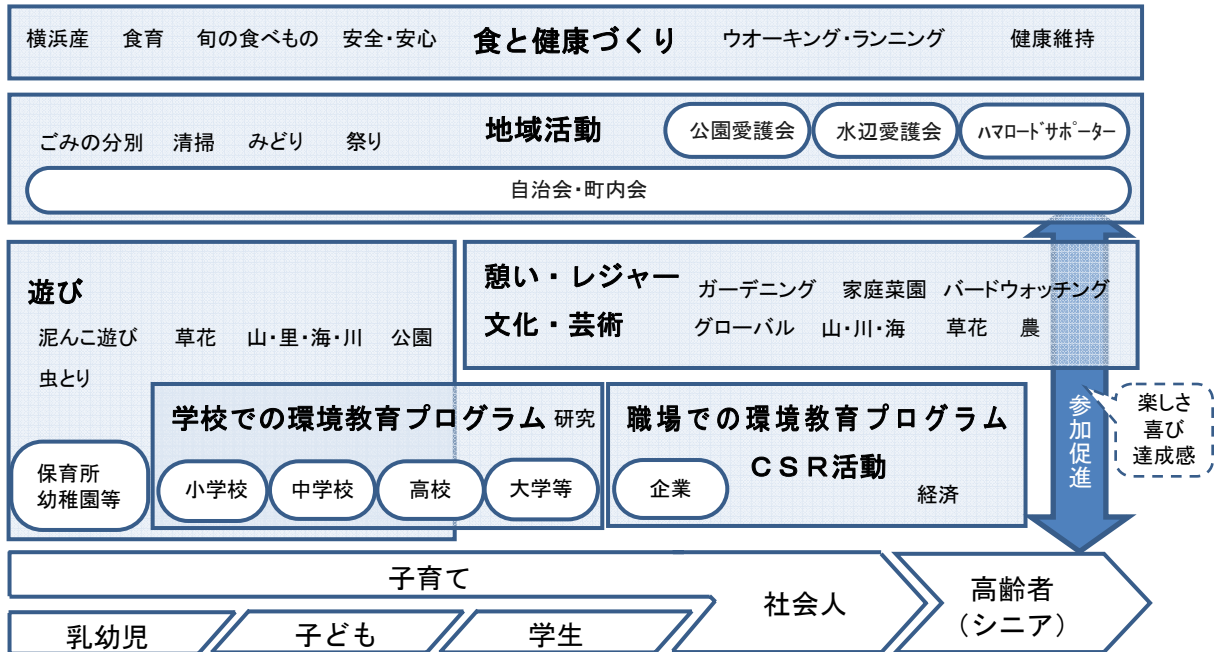


図 ライフステージ別の環境とのかかわり（気づき・発見の場）

私たちは、ライフステージのそれぞれの段階に応じた様々な場面で「環境」とふれあっています。このような環境との出会いは、環境に対する豊かな感性を育み、身近な環境への愛着や愛護の心が芽生えるきっかけを生み出します。特に、子どもの頃に体験する泥んこ遊びや虫とり、森の中での探検ごっこなどは、大人になってからも大切な思い出として記憶に残り、ふるさとの自然環境の大切さを感じる気づき、発見のきっかけとなるほか、危険を察知する能力などを養うことにもつながります。

しかし、横浜は都市化とともに、都市型のライフスタイルが広がってきており、自然環境の中で、そのすばらしさや怖さを学ぶ機会が減ってきています。“子どもたちの笑顔が輝く横浜の未来”を実現するためには、横浜で育つ子どもたちが、身近な環境とふれあうことのできる機会を増やし、地域全体で取組を支えることが大切です。

3.2 横浜が目指す将来の環境の姿

■脱温暖化に向けた低炭素社会の実現

～あらゆる環境技術の導入やライフスタイルの変革などにより、
温室効果ガスの排出が大きく削減している低炭素なまち～

地球温暖化の影響を低減し、持続可能な都市をつくるためには、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの飛躍的導入に取り組むとともに、地域でエネルギーを有効活用していく仕組みの構築が不可欠となります。

横浜は、次世代型のエネルギー網であるスマートグリッドや次世代型自動車の普及など、「横浜スマートシティプロジェクト」の取組を推進します。日本型のスマートグリッドの構築や、市民生活や企業活動を快適に送りながら、無理なく低炭素型のライフスタイルを定着させることで、環境未来都市を目指します。

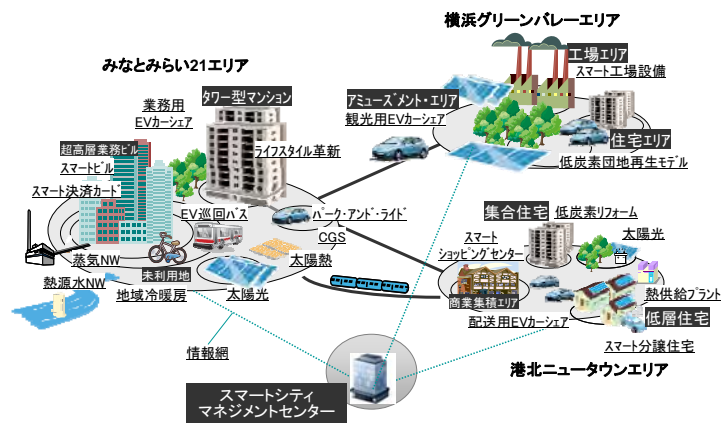


図 横浜スマートシティプロジェクト

■豊かな生物多様性の実現

～郊外部だけでなく、都心臨海部においても身近に多様な生き物を感じられる、
水とみどり豊かな自然環境があるまち～



図 緑の10大拠点
(出典：横浜市水と緑の基本計画)

■横浜市都市環境気候地図 ～都市デザインのためのヒントマップ～

このマップは、横浜市の地勢を活かし、自然資源（風と緑）を積極的に活用することにより、夏季の熱環境緩和を図ることを目的として、横浜市が平成22年3月に横浜国立大学 佐土原研究室とともに作成したものです。横浜市全域を5つのゾーンに分け、風通しの改善が求められるエリアを示すとともに、周辺の緑被率の分布を重ね合わせ、ゾーンごとに有効な対策を示しています。さらに、それぞれのゾーンに対して都市計画・都市デザインへのヒントを併記することで、“都市デザインのためのヒントマップ”ともなっています。今後、市域のヒートアイランド現象の緩和に向けて、具体的な活用方法を検討していきます。

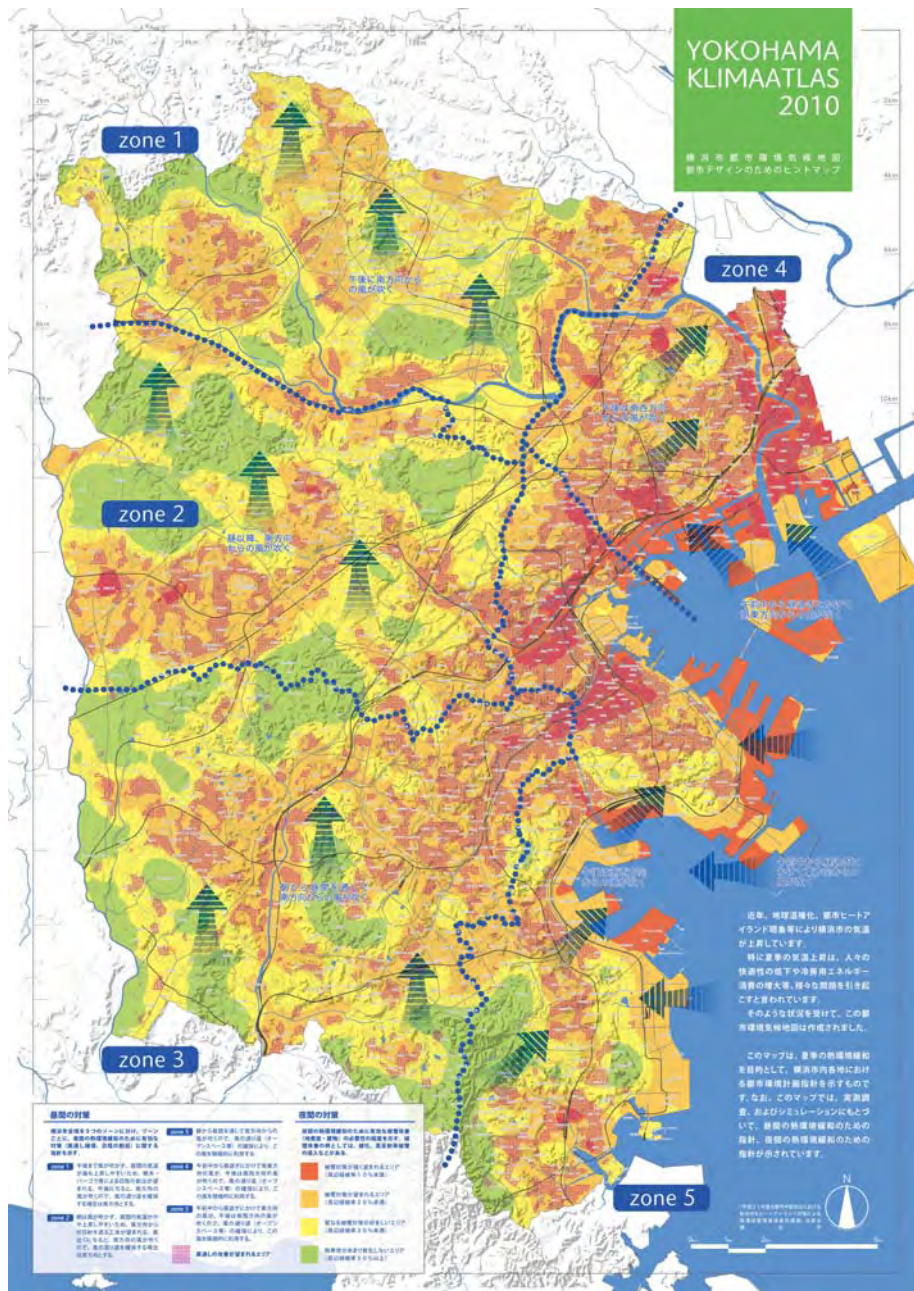


図 都市環境気候地図のイメージ

■ 「都心臨海部」、「郊外部」における将来の姿

横浜が目指す将来の環境の姿を実現するためには、人口規模の変化への対応や集約型都市構造への転換が必要です。「都心臨海部」、「郊外部」のエリア別に将来の姿を描きます。

【駅からの利便性と人口動態の関係】

駅からの利便性に応じた区域ごとの人口の増減率をみると、基本的には、駅への利便性が高い区域ほど人口の増加率が高く、駅までバスで15分以上かかる地域においては人口が減少しています。このことから、駅への利便性が居住地を選択する場合の大きな要素となっていることが分かります。しかし、市域南部の駅などでは、駅周辺地区においても、人口が減少している地区もあります。

利便性による区分別の人口の動向（単位：人）

	H17年	H7年	(H17/H7)
駅周辺	789,300	711,346	111.0%
徒歩圏	1,223,939	1,122,301	109.1%
バス15分圏	754,721	722,633	104.4%
バス15分圏外	297,756	302,875	98.3%
郊外部全体	3,065,716	2,859,155	107.2%

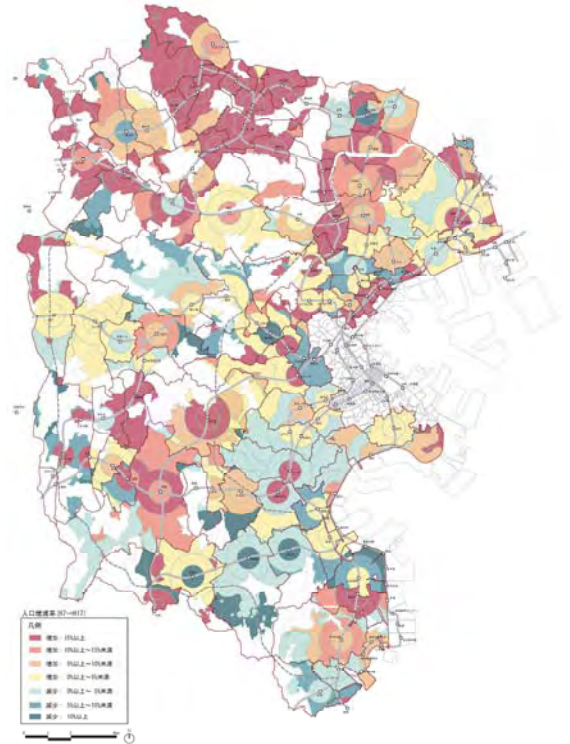


図 駅からの利便性による区分ごとの人口の増減率

（出典：人口減少等を踏まえた郊外部のまちづくり検討調査（平成22年3月）横浜市）

【集約型都市構造への転換】

今後の都市づくりにおいては、長期的な視野で地球温暖化や生物多様性の喪失などの環境問題への対応を踏まえた都市計画が必要です。

都心部では、環境の取組をヨコハマブランドの一つとして、魅力ある都市の形成につながるとともに、郊外部の住宅地などでは、基本的に過度な開発を抑制し、都市機能を集約することで、自然が感じられる空間、地域コミュニティでの活動の場を整備します。市域全体で総合的なまちづくりを行うことにより、人口減少や少子高齢化社会に対応した集約型都市構造への転換を進めます。これにより、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和に向けた、エネルギー効率の良い低炭素社会や、横浜らしい水とみどりの魅力を活かした豊かな生物多様性を身近に感じられる都市を目指します。

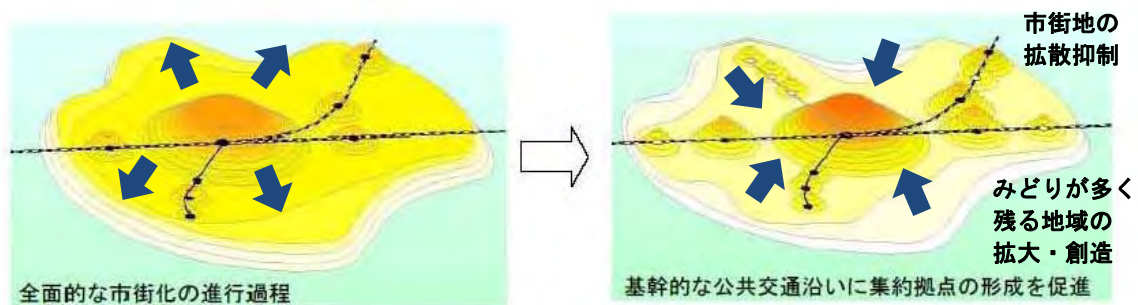
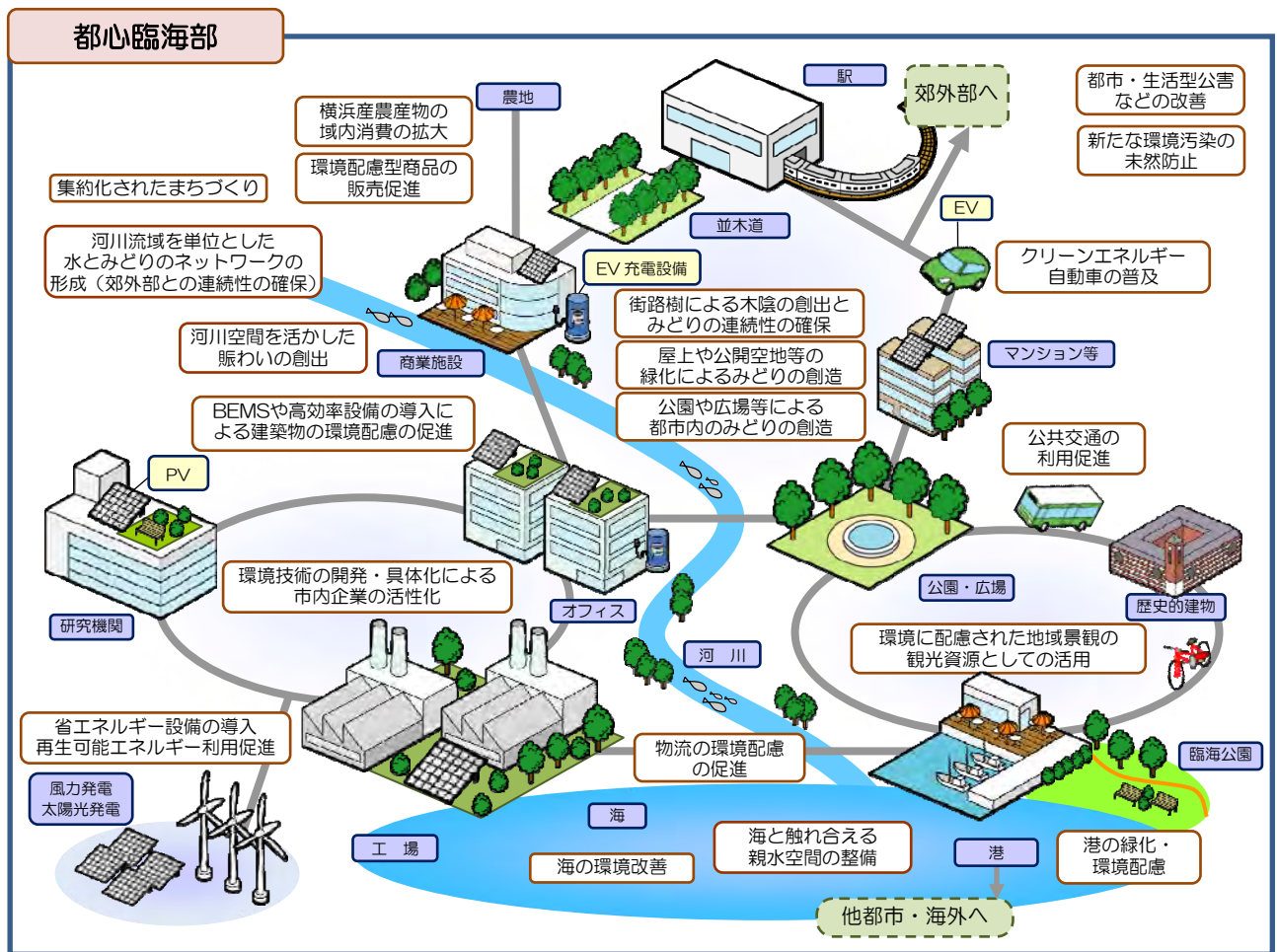


図 集約型都市の概念図

（都市計画マスタープラン改定検討委員会資料を基に作成）

横浜が目指す将来の「都心臨海部」の概念図



【都心部のみどりの創造】

豊かな生物多様性の実現やヒートアイランド現象の緩和に向けて、公園、建物の屋上や公開空地等の緑化によるみどりの創造、街路樹の植樹等によるみどりの連続性の確保などが進められています。

【市民生活・事業活動における地球温暖化対策】

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出には、市民生活や事業活動が大きく関わっています。省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利活用、公共交通や自転車の利用促進等が進められています。

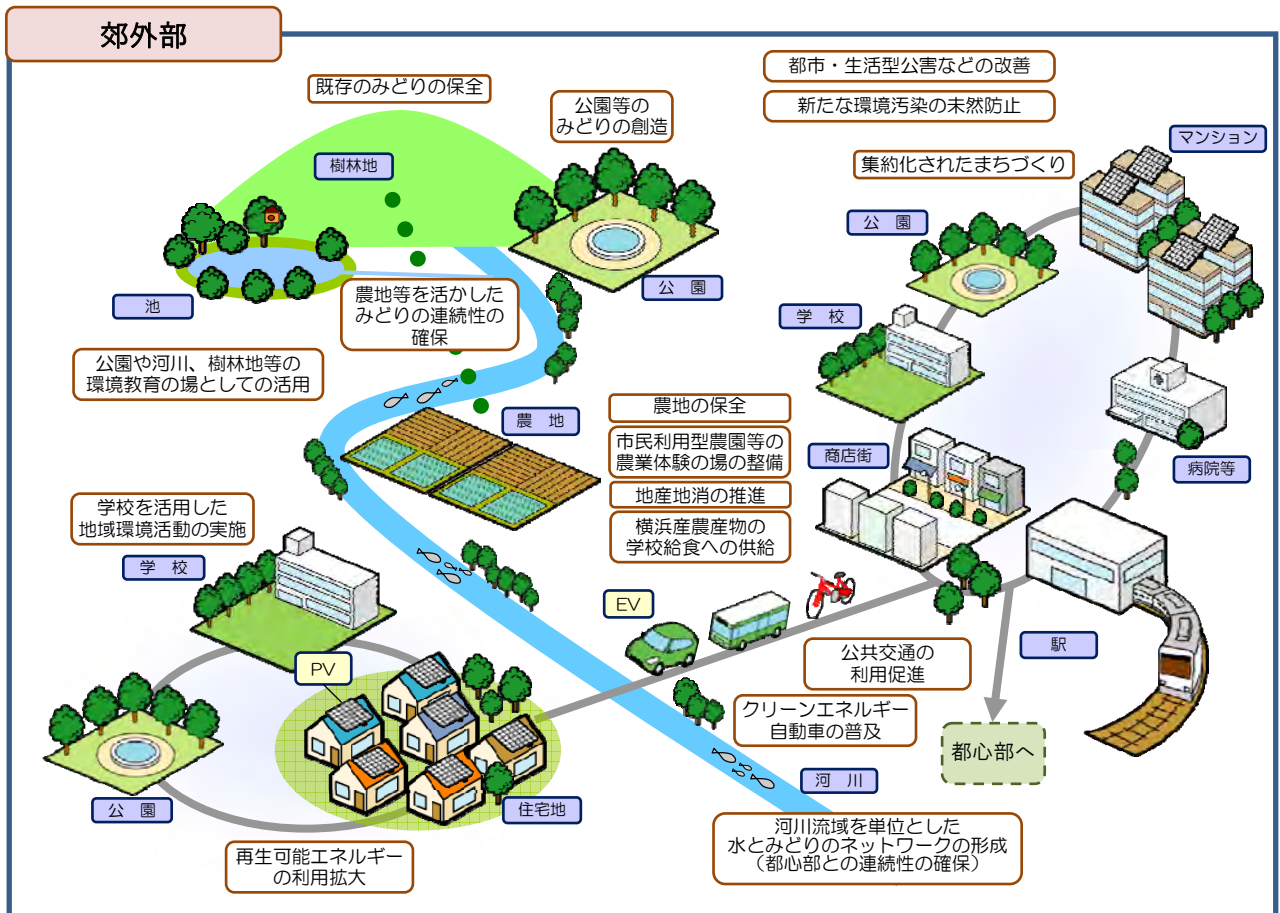
【環境を基軸とした地域経済の活性化】

環境技術や資源のより積極的な活用による地域経済の活性化に向けて、市内企業による環境技術の開発や、環境に配慮された地域景観の観光資源としての活用等が進められています。

【海的环境改善】

都心部に隣接している海が市民にとってのやすらぎの空間であり続けるために、水質の改善、海を身近に感じる空間の整備が進められています。

横浜が目指す将来の「郊外部」の概念図



【水とみどりのネットワークの形成、豊かな生物多様性】

郊外部では、残された樹林地を保全・創造するとともに、多様な生き物の生息・生育環境を維持するための水とみどりのネットワーク形成が図られています。

【農地の保全】

農地は、農産物の生産の場であるとともに、みどりの構成要素の一つです。横浜の特徴でもある、市民の身近に農地があり、農業が営まれている環境を維持するため、農業生産環境や農業を体験できる場の整備、地産地消の推進を中心とした農業振興等により農地の保全が進められています。

【コンパクトなまちづくり】

市街地の拡大は、移動や輸送、エネルギー供給等の面で様々なロスを生じることにつながります。移動量の低減、エネルギー利用の効率化を図るための集約化されたまちづくり等が進められています。

【環境教育の充実】

環境に対する関心や意識の高さを行動につなげるためには、幼少期からの環境教育、地域資源を活かした環境教育が不可欠です。公園や河川等を環境教育の場として活用することや、学校を活用した地域環境活動の実施等が進められています。

4.1 施策体系の考え方

■総合的な視点による施策体系の立案

人口減少・少子高齢化、地域のつながりの希薄化などの社会問題から、市内経済の長引く低迷、水辺環境やみどりの喪失など、横浜市は様々な問題を抱えています。これらの問題解決に向けて、環境行政としてもしっかりと役割を果たさなければなりません。しかし、これら広範な問題に対応するためには、従来の環境の視点からの施策だけでは解決は不可能です。そこで、環境管理計画では、新たに「人・地域社会」、「経済」、「まちづくり」の3つの視点による体系を構築し、総合的・横断的に取組を進めます。

■地球温暖化対策と生物多様性の重点化

第1章で重点分野とした「地球温暖化対策」及び「生物多様性」については、持続的に取り組むテーマであり、様々な施策と連携して推進することで、より大きな効果を生み出すものとなります。このため、2つのテーマを環境行政における包括的な分野として位置づけ、体系化します。

■環境側面から立案する新たな施策の柱

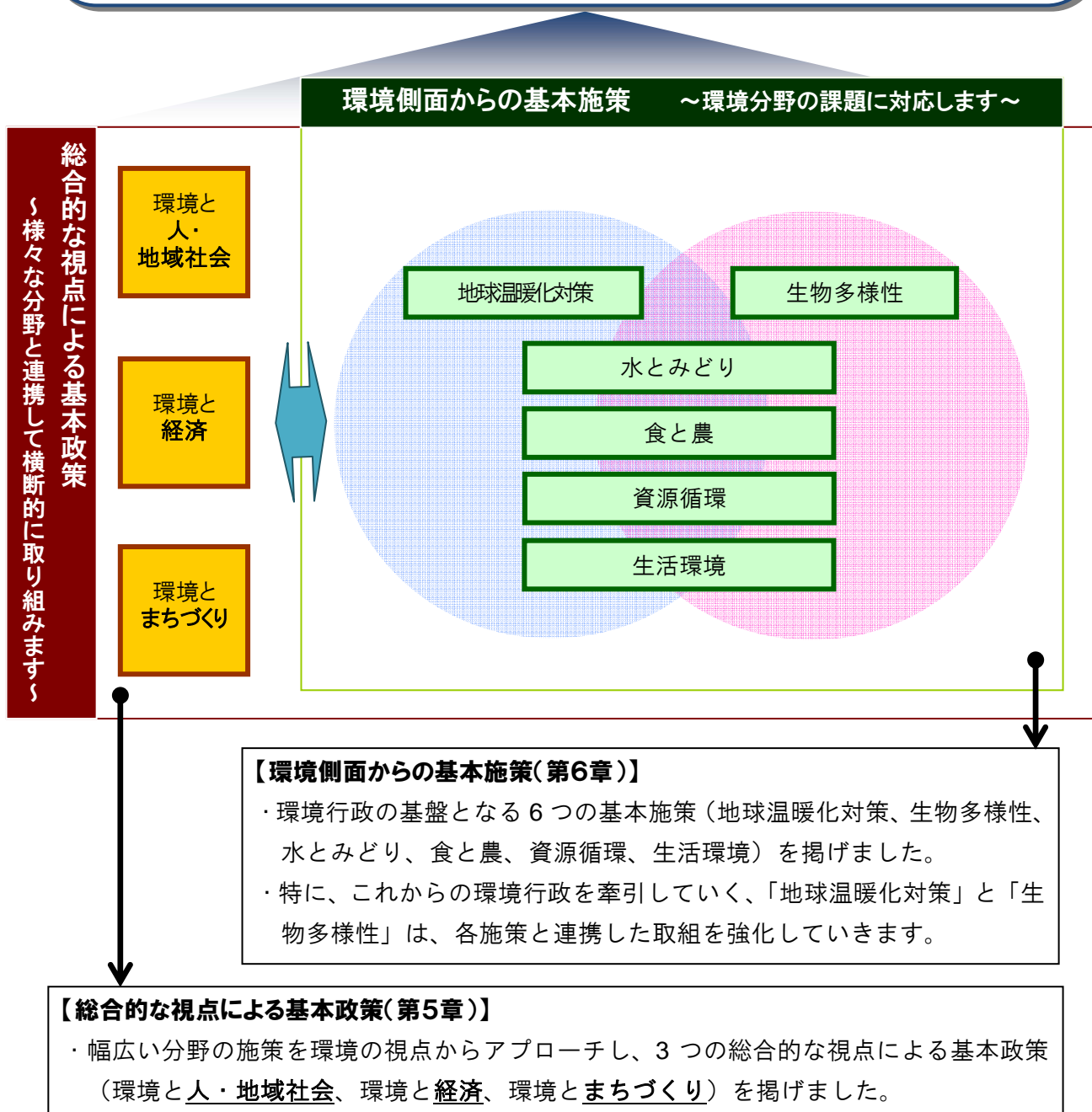
従来から取り組んでいる環境の視点から「水とみどり」、「資源循環」、「生活環境」を施策の柱に掲げるとともに、「地球温暖化対策」、「生物多様性」を重点分野として体系化します。

農地については、これまで市域のみどりを構成する要素の一つと位置づけ、農地の保全と農業振興を中心に取組を進めてきましたが、生物多様性の観点から農地の役割が再認識されていること、地産地消の取組に企業が積極的に関わるなど、農を取り巻く状況に新たな動きが起っています。そこで、これらの動きに対応した取組を進めるため、新たに「食と農」を施策の柱の一つとし、6つの柱で基本施策を立案します。

4.2 新たな施策体系

横浜が目指す環境の姿

- ◆ あらゆる環境技術の導入やライフスタイルの変革などにより、温室効果ガスの排出が大きく削減している低炭素なまち
 - ◆ 郊外部だけでなく、都心臨海部においても身近に多様な生き物を感じられる、水とみどり豊かな自然環境があるまち
- ⇒ これらの環境への取組が、横浜の経済の活性化、まちの魅力づくりなどに大きく貢献しています。



環境と人・地域社会

～横浜型のエコスタイルを実践する人と環境とのきずなが生み出す地域の活力～

2025年度 までの 環境目標

- 多くの市民が、子どものころから横浜の里山、川、海とのふれあいを体験する機会を持ち、自然環境と地域の文化などの関わりを大切にしている横浜型のエコスタイルが日常生活に定着しています。企業は、事業活動に伴う環境負荷の低減に取り組むとともに、環境改善につながる技術開発や地域活動を積極的に実施しています。
- 地域活動が、様々な年代の市民が参加して熱心に行われ、身近な公園や川、樹林地、農地などを地域の力で維持しています。
- 里山や公園、水辺の保全などの活動団体の取組が広がり、団体同士や、多くの市民や企業とのネットワークが形成され、市域全体での取組となっています。

現状と課題

環境に関する市民の意識

- 平成22年11月から12月にかけて実施した「環境に関するアンケート調査」では、約94%の市民が環境に関心を持っていると回答した一方で、「個人でできる行動をしている」という回答は約39%、「みんなで環境活動を進めている」という回答は約2%でした。また、「関心はあるが特に何もしていない」という回答は約53%でした。
- 多くの市民が環境に高い関心を持っていますが、行動の実践に至っていないのが現状です。身近なことから取組を始められるようなきっかけづくりが重要です。

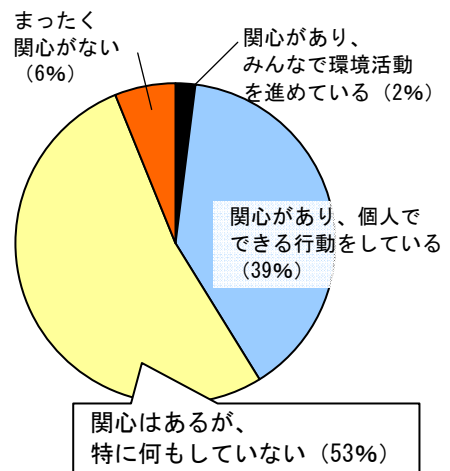


図 環境に対する関心や行動についての市民意識

横浜市内の環境活動団体の取組状況

- 横浜市内で環境活動を行っている団体は、現在把握しているだけで約3,800団体にのぼります（平成22年度末現在）。公園や河川・水辺施設、樹林地では、清掃活動や維持管理活動を行う「愛護会」が組織され、活動が行われています。
- 横浜市では、様々な分野で多くの市民及び活動団体が活動しており、また、活動意欲も高いことから、今後は、こうした取組のさらなる活性化につながるよう、施策を展開することが重要です。

表 市内で活動する主な環境活動団体

名称	活動内容
市民の森愛護会	散策路、広場の清掃・草刈、パトロール
ふれあいの樹林愛護会	散策路、広場の清掃・草刈、パトロール、巣箱設置などのふれあい活動
公園愛護会	公園の清掃、除草、必要に応じての樹木への水やり、利用者のマナー指導
水辺愛護会	河川・水辺施設の清掃や除草、水辺施設を活用したイベントの実施
森づくりボランティア団体	樹林地の保全活動
横浜農と緑の会「はま農楽」	援農、緑地の保全活動、研修、会報の発行など
よこはま緑の推進団体	地域の身近な緑や花をつくり、育てる市民団体
環境事業推進委員	地域での3R活動や美化活動の推進
ハマロードサポーター	身近な道路の清掃・美化活動を継続的に行う

企業の環境行動の取組状況

- 市内企業における環境配慮への関心は高まっており、ISO14001をはじめとした環境マネジメントシステムを導入している企業も増えてきています。また、製造工場では、先進的な省エネ技術、廃棄物の再利用、ビオトープ、周辺小中学校を招いての環境教育などを実施しています。
- 横浜商工会議所には、環境保全協議会が設置されており、定期的に情報交換など行っています。また、横浜自然観察の森などで積極的に活動しています。

横浜市の環境に関する広報等の取組

- 横浜市では、市民や企業への環境の普及啓発や情報提供など様々な環境に関するイベントや広報を行っています。
- 特に、平成21年度は、『『開国博 Y150』ヒルサイドエリア Y150 つながりの森』において、多くの環境活動団体が参加しました。この取組は、これからの横浜の環境行動の大きな飛躍につながるものとなりました。
- また、地域での環境保全活動がより一層充実し、環境保全型社会の創造が図られることを目的として、市民活動団体が行う自主的な環境保全活動に対して活動経費を助成しています。1年以上の活動実績があり、結成から5年未満の設立初期の団体育成を目的とする「イニシャル・アシスト」は、平成4年度から平成22年度までの累計で180団体への助成実績があります。
- さらに、平成5年度から、積極的な活動をした個人や団体を「横浜環境活動賞」として表彰しています。平成21年度までは、毎年、概ね10団体を表彰してきましたが、市民活動団体から企業、学校に至るまで、様々な主体による環境活動をより活発化していくため、平成22年度から「横浜環境活動大賞」及び「横浜環境活動実践賞」を創設し、この2賞をあわせて活動賞として表彰団体を拡大しています。

表 「横浜環境活動賞」受賞団体数（平成5年度から平成22年度の累計）

部門	市民の部	企業の部	児童・生徒・学生の部	合計
団体数	108	73	19	200

2013 年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、
【現状】は 2009 年度末の値、【目標】は 2013 年度末の目標値を記載しています。

(1) 人と環境とのきずなづくり

取組方針

・多くの市民が、身近にある横浜の自然・資源などを訪れ、その恵みを感じられるようにします。

主な取組	取組内容	取組目標
①市民の森などの広報	市民の森、雑木林のある公園、川の水辺拠点、農地など、多くの市民が利用し、楽しんでもらうという視点から、横断的に広報します。また、地域主体のイベントなどを体系的に広報します。	・2011 年度から順次実施
②多岐にわたる分野とのコラボレーションの推進	身近にある水田や里山、海などに関心を持ってもらうため、コンサートなどのイベント、健康づくり、福祉施設との連携など、多岐にわたる分野とのコラボレーションによりきっかけづくりを幅広く行います。	・2011 年度から推進
③横浜版エコツーリズム等観光需要の取り込み (ニューツーリズム振興事業) 【再掲(P26 参照)】	緑豊かな里山や農地などの田園風景、また、横浜スマートシティプロジェクト等の先進的な環境面での取組など、地域の環境資源等を活かした横浜の魅力を観光面で活用し、シティプロモーションの一端を担います。	・推進

(2) 企業の環境行動

取組方針

・市内の多くの企業が、主体的に地域との連携などにより環境行動を推進することができるよう取組を展開します。

主な取組	取組内容	取組目標
①企業の環境行動の表彰制度	従来の企業の表彰制度について、企業のインセンティブにつながるよう、新たな表彰制度の導入に向けた見直しを進めます。	・新たな表彰制度の導入(2011 年度)
②企業の環境行動の広報	企業が主体的に行う地球温暖化対策や生物多様性などの取組について、行政が積極的に広報します。	・2011 年度から順次実施
③企業とのコミュニケーション	企業が持つ様々な意見等について、環境保全協議会などの場を活用した対話づくりを積極的に進めます。	・2011 年度から順次実施

(3) 環境活動のネットワークづくり

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・活発な活動を実践している団体や企業と地域の結びつきにより、環境行動の輪をより一層広げていきます。 ・積極的な活動を進めている企業や団体の取組を応援します。
-------------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①環境行動フェスタの開催	市民、企業、活動団体などの参加により、環境について楽しく、分かりやすく学べるイベントを開催します。	・毎年実施
②連携・交流のプラットフォームづくり	生物多様性に関する取組を「b-アピール」として公募し、web マップ化することなどによる連携・交流のプラットフォームづくりや、身近なエリアごと（方面別や流域別、区単位等）にテーマを絞った事例発表会・交流会の開催により、企業や活動団体などの情報交流を深め、モチベーション向上や連携、技術力アップなどにつなげていきます。	・実施
③活動団体への活動支援	これまでの活動助成制度を見直し、生物多様性などテーマ性を持って環境活動団体を支援します。また、引き続き、団体等への表彰など行います。	・連携・支援団体数 【現状】 — 【目標】 20 団体 ・2011 年度から新たな制度づくりの検討・実施
④愛護会などの支援	公園、水辺、道路、樹林地などの維持活動に取り組んでいる愛護会などに対して、引き続き活動を支援します。また、区ごとに交流会を実施するなど、団体相互の意見交換などを進めます。	・公園愛護会の団体数 【現状】 2,353 団体 【目標】 2,430 団体 ・ハマロードサポーターの団体数 【現状】 256 団体 【目標】 300 団体 ・水辺愛護会の団体数 【現状】 89 団体 【目標】 100 団体
⑤地域での環境行動の推進	地球温暖化対策やごみの減量化、緑のカーテンなどの取組を、区役所や地域との連携により推進します。	・推進

コラム

■ ^{ビー}b-プロモーション（生物多様性プロモーション）

横浜市では生物多様性の取組を広く展開していくための活動を“b-プロモーション”と銘打って、様々な事業を展開していきます。

bは生物多様性 = biodiversity（バイオダイバーシティ）の頭文字を合い言葉に、子どもの自然体験の機会を提供する“b-キッズ”や、企業の取組を支援する“b-ビジネス”など、“b”を頭につけることで、生物多様性とのつながりを色々な場面や分野で感じてもらい、横浜市全体のムーブメントにつなげていきます。

プロモーションの展開にあたっては、企業や活動団体とのつながりや、自然の恵みを最も敏感に感じ取れる子どもをはじめとして多くの人に関心を持ってもらうきっかけを増やしていくことを重視していきます。



(4) 「学び」の輪づくり

取組方針

- ・多くの市民や企業が参画し、環境の学びの輪を広げ、さらに、行動力の発揮につながる取組を展開していきます。
- ・関心の度合や活動内容など、個々のニーズに合った、楽しみながら学べる「学び」の場づくりを進めます。

主な取組	取組内容	取組目標
①ヨコハマ・エコ・スクール（YES）の展開【再掲(P41 参照)】	市民・市民活動団体・事業者・大学等との連携による、「エコ活。」を含む脱温暖化行動の学びの場であるヨコハマ・エコ・スクール（YES）を推進します。	・YES を運営し、年間 250 講座を開催
②出前講座	環境教育「出前講座」の取組を推進するとともに、環境に関する専門知識を有する市職員のほか、市民、事業者などが出前講座の講師となる機会を増やします。	・推進
③自然環境などの地域資源を活用した体験プログラム	自然環境や社会的資源を活用した体験活動プログラムを実施し、青少年のコミュニケーション能力向上と人間性・社会性の育成を図ります。	・青少年の自然・社会体験プログラム参加人数 【現状】300 人/年 【目標】3,000 人/年
④環境教育実践推進校	身近な体験から持続可能な社会を考える環境教育を展開します。	・環境教育実践推進校の指定（横浜市教育振興基本計画） 【現状】23 校（2005 年度からの累計） 【2014 年度までの目標】56 校を指定
⑤動物園等における環境教育【再掲(P47 参照)】	各動物園や繁殖センターでの教育普及活動等を通じて、生物多様性の普及啓発を進めます。金沢動物園では周辺を含めたエコ森計画をもとに環境教育に取り組みます。	・継続的に推進

コラム

■「ヨコハマ・エコ・スクール（YES）」から始める「Yokohama エコ活。」

全国平均と比べると、家庭部門からの CO₂ の排出割合が大きい横浜市では、市民の皆さま一人ひとりに、環境や地球温暖化問題を自分のこととして考え、行動していただくことが、地球温暖化対策には不可欠です。そのため、市民の“身近なエコ活動”の輪を広げていくことを目指し、「Yokohama エコ活。あなたの毎日に、エコをプラスしよう」キャンペーンを展開しています。

また、市民の皆さまにより多くの「学び」の場を提供するため、市民、市民活動団体、事業者、大学等が実施する環境・地球温暖化問題に関連する様々な講座、イベントなどの活動を「YES（イエス）」という統一的なブランドで提供しています。

YES 講座等をきっかけとして、例えば、電気・ガス・水道の使用量を毎月記録する「環境家計簿」を通じた省エネ行動に取り組む、また、自家用車の利用を見直すなど、自分自身の「エコ活。」を見つけ、できることから始めてみませんか。



(5) 横浜市役所環境行動宣言による取組の推進

取組方針 ・ 市役所の各職場の運営や業務の推進において環境が重視され、職員一人ひとりが積極的な環境行動を進めることで、市民や企業の環境行動をリードします。

主な取組	取組内容	取組目標
①職員の積極的な環境行動の推進	事業部局ごとに組織の取組姿勢を環境行動目標として策定します。	・ 毎年策定
	職員一人ひとりの創意工夫やアイデアにより、業務における環境配慮や新たな環境行動を実践します。	・ 推進
②環境法令の確認・把握	各課の業務について、環境法令との関連を確認・把握します。	・ 毎年実施
③環境に関する研修	テーマ（横浜市 ISO 環境マネジメントシステムに関する基礎知識と環境法令に関する）を設定し、職員研修を行います。	・ 毎年実施
	環境をテーマに講演や現場研修などの研修を行います。	・ 毎年実施
④内部監査	各所属が行っている主に環境法令の遵守状況を点検します。	・ 毎年実施
⑤職員の意欲を高めるための取組	職員の環境行動表彰、環境に関する意見交換・交流の場づくりなど、職員の意欲向上に向けた取組を進めます。	・ 表彰制度の構築 ・ 場づくりの推進

コラム

■横浜市役所環境行動宣言とは

市長自らが、市民・企業の皆さまに向けて、市役所が率先して環境行動を実践していくことを約束するため、平成 22 年 2 月に「横浜市役所環境行動宣言」として発表しました。

横浜市は、大都市でありながら水、緑など自然環境に恵まれた都市です。この横浜の環境を守り、育て、創り、そして次代の子どもたちに引き継いでいくことが、私たちの責務です。

横浜市役所では、各職場での省資源・省エネルギーといった取組とともに、市民・企業の皆様と連携・協働し、地球温暖化対策、ごみの削減、緑の保全と創造など様々な業務を進めています。しかし、横浜、そして地球の環境を将来にわたり持続し向上させていくためには、地球温暖化への対応や生物多様性への配慮など、これまで以上に取組を強化する必要があります。そのためには、まずは私たち市役所職員一人ひとりが環境問題への意識を高く持ち、市民・企業の皆様のモデルとなる行動を実践してまいります。

横浜市役所は、関連する環境法令などを遵守し、環境汚染の予防に努めるとともに、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。

また、この環境マネジメントシステムが ISO14001 の国際規格に適合していることを、自らの責任で決定、運用し、市役所が横浜、そして地球の環境保全に大きく貢献することを宣言します。

平成 22 年 2 月 17 日

横浜市長 林 文子

環境と経済

～環境分野をツール・フィールドとした新たな展開による、
市内経済の活性化と地域のにぎわいづくり～

2025年度 までの 環境目標

- 環境分野の技術・商品による経済活動の活発な展開により、市内経済の活性化が進み、環境分野の取組のさらなる普及・促進につながっています。
- 市内企業の環境分野への関心の高まりを応援し、支える取組を幅広く展開しています。
- 横浜の地域資源の活用によるエコツーリズムや環境技術・ノウハウの蓄積等の新たな展開が、横浜のシティプロモーションにつながっています。

現状と課題

環境に関する市内企業の意識

- 平成 21 年 9 月に実施した「第 70 回横浜市景況・経営動向調査」の特別調査では、「現在取り組んでいる」、あるいは「今後進出したい」と考えている新たな分野について、「環境関連分野」が 41.0%と最も多くなっており、市内企業の環境分野への高い意識が伺えます。

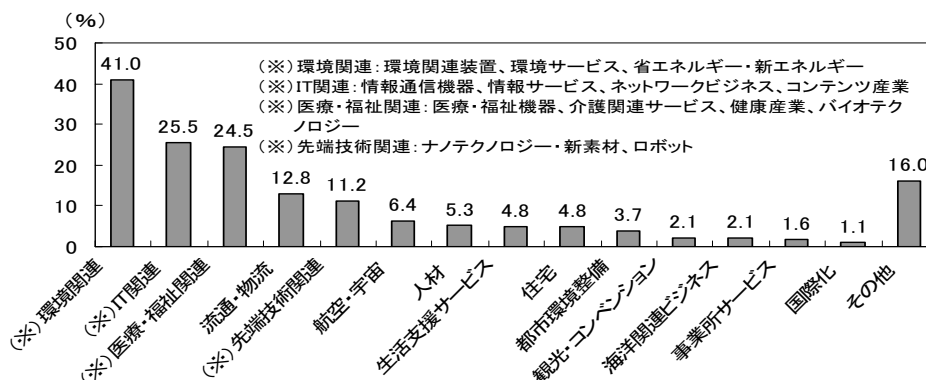


図 現在取り組んでいる、あるいは今後取り組みたいと考えている新たな分野

(出典: 第 70 回横浜市景況・経営動向調査)

- 平成 22 年 9 月に実施した「第 74 回横浜市景況・経営動向調査」の特別調査によると、多くの企業で既に「オフィスにおける節電・節水等の推進」(82.1%)、「クールビズ・ウォームビズの推進」(60.6%)といった一人ひとりの努力による省エネが実施されています。今後は、「空調機器、照明機器など省エネ機器の導入」(36.5%)、「低燃費車の導入(エコカー等)」(32.1%)、「再生可能エネルギーの導入(太陽光発電等)」(25.5%)といった機器等の導入による温室効果ガス排出抑制の取組が増加することが予想されます。
- また、環境分野でのビジネスや事業への取組状況を尋ねたところ、25.6%の企業が「既に事業を展開している」と回答し、平成 20 年の調査結果(10.6%)と比べて 15 ポイント上昇しました。この「既に事業を展開している」と回答した企業に現在の業績について伺ったところ、最も多かったのは「おおむね予想通り」(40.7%)であり、「予想より上回っている」と回答した企業(19.5%)と併せると約 6 割の企業が事業を順調に進めています。

- 環境分野のビジネスについて取り組む上での課題を尋ねたところ、「技術力・ノウハウの不足」(43.7%)、「人材の不足」(25.5%)、「資金の不足」(22.2%)、という回答が多くありました。これらの課題を解決するための取組を進めることで市内企業の環境分野のビジネスへの参入が進むと考えられます。

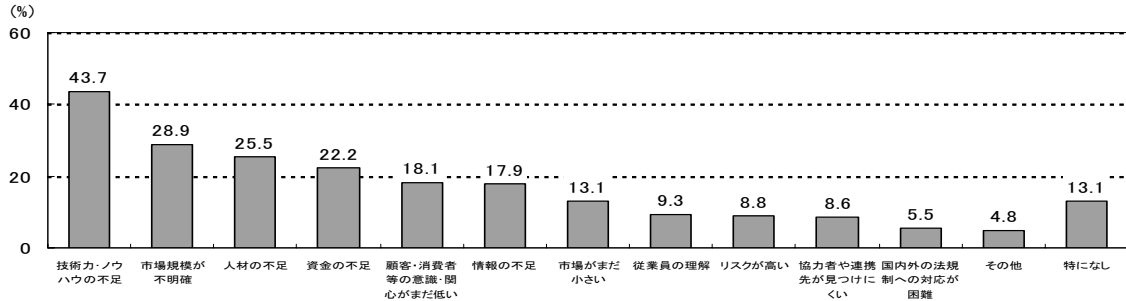


図 環境分野のビジネスについて取り組む上での課題

(出典：第74回横浜市景況・経営動向調査)

※「横浜市景況・経営動向調査」は、市内企業の経営動向を把握し、経済施策の推進に資するため、横浜市内の企業・事業所を対象に、四半期(6月、9月、12月、3月)ごとにアンケート調査及びヒアリング調査を実施しているものです。

横浜市の取組状況と今後に向けた課題

- 「横浜市中期4か年計画(平成22年12月)」において、低炭素社会に向けた需要創出による市内経済活性化につなげることを目指し、「環境最先端都市戦略」を成長戦略の一つに掲げました。
- 温室効果ガスの大幅な削減など、環境への取組を進めるためには、環境行動が自然と得をするような持続可能な社会経済システムの実現が不可欠です。環境は経済活性化の制約要因ではなく、大きな推進要因となり得るため、市内経済活性化に向けたさらなる展開が求められています。特に、環境分野における市内中小企業の成長支援として、企業の強みを活かした企業間コーディネートを進め、市内企業の新たな事業展開を促進することが必要です。
- また、里山や歴史的景観などの地域資源や、これまで培ってきた先進的な環境技術・ノウハウを活かし、経済の活性化につなげることも求められています。

環境分野の海外市場への展開の必要性

- アジアなどの新興国では、急激な経済発展等に起因する都市の人口集中による都市開発が進み、それに伴う大量の温室効果ガスが排出され、地球全体の温暖化問題として懸念されています。
- また、新興国では人口集中に対してインフラ整備が遅れており、生活環境が悪化しているため、環境にも配慮したインフラ整備を早急に進める必要があります。
- 今後、横浜の良好な環境を維持向上していくためには、横浜市内の温暖化対策のみならず、世界の都市開発に合わせた環境問題の解決に取り組んでいくことが求められています。

2013 年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、
【現状】は 2009 年度末の値、【目標】は 2013 年度末の目標値を記載しています。

(1) 環境分野における需要の創出を通じたビジネスチャンスの拡大

取組方針

- ・市内中小企業への省エネ・環境経営の普及啓発を推進します。
- ・家庭や民間施設、公共施設等における環境配慮型機器、設備等への転換をサポートすることにより需要を創出し、ビジネスチャンスを提供します。

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜スマートシティプロジェクトの推進 【再掲(P38 参照)】	持続可能な低炭素都市を目指し、市民・民間企業・市が連携しながら進めていく取組です。みなとみらい 21 地区、港北ニュータウン、横浜グリーンバレー（金沢区）の 3 エリアを中心として再生可能エネルギーの導入や、住宅、ビル、地域でのエネルギー需給の最適化などを行います。	・スマートハウス整備数 【現状】 — 【目標】 3,000 世帯
	規制緩和や税制・金融優遇措置等を検討します。	・新たな制度の検討
②住宅用太陽光発電設備等の普及促進 【再掲(P40 参照)】	再生可能エネルギー利用の普及拡大を図るため、一般家庭への住宅用太陽光設置支援等を行います。また、太陽熱設備の設置についても支援します。	・住宅用太陽光発電設備 【現状】 2,945 基 【目標】 4,400 基
③電気自動車（EV）の普及促進 【再掲(P40 参照)】	電気自動車等の普及を促進するため、車両購入費用の一部を補助します。また、充電環境を整えるため、商業施設などの駐車場に充電設備の設置を進めます。	・電気自動車市内登録台数 【現状】 34 台 【目標】 1,300 台
④省エネ経営促進支援事業	中小企業を対象に、省エネ意識を啓発するセミナー・実践講座の開催、実践企業の支援など環境経営を支援します。	・省エネセミナー開催
⑤省エネアドバイザー派遣	中小企業に省エネルギーの専門家を技術アドバイザーとして派遣し、生産設備、ビル設備等の省エネアドバイスや省エネ計画の策定支援を行い、省エネ・新エネ等の導入による企業経営の効率化と脱温暖化の推進を目指します。	・アドバイザー派遣
⑥公共施設の温暖化対策、省エネ対策の推進	公共施設の省エネ対策や防犯灯の LED 化を実施することにより、市内企業の受注拡大につなげます。	・省エネ機器の導入 ・省エネ改修の実施 ・防犯灯 LED 化の推進
⑦公共施設の長寿命化の推進	老朽化が進んでいる下水道等公共施設について、環境負荷低減の観点から建て替えを行わず、改修・修繕などによる長寿命化を進めます。これらの取組を推進し、市内企業の受注拡大につなげます。	・下水道等公共施設の長寿命化の推進
⑧脱温暖化モデル事業の実施 【再掲(P34 参照)】	環境に配慮した街並みと省エネ性能の高い住宅の整備、市民への普及啓発及び市内経済の活性化に寄与することを目的として、横浜市脱温暖化モデル住宅の整備を誘導します。	・モデルハウス建築 ・住宅竣工
⑨既存住宅のエコリフォームの推進 【再掲(P34 参照)】	省エネルギー型住宅の普及、促進に向けた市民相談を実施します	・省エネリフォーム相談の開始 ・専門家の認定制度の検討

(2) 低炭素社会に向けた市内企業の技術革新（イノベーション）推進**取組方針**

- ・環境分野における市内中小企業のイノベーションに向けた取組を支援し、成長を促進します。
- ・環境関連企業の市内への誘致を推進します。

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜グリーンバレーの推進 【再掲(P38 参照)】	市民と産学官が連携して、省エネの実践、再生可能エネルギーの利活用による温室効果ガスの削減と、環境関連産業の振興による経済の活性化、環境啓発拠点の形成などを先進的に進めます。	・推進
②中小企業研究開発促進事業（SBIR）	環境分野における新技術・新製品の開発に取り組む市内中小企業に対し、重点枠として有利な条件で開発経費を助成するなどの支援を行います。	・新規研究開発の促進
③中小製造業経営革新促進助成（CO ₂ 削減に資する設備投資助成）	生産設備等の省エネルギー化を推進するため、中小製造業経営革新促進助成の対象のうち、CO ₂ 削減に資する設備投資にかかる経費について助成率を上乗せします。	・CO ₂ 削減に資する設備投資の促進
④ものづくり支援コーディネート事業	さらなる成長を目指す市内中小製造業者に技術の専門家をコーディネーターとして派遣し、技術力向上、技術・製品開発促進、販路開拓の各段階で実施される支援事業との有機的な連携を図りながら、新事業分野進出や販路開拓等を支援します。	・コーディネーター派遣件数 【現状】 — 【目標】 570件
⑤脱温暖化ビジネスネットワーク構築事業	市内における新たなビジネスチャンスの創出を目指し、脱温暖化に資する中小・大手企業の技術・製品や大学の研究成果等の情報を発信・交換できる機会を設け、市内中小企業と大手企業等との技術連携を推進します。	・企業間連携の促進
⑥環境・温暖化対策分野産業振興事業	市内中小企業が参画するコンソーシアムを形成し、環境関連プロジェクト（実証実験）を推進し、市内企業のビジネスチャンスの拡大や先進的な取組を発信します。	・推進
⑦中小企業融資事業（企業価値向上資金）	環境分野におけるSBIR等の成果を活かした事業展開や、環境経営を行う中小企業等に対し資金調達を支援します。	・融資制度の運用
⑧環境関連企業の誘致	IT、バイオ、環境など横浜市が重点的に振興すべき産業分野の企業が市内に進出する場合に、賃料等の一部相当額の助成を行い、重点産業の集積を図ります。	・企業誘致の推進

コラム**■横浜市中小企業研究開発促進事業（SBIR）とは**

横浜市では、新技術・新製品開発に取り組む市内中小企業の研究開発段階から 販路開拓までを一貫して支援する『横浜市中小企業研究開発促進事業（SBIR）』を実施しています。

※ SBIR は、"Small Business Innovation Research"（中小企業技術革新制度）の略です。



(3) 地域資源を活かしたシティプロモーションの展開

取組方針

・里山や歴史的景観など地域資源を活かしたニューツーリズム振興の一環として、地域の環境資源を活かしたエコツーリズムを展開し、横浜のシティプロモーションにつなげます。

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜版エコツーリズム等観光需要の取り込み (ニューツーリズム振興事業)	緑豊かな里山や農地などの田園風景、また、横浜スマートシティプロジェクト等の先進的な環境面での取組など、地域の環境資源等を活かした横浜の魅力観光面で活用し、シティプロモーションの一端を担います。	・推進
②環境に配慮した横浜の都市づくりのPR	横浜市は、世界銀行が進める「環境と経済」両立した都市づくり(Eco2 Citiesプログラム)で高評価を得て、日本で唯一のEco2 Citiesに選ばれています。横浜の取組を世界にPRすることで、環境に配慮したまちづくりを広めます。	・推進

(4) 環境ビジネスの海外での戦略的な展開

取組方針

・急速に拡大する新興国等での水ビジネスをはじめとするこれまで横浜で培ってきた環境に関する技術・ノウハウを活かしたビジネスを、公民連携により、新興国をはじめとした海外に向けて展開し、世界の環境対策に貢献します。

主な取組	取組内容	取組目標
①公民連携による水ビジネスの国際展開	これまで培ってきた上下水道の高い環境技術(運営・ノウハウ)を企業との連携により海外に展開し、市内企業のビジネスチャンスの拡大(交流・商談機会の増加等)につなげます。	・「国際戦略拠点」の招致 ・「水ビジネス協議会(仮称)」の設置
②横浜スマートシティプロジェクトの展開	再生可能エネルギーの大量導入や、市民、事業者、地域におけるエネルギーマネジメント等を推進することにより、日本型スマートグリッドを構築し、他都市、地域への展開、アジアなどへの波及を視野に入れたビジネスモデル構築などを進めます。	・推進

コラム

■水ビジネスの推進

上下水道分野を中心とする水ビジネス市場が新興国などで急速に拡大しており、公民連携による海外への水ビジネスの展開が期待されています。

上下水道が一体となって、水ビジネスの推進を図り、横浜の魅力を高めていきます。

《国が計画している「国際戦略拠点」の招致》

国では、下水道に関する水ビジネスの戦略拠点(研究開発拠点・ショーケースなどを備えた日本版ハブ)を計画しています。横浜の上下水道の高い技術力と豊富な実績を生かし、戦略拠点の招致に向け取り組みます。

《「横浜水ビジネス協議会」の設置》

国際戦略拠点の招致につなげるとともに、海外水ビジネスの展開に向け「横浜水ビジネス協議会」を設置し、公民連携による情報共有や意見交換を進めます。

(5) 新興国等での都市開発に合わせた環境対策の支援

取組方針

- ・これまで横浜で培ってきた環境や都市づくりに関する技術・ノウハウを活かして、新興国等における都市課題の解決を支援し、世界の環境対策に貢献します。
- ・国内外で連携した取組を展開します。

主な取組	取組内容	取組目標
①新興国等の都市づくりの支援	新興国等での大規模な都市開発において、環境に配慮した都市づくりに向けた調査・アドバイス等、支援を行います。	・Y-PORT 事業の展開
②国内外の都市との脱温暖化連携の推進 【再掲(P41 参照)】	《国内都市等との連携》 国、企業、自治体を交えて、地球温暖化対策に関する情報交換を行い、連携を進めます。	・低炭素都市推進協議会において情報交換を推進
	《国外都市との連携》 C40（世界大都市気候変動グループ）の加盟都市として、C40 のネットワークを通じて、本市の取組を発信するとともに、他の先進都市の取組を学び、本市の施策・取組づくりに反映させます。 また、アジア太平洋都市間協力ネットワーク（CITYNET）、国連大学高等研究所（UNU-IAS）、JICA 横浜等の市内国際機関等と連携し、開発途上国都市の温暖化対策推進支援も行います。	・C40、CITYNET 等の主催会議等を活用し、本市の取組を発信し、国外都市との連携を推進

コラム

■横浜発 国際技術協力「Y-PORT 事業」の推進

都心部への人口集中やインフラ整備の遅れによる環境問題が顕在化している新興国等の様々な都市課題の解決に貢献するため、本市が培ってきた資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力を「Y-PORT 事業」（Yokohama Partnership of Resources and Technologies：公民連携による国際技術協力事業）として積極的に進めています。

この事業は、新興国等の都市課題解決を支援するとともに、市内経済の活性化に取り組むもので、世界の環境対策にも貢献するものです。

①都市づくりアドバイザー

新興国等への海外展開に関わる市内企業に対して、これまで本市が培ってきた技術やノウハウのアドバイス、調査協力などを行います。

②本市のシティプロモーション

海外での事業プロジェクトの形成や企業等の誘致に向けて、本市の技術・ノウハウを公民連携で積極的にPRします。

③市内企業の海外展開支援

市内の大企業・中小企業をはじめ、大学、NPO など、本市で活躍する様々なプレーヤーの海外展開を支援します。

④国際貢献を担う人材育成

海外からの研修生受入れや人材交流など、国際技術協力を欠かせない人材育成を公民連携で進めます。

環境とまちづくり

～環境と調和・共生した魅力あるまちづくり～

2025年度 までの 環境目標

- ▶ 生物多様性や地球温暖化対策と都市活動のバランスが保たれ、住みやすく、働きやすいまちを目指します。また、集約型都市構造への転換が図られ、コンパクトな市街地形成を進めます。
- ▶ 徒歩や自転車、公共交通を中心とした、誰もが移動しやすく環境にやさしい交通体系を形成します。
- ▶ 建築物の多くを、地球温暖化対策や長寿命化対策などを講じた環境配慮型の建築物とします。

現状と課題

都心臨海部・郊外部のまちづくりにおける現状と課題

- 横浜駅周辺地区やみなとみらい 21 地区などの都心部は、横浜の玄関口として、魅力ある都市空間づくりが求められています。都市の景観において緑は重要な要素となりますが、特に横浜駅周辺は緑地が少ない状態です。景観や生物への配慮、ヒートアイランド対策の面からも、都心部における水・みどりの創出に取り組む必要があります。
- また、大規模な商業施設やオフィスビルなどが集積し、エネルギー消費量の大きい都心部は、環境負荷を低減させるため、最先端技術の導入や再生可能エネルギーの積極的な活用など、環境を重視したまちづくりを進める必要があります。
- 郊外部では、人口減少・少子高齢化が進んでいる地域も見られ、コンパクトで活力あるまちの実現に向けて、地域のニーズに応じたまちづくりを進める必要があります。
- 都市生活における身近な生活に関する問題として、近隣迷惑行為が増加しています。これらの問題は、法規制による対応が難しいことから、行政の側面的な支援と併せ、地域の主体的な取組等として解決を図っている状況です。
- 横浜市土地利用構成比は、住宅用地に次いで農地・樹林地が多いものの、公園緑地や農地・樹林地の比率は減少しています。身近な鉄道駅を拠点として機能集積を図り、市街化調整区域においては基本的に開発を抑制し、市民が自然に親しめる里山などの自然環境を保全する必要があります。また、河川や里山、農地などの環境資源を活用し、地域の魅力づくりにつなげることも重要です。

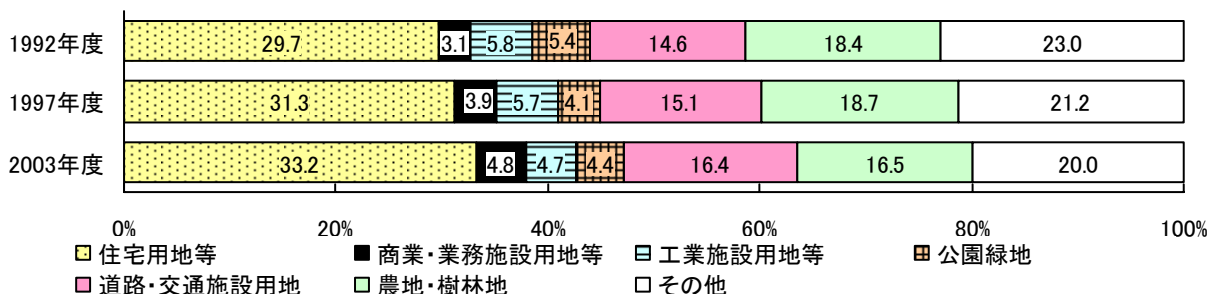


図 横浜市全体の土地利用の推移
(出典：横浜市都市計画基礎調査より作成)

- 横浜港の海域やそれにつながる河川域は、沿岸部分の所有者により関連する法制度や利害関係者が異なるため、横断的な整備が難しい状況になっています。今後は、陸側の土地利用や水面利用、水質浄化の取組などと連携し、まちづくりとして取り組む必要があります。

誰もが移動しやすく環境にやさしい交通体系の現状と課題

- 横浜市内の代表交通手段の分担率は、平成 20 年時点で 33.9%が鉄道、5.8%が路線バス、23.4%が自動車となっており、10 年前と比較して鉄道やバスが上昇し、自動車が低下していることから、公共交通を中心とした交通体系にシフトしていると考えられます。しかし、幹線道路における交通渋滞は解消しておらず、市内各所で渋滞が発生しています。この沿道環境の悪化が温室効果ガス等の増加につながることから、引き続き渋滞解消などの課題へ対応する必要があります。
- さらに、温室効果ガス削減の観点からは、化石燃料への依存を極力減らした交通体系への転換が求められています。そのためには、誰でも移動しやすく、環境にやさしい交通体系の形成を目指し、鉄道の整備、徒歩、自転車、公共交通が利用しやすいまちづくり、過度なマイカー利用の抑制、電気自動車の普及と利用しやすいまちづくりなどを総合的に進めていく必要があります。

環境に配慮した建築物の普及の現状と課題

- 地球温暖化対策を進めるうえで、家庭部門の CO₂ 排出に大きくかかわる住宅の省エネ化など、建築物の対策が環境配慮に果たす役割は重要です。現在、横浜市では、床面積 2,000 m²以上の建築物を対象に横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）を実施していますが、今後は、建築物の多くを占める戸建住宅等へも、制度の導入を進めることが求められています。
- また、平成 22 年度から新たに販売又は賃貸を目的とした広告物に、建築物の環境性能を表示する制度を開始しましたが、このような市民の関心を高める取組について、積極的に広報する必要があります。一方、建設事業者に対しては、環境配慮型の建築物に関する技術習得の支援をしていくことも必要です。

公園の整備の現状と課題

- 市内には、2,592 か所（平成 21 年度末時点）の公園があります。これらの公園では、公園愛護会など地域の方々の取組により、清掃や除草、公園を活用するイベントなどが行われています。また、遊具などで老朽化が進んでいるものもありましたが、安全に利用できるよう対策を講じています。
- 公園は、地域の生活拠点でもあり、これからは、子育て支援、まちづくり、生物多様性などに応えた整備を進める必要があります。また、公園には地域の活性化に貢献するとともに、美しい街並み景観の形成、ヒートアイランド対策、豊かな生物多様性の実現などに寄与する貴重なオープンスペースなどの多様な役割が求められています。再整備に当たっては、河川、周辺のオープンスペースとのつながり、まちづくりとの連携など広い視点で対応すべきです。

- 大規模公園は、事業費が大きくなることから、財政状況を勘案して、市民ニーズに対応した整備を今後とも順次進めていきます。

下水道・河川の整備の現状と課題

- 下水道では、市域全体で時間当たり約 50 mmの降雨に対応する整備を進め、地盤が低く雨水ポンプで排水する区域では時間当たり約 60 mmの降雨に対応できるよう、整備を進めています。
- 昨今、増加傾向にある局地的な大雨の発生では、時間当たり 50 mmを超える降雨も見られ、路面などを經由して管きよへ流入する水量の急増、水路の急激な水位の上昇につながることから、浸水被害のリスクが高まっています。
- このため、従来のハード整備に加え、市民の防災意識の向上や自主的な行動(自助、共助)への支援が重要であり、雨水幹線整備や雨水浸透施設設置などの着実な推進とともに、浸水や避難に関する情報を提供するための内水ハザードマップを作成するなど、総合的な対策により浸水被害の軽減に取り組む必要があります。
- 河川では、市内を流れる一級、二級、準用河川のうち、主要な 28 河川、延長約 85 kmの区間について、当面、時間当たり約 50 mmの降雨に対応する整備を進めています。
- また、流域の雨水流出を抑制することにより、近年の局地的な大雨にも効果がある雨水貯留浸透施設の整備も進めています。今後は、さらなる治水安全度の向上に向け、河川整備水準の強化がもとめられています。

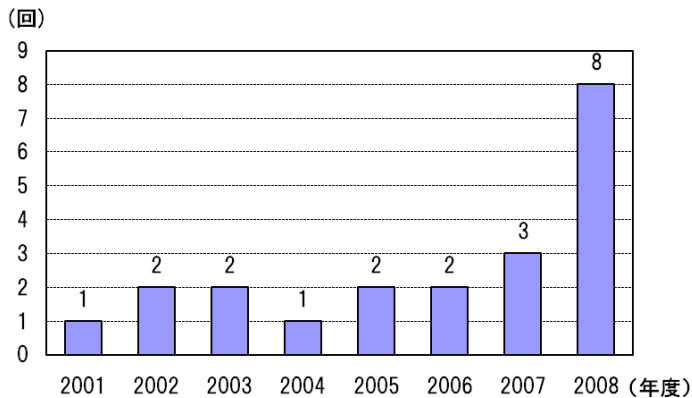


図 過去8年間の時間当たり約50mmを超える降雨の発生回数の推移
(出典：横浜の災害)

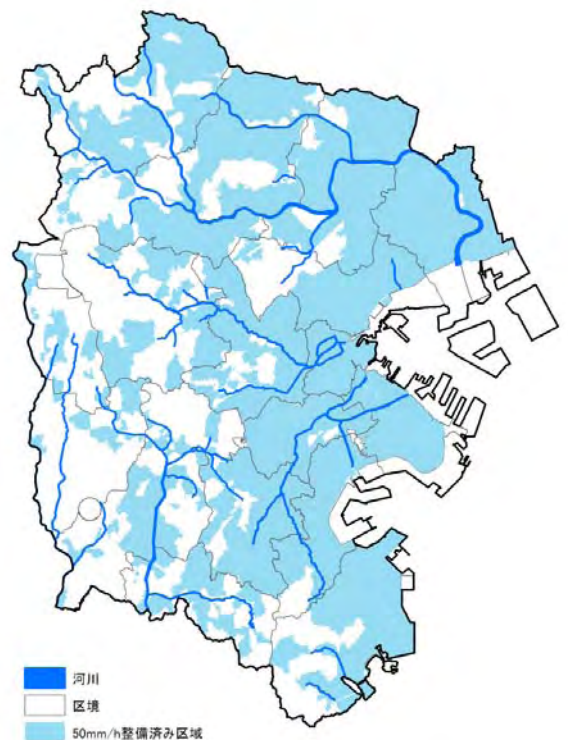


図 雨水幹線整備状況図
(平成 21 (2009) 年度末時点)

2013 年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は 2009 年度末の値、【目標】は 2013 年度末の目標値を記載しています。

(1) 都心部におけるエコまちづくりの推進

取組方針

・都市機能の強化とともに、景観、交通などによる環境負荷が少なく、水やみどり空間が創出され、生き物を身近に感じられる、都心の街並みと海・川を活かした豊かな環境のあるまちづくりを進めます。

主な取組	取組内容	取組目標
①エキサイトよこはま 22 における環境取組の推進	身近な空間での緑地整備、再生可能エネルギーの積極的な導入、河川空間と調和のとれた空間づくりなど計画づくりを進めます。特に、先行している（仮称）横浜駅西口ビル計画においては、この環境方針（取組方針）を踏まえた計画を誘導します。	・（仮称）横浜駅西口ビル計画における積極的な環境取組の誘導 ・緑化の推進
②みなとみらい 21 地区における環境取組の推進	積極的な緑化等の環境整備に取り組むとともに、横浜スマートシティプロジェクトの取組を進めるなど、働く方、住む方にとって快適なまちづくりを推進します。	・横浜スマートシティプロジェクトの推進 ・緑化の推進
③身近な生き物に着目したまちづくり 【再掲(P46 参照)】	身近な生態系の保全の指標ともなりうるミトンボや、生物多様性を楽しく理解できるミツバチ飼育などに着目したまちづくりの取組を市民や NPO との連携により実施します。	・取組実施か所数 【現状】 — 【目標】 5 か所実施

コラム

■先進的環境づくりにチャレンジする街～みなとみらい 21～

みなとみらい 21 地区では、開発当初から国内外に誇れる都市環境を目指し、計画的なインフラ整備、環境技術の積極的な導入や、それらを活用した環境啓発活動を推進しています。

①水・緑を活かした街づくり

ウォーターフロントという恵まれた立地条件を活かすため、水際線に特色ある緑地を配置し、それぞれの緑地をプロムナードで結んでいます。

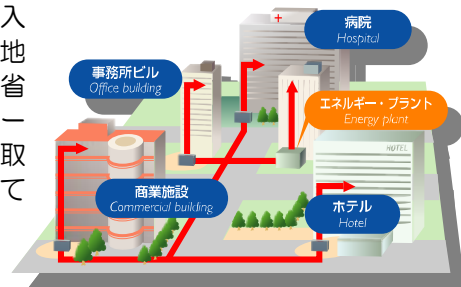
③環境技術の積極的導入

再生可能エネルギーの普及・脱温暖化に向け、「動く歩道」の屋根にソーラーパネルを設置するなど環境技術の積極的導入に取り組んでいます。



②省エネルギー対応のインフラ整備

地区内の幹線道路の地下には、都市機能を支える供給処理施設を収容する共同溝を配置し、地域冷暖房を導入するなど地区全体で省エネルギーに向けた取組を進めています。



④環境啓発活動

7月7日の七夕の日に地区内の企業や団体に午後8時から10分間、一斉消灯を呼びかけるとともに、あんどんキャンドルナイトを実施するなど環境啓発活動を実施しています。

(2) コンパクトで活力ある郊外部のまちづくり

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅周辺について、地域の拠点として都市機能の強化を図るとともに、緑化、景観など豊かな環境のあるまちづくりを進めます。 ・ 駅前などの拠点と緑豊かな郊外住宅地が地域交通等でつながり、快適で利便性の高いコンパクトなまちが形成されています。市街地の拡散を抑制しつつ持続可能な都市づくりを進めます。
-------------	---

主な取組	取組内容	取組目標
① 鉄道駅周辺の拠点整備	駅を中心とした地域の拠点として、駅前広場、歩行者空間、緑化空間などの豊かな環境の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点整備 【現状】 事業中 7 地区 【目標】 完了 4 地区、事業中 7 地区 ・ 緑化の推進
② 市民主体の地域まちづくりの推進	組織・プラン・ルールづくり等のまちづくり活動に対し、コーディネーター派遣や活動助成等の支援を行うことにより、身近な環境問題などの地域ニーズに応じたまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ登録・組織認定数 【現状】 149 【目標】 169
③ 人口減少等を踏まえた住環境などの充実	コンパクトなまちづくりに向けて、市街地の拡散抑制を視野に入れ、土地利用誘導手法などを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用誘導手法の検討

(3) つながりの海（まちづくりと連携した海づくり）

取組方針	・ 周辺のまちづくりと連携して、浅海域を利用した海づくりを推進します。
-------------	-------------------------------------

主な取組	取組内容	取組目標
① 京浜臨海部の海づくり	末広地区での「京浜の森と海」づくりとして、磯浜や渡り鳥の営巣地づくり等を、企業等と連携して進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着手
② 都心臨海部の海づくり	都心臨海部の魅力づくりとして、山下公園前で水質浄化を進めます。都心部の河川・海域と水域利用、まちづくりとの連携、トライアスロンなどイベントでの活用など、多様な海の活用へつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質浄化に着手
③ 金沢の歴史と文化の海づくり	横浜で唯一の自然の砂浜である、野島海岸の再生を進めます。野島を含めた金沢地区は、市民連携の海づくりが活発なエリアであり、海づくりの一層の活性化につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野島海岸再生プログラムの策定
④ 横浜グリーンバレーでの取組	横浜グリーンバレー構想に基づく産学官民の連携により海域における温室効果ガスの吸収・固定化に挑戦します。市場メカニズムを活用した経済的に循環する仕組み（ブルーカーボン）の検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス吸収・固定化に関する実証試験の実施

(4) 誰もが移動しやすく人と環境にやさしい交通体系の形成

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過度なマイカー利用を抑制し公共交通の利用を促進します。 ・ 環境配慮型の自動車の普及やインフラの整備を図ります。 ・ 交通ネットワークの形成により環境負荷低減を進めます。 ・ 徒歩や自転車による快適で楽しい交通環境を整備します。
-------------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①交通ネットワークの整備による環境負荷低減	公共交通の利便性を高め、利用促進を図るため、神奈川東部方面線の整備など、鉄道ネットワークの整備を推進します。その他の鉄道構想路線は事業化を検討します。	・ 神奈川東部方面線整備 (事業中)
	鉄道駅及びその周辺において、バリアフリー化など歩行環境の改善や乗り換えの利便性向上などに取り組みます。	・ 自由通路整備や駅舎改良の推進 【現状】 事業中 3 駅、 事業化検討 6 駅 【目標】 完了 7 駅、事業中 1 駅、 事業化検討 6 駅
	周辺環境に配慮した横浜環状道路や幹線道路網による道路ネットワークの整備や交差点改良を進め、渋滞の解消により、温室効果ガスの削減につなげます。最寄駅まで 15 分で到着できるように、主に駅までのバス路線等の整備を行うなど、快適なバスの利用環境も整備します。	・ 環境改善の推進 【現状】 渋滞箇所 561 か所 【目標】 460 か所
②モビリティマネジメントの推進	過度に自家用車に依存するライフスタイルを見直し、徒歩・自転車・公共交通を中心とした移動の促進に向けた取組を進めます。	・ モビリティマネジメントの推進 (計画期間中 8 か所)
③地域交通サポートの推進	既存バス路線がカバーしていない地域などにおいて、公共交通の利便性を高めるため、地域の特性や交通ニーズを踏まえた、新たな乗合型の交通サービスの実現に向けて、計画づくりから運行に至るまで、地域の主体的な取組を支援します。	・ 取組地区数 【現状】 12 地区 【目標】 18 地区
④徒歩や自転車による快適で楽しい交通環境の整備	まちのバリアフリー推進事業等を通じて、誰もが安全に、そして快適に移動できる歩行者空間を創出します。	・ バリアフリー化整備延長 【現状】 18.7 km 【目標】 30.7 km
	都心部でコミュニティサイクルの導入を図ります。	・ 都心部コミュニティサイクル (長期社会実験の実施)
	自転車走行環境を整備します。	・ 事業推進

(5) 環境に配慮した建築物の普及

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境性能の高い建築物を増やします ・ 公共建築物の省エネ対策を進めます
------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①建築物環境配慮制度のさらなる展開	新築建築物に対する環境配慮を進めるため、戸建住宅等へ CASBEE 制度の対象を拡大します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ CASBEE 戸建の導入 ・ 長期優良住宅の認定
②脱温暖化モデル事業の実施	環境に配慮した街並みと省エネ性能の高い住宅の整備、市民への普及啓発及び市内経済の活性化に寄与することを目的として、横浜市脱温暖化モデル住宅の整備を誘導します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデルハウス建築 ・ 住宅竣工
③既存住宅のエコリフォームの推進	省エネルギー型住宅の普及、促進に向けた市民相談を実施します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネリフォーム相談の開始 ・ 専門家の認定制度の検討
④公共建築物への環境配慮の推進	省エネ機器の導入等により、公共建築物の省エネ対策を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ機器の導入 ・ 省エネ改修の実施
⑤民有地緑化の誘導等	一定規模以上の敷地に建築を行う場合に緑化を義務付ける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実を図ります。	<p>【現状】緑化地域制度等運用中</p> <p>【目標】推進</p>

コラム

■横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE横浜）

「CASBEE 横浜」は、環境にやさしい建築物を普及させるため、省エネルギー対策や緑化対策など、建築物に関する環境への配慮を総合的に評価する制度です。一定規模以上（床面積 2,000 m²以上）の建築物について、計画時に評価結果を提出していただく「届出制度」と、希望者に対し、学識経験者の評価を踏まえ、本市が認証する「認証制度」の2段階構成となっています。

※ CASBEE（キャスビー：建築環境総合性能評価システム）とは、“Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency”の頭文字をとったものです。

《建築物環境性能表示 ～建物の地球へのやさしさが、星の数でわかります！～》

平成 22 年 4 月から、建築物の環境への取組レベルがわかる「建築物環境性能表示（ラベル）」を、マンションなどの不動産広告に表示する制度が始まりました。ラベルは CASBEE 横浜による自己評価結果を示しておりますが、星の数が多いほど環境性能が高いことを表しています。

ラベルは、新聞や雑誌、パンフレット、インターネットによる広告（価格と間取りが掲載されているもの）などに表示されています。



建築物環境性能表示の概要

(6) 多様なニーズに対応できる快適な公園の整備

取組方針

・地域ニーズの反映やまちづくりとの連携などにより、子育て支援や健康づくり、都心部活性化に貢献する場としてみどり豊かな環境整備を推進します。

主な取組	取組内容	取組目標
①公園再整備等の推進	地域ニーズを反映した公園の再整備を進めるとともに、子育て支援や健康づくりなどの場となる身近な公園の整備を進めます。	・整備着手公園数 【現状】 ー 【目標】 176公園
②都心部の公園などでの緑の創造	都心部など、緑が不足している地区では、新たな緑の創造を、まちづくりとも連携しながら、積極的に推進します。	・推進
③大規模公園の整備	米軍基地跡地を対象として、土地利用計画と整合を図りながら、多様なレクリエーション活動を楽しめる自然を活かした大規模な公園の整備についての検討を進めます。	・推進

(7) 安心して生活するための下水道・河川の浸水対策

取組方針

・雨水幹線、河川の基盤整備とともに、浸水や避難に関する情報提供を行うなど、総合的な浸水対策を推進します。

主な取組	取組内容	取組目標
①下水道の整備	局地的な大雨に対応するため、市域全体で時間当たり約 50 mmの降雨を基本に雨水幹線整備を進め、ポンプ排水区域では時間当たり約 60 mmの降雨に対する雨水幹線整備を進めます。また、市民に浸水や避難の情報を提供するための内水ハザードマップを作成・公表します。	・時間当たり約 50 mmの降雨における雨水幹線等の整備率 【現状】 62.8% 【目標】 64.9% ・時間当たり約 60 mmの降雨における雨水幹線等の整備率 【現状】 39.1% 【目標】 63.9% ・内水ハザードマップ作成・公表
②河川の整備 【再掲(P52 参照)】	市内を流れる一級、二級、準用河川のうち主要な 28 河川、延長約 85 kmの区間について、当面、時間当たり約 50 mmの降雨に対応することを目標に、河川を改修します。	・時間当たり約 50 mmの降雨における浸水対策の河川整備率 【現状】 85.8% 【目標】 86.3%

地球温暖化対策

～化石燃料に過度に依存しないライフスタイルへの転換～

<p>2025年度までの環境目標</p>	<p>▶ 市民・事業者・行政が一体となって、エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入など、市民が快適に低炭素型の生活ができる都市環境整備が進み、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。</p>	
<p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p>	<p>【温室効果ガス排出量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに1990年度比で25%削減 ・2050年度までに1990年度比で80%削減 	<p>※「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の削減目標</p>

目標設定の背景・根拠

- 地球温暖化は、地球規模で直面している課題であり、横浜市ではこれまで法定計画である「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定（平成13年度策定・平成18年度改訂）、中長期的な目標も見据えた行動別の取組方針「横浜市脱温暖化行動方針（CO-DO30）（以下「CO-DO30」という。）」を、平成20年1月に策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。
- 横浜市は、平成20年7月に、政府から「環境モデル都市」に選定され、低炭素社会への転換を進め国際社会を先導していくことが期待されています。
- 国が新たに掲げた「温室効果ガス排出量を2020年までに25%、2050年までに80%削減（1990年比）」という高い目標を横浜市としても達成するため、必要となる都市環境の整備や仕組みづくりを進め、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組む必要があります。

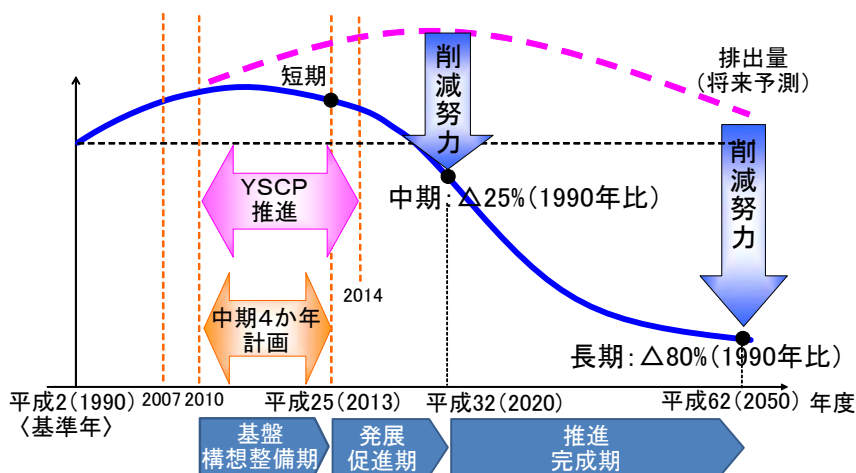


図 温室効果ガス排出削減イメージ

(出典：横浜市中期4か年計画の資料を基に作成)

現状と課題

横浜市の温室効果ガス排出量の推移

- 横浜市内の平成 19（2007）年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で 2,035 万トン-CO₂（全国の約 1.5%に相当）で、京都議定書の規定による基準年（1990 年度）比で 20.7%増加しています。
- 温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の総排出量の部門別構成比を見ると、家庭部門、運輸部門、業務部門の割合が大きく、これらの部門からの二酸化炭素排出量の抑制が求められています。
- 二酸化炭素は、石炭、石油、天然ガスなどのいわゆる化石燃料の燃焼により排出されるため、温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギーの効率的な使用や再生可能エネルギーの利用拡大が重要です。

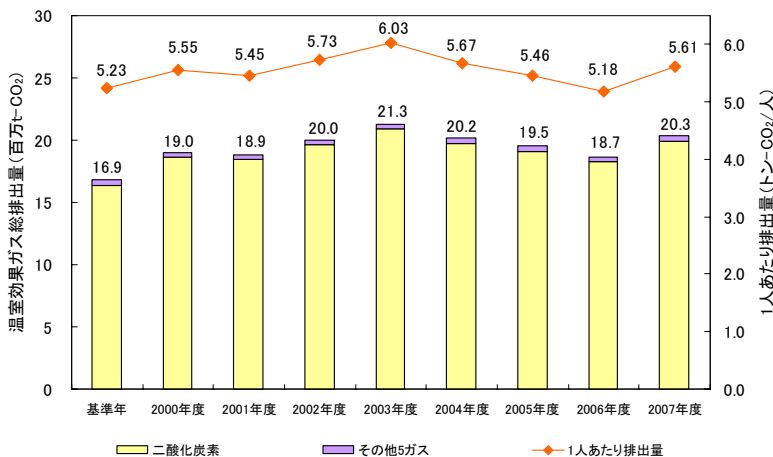


図 横浜市の温室効果ガス排出量の推移

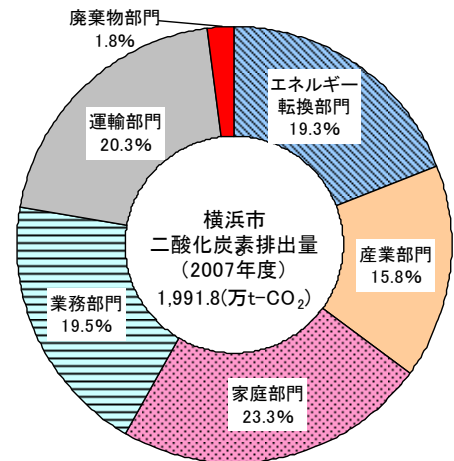


図 横浜市の二酸化炭素排出量の構成比

横浜市の取組状況と今後に向けた課題

- 「環境モデル都市」として、さまざまな先導的プロジェクトに取り組んでいます。平成 22 年 4 月には、国の「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に、「横浜スマートシティプロジェクト (YSCP)」が選定されました。再生可能エネルギーの大量導入や市民、事業者、地域におけるエネルギーマネジメント等を推進することにより、日本型スマートグリッドの構築を目指します。さらに、他都市・地域への展開、アジアなどへの波及を視野に入れたビジネスモデル構築などを進めます。
- 日常生活で誰もが気軽に参加できる“身近なエコ活動”の輪を広げていくことを目指し、平成 22 年 3 月からスタートした新キャンペーン「Yokohama エコ活。～あなたの毎日に、エコをプラスしよう。～」のもと、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの導入に向けた情報発信・普及啓発を進める必要があります。
- CO-DO30 をはじめとしたこれまでの取組を礎とし、平成 23 年 3 月に策定した「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、本市の温室効果ガス削減に引き続き着実に取り組む必要があります。

2013 年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、
【現状】は 2009 年度末の値、【目標】は 2013 年度末の目標値を記載しています。

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・2010～2013 年は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において、「基盤・構想整備期」と位置づけています。 ・「基盤・構想整備期」は、取組の展開に必要な制度や仕組みの整備、市民・事業者への普及啓発による広範な意識向上とあらゆる主体による取組の開始に重点を置きます。 ・また、中期 4 か年計画「環境最先端都市戦略」の先導的プロジェクトとして、「横浜スマートシティプロジェクト」「横浜グリーンバレー構想」を強力に推進します。 ・環境管理計画では、主な施策を取り上げていますが、温室効果ガス排出量削減につながる、より具体的な施策は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において展開していきます。
-------------	--

(1) 横浜スマートシティプロジェクトの推進

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜スマートシティプロジェクトの推進	持続可能な低炭素都市を目指し、市民・民間企業・市が連携しながら進めていく取組です。みなとみらい21地区、港北ニュータウン、横浜グリーンバレー（金沢区）の3エリアを中心として再生可能エネルギーの導入や、住宅、ビル、地域でのエネルギー需給の最適化などを行います。	・スマートハウス整備数 【現状】 — 【目標】 3,000 世帯
	規制緩和や税制・金融優遇措置等を検討します。	・新たな制度の検討

(2) 横浜グリーンバレーの推進

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜グリーンバレーの推進	市民と産学官が連携して、省エネの実践、再生可能エネルギーの活用による温室効果ガスの排出削減と、環境関連産業の振興による経済の活性化、環境啓発拠点の形成などを先進的に進めます。	・横浜スマートシティプロジェクトの実証エリアでもある金沢臨海部において、再生可能エネルギー活用等の最先端エリアとしての取組が進んでいる。

コラム

■先導的プロジェクト紹介

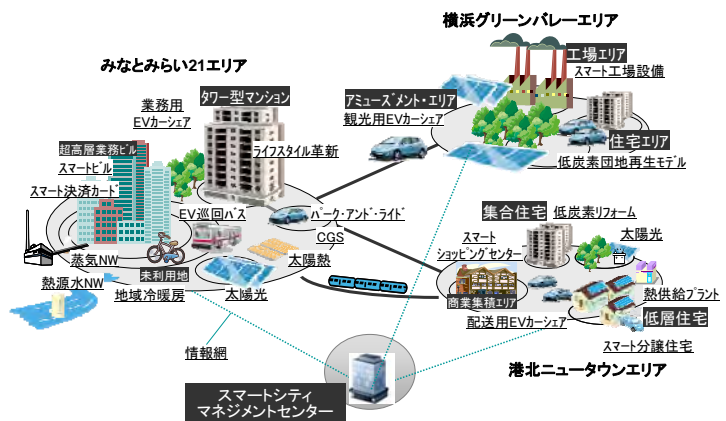
○横浜がつくり・拡げる「スマートグリッド」～横浜スマートシティプロジェクト～

エネルギー起因のCO₂を削減するためには、市民生活やオフィス活動を快適に送りながら省エネルギーを進めるとともに、太陽光・太陽熱・風力などの再生可能エネルギーを大量に導入できる都市環境を整備することが重要です。

その切り札として近年大きな注目を浴びているのがスマートグリッドです。スマートグリッドとは、大規模発電（火力や原子力など）や分散型発電（風力や太陽光、燃料電池など）をはじめとするエネルギーの供給側と、一般家庭やビルなどエネルギーの需要側との間で、これまでの電力の需給情報に加えて、ICT（情報通信技術）を利用してエネルギーに関連する様々な情報のやり取りや制御を可能にする、次世代のエネルギーネットワークを指します。

横浜スマートシティプロジェクトは、民間企業との連携によりこのスマートグリッドを横浜で構築し、その成功モデルを全国・海外へ展開させる取組です。具体的には、5年間の実証実験（平成22年度～平成26年度）を通じて、みなとみらい21エリア・港北ニュータウンエリア・横浜グリーンバレーエリアの3地区を中心として、大規模な再生可能エネルギーの導入、家屋・ビル・地域でのエネルギー利用の最適化と効率化、電気自動車をはじめとする次世代交通システムの構築などを行います。

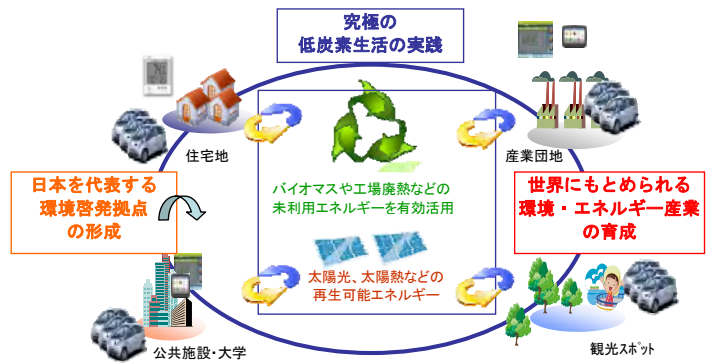
快適でかつ低炭素な都市の実現により、CO₂削減の加速を進めるとともに、地域経済の活性化・雇用の創出も目指していきます。



《横浜スマートシティプロジェクト》

○市民との協働による脱温暖化低炭素都市づくり～横浜グリーンバレー構想～

横浜市の中でも住宅地・産業団地・公共施設や緑・海など横浜の全ての要素がコンパクトに集まっている「金沢区」で横浜グリーンバレー構想を推進しています。市民・事業者と協働しながら「環境」を切り口とした産業の育成と環境教育の充実に取り組み、温室効果ガスの削減と経済活性化を飛躍的に進めていきます。将来的には本構想にて実践した取組を全市的に展開していきます。



《横浜グリーンバレー構想》

(3) 再生可能エネルギーの普及拡大

主な取組	取組内容	取組目標
①住宅用太陽光発電設備等の普及促進	再生可能エネルギー利用の普及拡大を図るため、一般家庭への住宅用太陽光設置支援等を行います。また、太陽熱設備の設置についても支援します。	・住宅用太陽光発電設備 【現状】2,945基 【目標】4,400基
②下水道事業での取組	焼却炉や発電機の燃料として、消化ガスの活用を引き続き推進し、南部下水道センターでは汚泥の燃料化を推進します。また、北部下水道センターでは太陽光発電を導入するほか、鶴見工場からのごみ発電による余剰電力を使用します。	・消化ガス活用の推進 ・汚泥燃料化を推進 ・太陽光発電の導入
③生ごみのバイオ化	燃やすごみに含まれるバイオマス等の資源化について、事業化に向けた検討を進めます。	・生ごみの新たな資源化を検討
④使用済食用油のバイオディーゼル燃料の活用	市有施設から出る使用済食用油を福祉施設が回収・精製し、バイオディーゼル燃料として市内の水再生センターや市営バス等の燃料として使用します。	・市内全域へ取組を拡大
⑤小水力発電等再生可能エネルギーの推進	水道管路内を流れる水の力を利用した小水力発電や、浄水場内に設置した太陽光発電による再生可能エネルギーを引き続き利用していきます。	・推進

(4) 電気自動車（EV）の普及拡大

主な取組	取組内容	取組目標
①電気自動車（EV）の普及促進	電気自動車等の普及を促進するため、車両購入費用の一部を補助します。	・電気自動車市内登録台数 【現状】34台 【目標】1,300台
②充電設備の普及拡大	充電環境を整えるため、商業施設などの駐車場への設置を進めます。	・充電設備の設置基数 【現状】10基 【目標】650基
③公用車のEVへの転換	区役所等で使用する公用車をEVに転換するとともに、区役所や公共駐車場に充電設備を設置します。	・各区役所に2台導入 ・各区に充電設備を配置

(5) 低炭素型交通の推進

主な取組	取組内容	取組目標
①ヨコハマモビリティ“プロジェクトZERO”の推進	ITS技術の活用の検討や、効率的な移動をサポートする新しい自動車交通システムの検討を行います。	・自動車交通システムの検討
②モビリティマネジメントの推進 【再掲(P33参照)】	過度に自家用車に依存するライフスタイルを見直し、徒歩・自転車・公共交通を中心とした移動の促進に向けた取組を進めます。	・モビリティマネジメントの推進 (計画期間中8か所)
③港湾活動に伴うCO ₂ 排出削減	国際コンテナ戦略港湾を踏まえた環境負荷削減策を検討・推進します。	・停泊中船舶や荷役機械、陸上輸送など横浜港の港湾活動に係る環境負荷の削減

(6) 温室効果ガス削減に有効な制度や仕組みの構築

主な取組	取組内容	取組目標
①地球温暖化対策計画書制度の着実な実行	市内で温室効果ガスを一定規模以上排出している事業者は、地球温暖化対策計画の作成・提出と実施の報告等を行います。市は、計画及び報告内容の公表・評価等を行うことで、排出抑制の促進を図ります。	・すべての対象事業者が自主的に削減目標を設定した計画を推進
②建築物環境配慮制度のさらなる展開 【再掲(P34 参照)】	新築建築物に対する環境配慮を進めるため、戸建住宅等へ CASBEE 制度の対象を拡大します。	・CASBEE 戸建の導入 ・長期優良住宅の認定
③環境分野における市内中小企業の成長支援	環境分野における新技術・新製品開発の支援や、企業間の連携のコーディネートなど脱温暖化ビジネスの取組促進、環境経営支援等に取り組みます。【再掲(P24-25 参照)】	・推進
④国内外の都市との脱温暖化連携の推進	《国内都市等との連携》 国、企業、自治体を交えて、地球温暖化対策に関する情報交換を行い、連携を進めます。	・低炭素都市推進協議会において情報交換を推進
	《国外都市との連携》 C40(世界大都市気候変動グループ)の加盟都市として、C40 のネットワークを通じて、本市の取組を発信するとともに、他の先進都市の取組を学び、本市の施策・取組づくりに反映させます。 また、アジア太平洋都市間協力ネットワーク (CITYNET)、国連大学高等研究所 (UNU-IAS)、JICA 横浜等の市内国際機関等と連携し、開発途上国都市の温暖化対策推進支援も行います。	・C40、CITYNET 等の主催会議等を活用し、本市の取組を発信し、国外都市との連携を推進

(7) 市民のライフスタイル変革に向けた「エコ活。」普及

主な取組	取組内容	取組目標
①「エコ活。」の推進	日常生活での身近な「エコ活。」を考え実践するきっかけとなる環境家計簿や子ども省エネ大作戦などを推進します。	・環境家計簿 【現状】 — 【目標】 3,000 取組世帯/年 ・子ども省エネ大作戦 【現状】 — 【目標】 32,000 取組世帯/年
②ヨコハマ・エコ・スクール (YES) の展開	市民・市民活動団体・事業者・大学等との連携による、「エコ活。」を含む脱温暖化行動の学びの場であるヨコハマ・エコ・スクール (YES) を推進します。	・YES を運営し、年間 250 講座を開催

(8) 市役所のCO₂削減

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜市役所環境行動宣言による取組の推進 【再掲(P21 参照)】	市民・事業者に向けて、市役所が率先して環境行動を実践することを平成 22 年 2 月に約束するとともに、各職場における様々な環境行動を普及拡大します。	・区局事業本部ごとに策定する環境行動目標の達成
②横浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	市役所の事務事業は、庁舎、公共施設における事務のほか、水道・下水道事業、一般廃棄物処理事業など多岐にわたります。市域における温室効果ガスの大規模排出者として、温室効果ガス削減中長期目標達成に向け、着実に取り組みます。	・事務事業編の目標達成(現在検討中)

生物多様性

～身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし～

2025 年度 までの 環境目標	<ul style="list-style-type: none">▶ 誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践しています。▶ 生き物の重要な生息・生育地である樹林地や農地が安定的に保全されるとともに、住宅地や都心部で豊かな水・みどり環境が増え、生き物のつながりが強まり、市域全体で生物多様性が豊かになっています。▶ 企業の流通過程において、材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点が盛り込まれ、生物多様性が市場価値として大きな役割を有しています。▶ 「市民・企業の主体的行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着しています。
(達成状況の 目安となる 環境の状況)	<ul style="list-style-type: none">・生物多様性の重要性を理解し行動を実践している市民の増加・貴重な動植物などの生息・生育地などの保全の推進・生物多様性の取組を進める企業の増加

目標設定の背景・根拠

- 市民、企業の主体的行動が何よりも大切です。市民、企業の生物多様性に対する認知、理解、関心、行動がどれだけ高まっているかを把握します。
- 郊外部、都心部など地域特性を踏まえた施策を進めます。
- 日本を代表する大都市として、消費行動、企業行動などを視野に入れ、市場に踏み込んだ目標とします。

現状と課題

生き物を取り巻く環境

- 横浜市は、急速な都市化の進展により、生き物の生息・生育地であった多くの樹林地や水田等が失われました。それらが失われた結果、大規模な緑を必要とする猛禽類や草地にすむ鳥類などが大きく数を減らし、動植物の種数自体も少なくなっています。また、生息・生育地の孤立化・分断化により、生物の集団同士のつながりも希薄になっています。
- かつて薪炭林や用材林などとして生活の中で利用されていた樹林地は、生活様式の変化や土地所有者の高齢化など様々な理由により、間伐や枝打ち、下草刈りなどの管理作業が行われなくなった結果、荒廃が進んでいます。
- しかしながら、横浜には、郊外部の緑の 10 大拠点を中心に、大規模な樹林地、農地、そして河川の源流域が残されており、そこには、多様な動植物が生息・生育する環境があります。地権者の協力を得ながら、守り、育てていく必要があります。

- 下水道整備や工場からの排水規制等により河川の水質が大幅に改善しました。市内のほとんどの川でアユが産卵を行い回遊していることが確認されています。一方で、雨水浸透面の減少により水循環が損なわれ、河川、源流域、水路の平時流量が減少し、水量の面では生息・生育環境は劣化しています。
- 海域は、東京湾が閉鎖性海域であるため、依然として有機汚濁の指標である COD や富栄養化の原因となる全窒素及び全りんについて、環境基準を達成していない地点があります。夏季には赤潮が発生するなど、生き物の生息・生育環境が劣化しており、下水道の高度処理などとともに、浅海域での水生生物が持つ浄化能力を活かした取組などが必要です。
- 都心部などの市街地は、水・みどりの環境が十分ではなく、身近に生き物を感じられる状況にはありません。そのため、都市にうるおいを与える水・みどりを豊かにしていく取組が必要です。

横浜市の生き物データの把握と生き物指標

- 生物多様性を評価するためには、継続的なモニタリング調査は必要不可欠です。しかし、特に陸域調査については、データの蓄積も少なく、正確な状況は分かっていません。また、横浜版のレッドリストも作成されていません。
- 様々な主体が実施している生物調査のデータを集約し、利用できるような場所・仕組みが存在しないことも課題となっています。今後は、市民、活動団体、専門家など多様な主体が調査に取り組める仕組みを作るとともに、収集したデータを集約し、共有できるデータベースや機会を整える必要があります。

市民意識

- 平成 22（2010）年 11 月から 12 月にかけて実施した「環境に関するアンケート調査」によると、生物多様性の認知度（「ある程度知っている」、「よく知っている」の合計）は、49.7%と、前回(平成 22 年 3 月)の 35.9%に比べて、大幅に向上しています。平成 22 年 10 月に開催された COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）の影響が大きいと思われます。

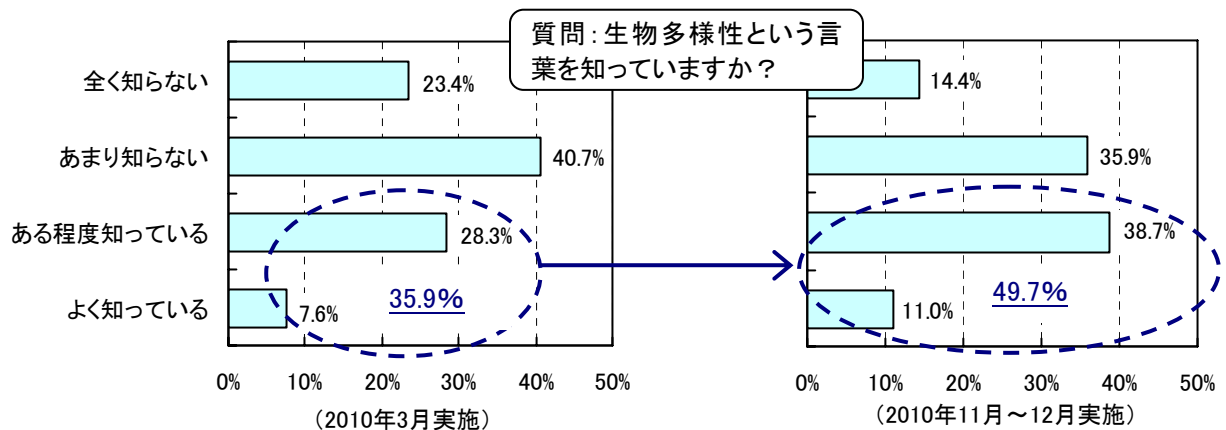


図 「生物多様性」の認知度 （資料：環境に関するアンケート調査）

- また、「身近な生き物を見ることができる環境を大切と考える」市民の割合は 93.8%（平成 22 年 3 月）、「地域の環境保全活動に参加したい」と考えている市民が半数を超えるなど、市民の環境に対する意識は非常に高いことが分かります。

- 「青少年の体験活動と自立に関する実態調査」報告書（国立青少年教育振興機構平成 21 年度調査）によると、魚釣りや昆虫をつかまえるなど、子どもの自然体験についての割合が大きく減少しています。



図 青少年の自然体験への取組状況（上記各項目の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合）
（出典：平成 22 年版 子ども・若者白書 内閣府）

外来生物の状況

- 特定外来生物にも指定されているアライグマ、タイワンリスなどについては、農作物への被害、もともと生息・生育していた生き物への影響、家屋（屋根裏）への侵入など、様々な問題があります。アライグマについては、生活被害対策として捕獲を実施していますが、こうした外来生物も市域全体に生息・生育しています。

* 在来種か外来種か見解の分かれているハクビシンについても、生活被害対策として捕獲を実施しています。

生物多様性横浜行動計画

- 横浜市では、平成 23 年 4 月に「ヨコハマ b プラン（生物多様性横浜行動計画）」を策定しました。

コラム

■生物多様性横浜行動計画（ヨコハマ b プラン）

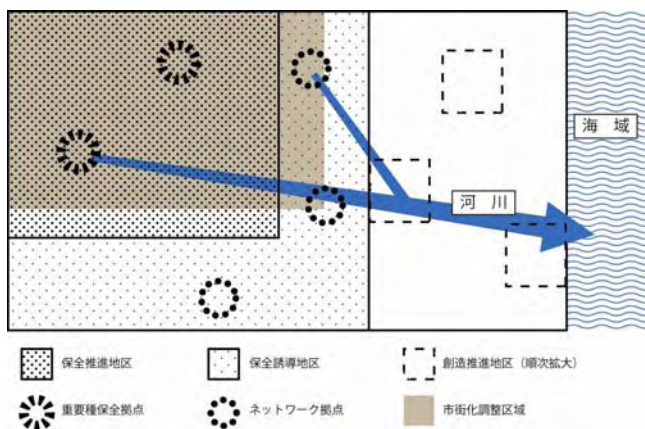
《“b プラン”の“b”に込められた思い》

b は生物多様性＝biodiversity の b を示します。「個性を大事に、それぞれのペースでいこう。ゆっくり、あせらず。でも夢は大きく！」といったメッセージが込められています。

《地区に応じた生物多様性の取組》

- 1 緑の 10 大拠点を中心としたエリア：
市民みんなで守る
「生物多様性保全推進地区」と
貴重な生き物の生息地である
「重要種保全拠点」
- 2 郊外の住宅地など：
身近に生き物を感じられる
「生物多様性保全誘導地区」と
公園の樹林地などの
「ネットワーク拠点」
- 3 都心部など：市民活動が支える
「生物多様性創造推進地区」（順次拡大）

■取組展開地区の設定の考え方（イメージ）



2013年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りが無いものについては、【現状】は2009年度末の値、【目標】は2013年度末の目標値を記載しています。

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関わる施策は広範に渡りますが、展開に当たっては、子どもたちが「生き物に触れ、感性を豊かにする」ことに主眼を置きます。 ・そのため、「b-プロモーション」をはじめとして、鳥類を活用した各地域の生物多様性の評価や市民参加等による生き物調査、谷戸環境の保全と活用、生物多様性の宝庫である「つながりの森」「つながりの海」の取組、地区の特性に応じた取組の検討などを重点的に推進します。
-------------	---

(1) b-プロモーション(第5章総合的な視点による基本政策「環境と人・地域社会」P19コラム参照)

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜生き物応援団の結成	市民や企業へ生物多様性の大切さを伝えていくため、応援団を結成します。応援団メンバーの自らの経験や取組をメッセージとして広く伝えていきます。	・2011年度に結成、以降推進
②生物多様性に配慮した消費行動	地産地消の推進、消費生活推進員などの方々との商品購入の啓発、生物多様性に配慮した原材料購入の取組の紹介など、啓発を進めます。	・2011年度から推進
③生物多様性でYES!	生物多様性に関心を持ち行動するb-キッズを一人でも多く増やせるよう、出前講座など、様々な機会を通じて生物多様性に関する講座等を実施します。	【現状】122回 【目標】130回(年間)

(2) 鳥類の生き物探検と市民参加の生き物データバンク

主な取組	取組内容	取組目標
①鳥類の生き物探検	市内各地の環境特性により、見かけられる鳥類を示し、市民のみなさんに見つけてもらう取組です。この取組により、鳥類を生き物指標として活用の可能性を検討します。	・2011年度から実施
②生物調査データの一元化(データベース化)と活用	市民や企業の生物調査データ、県や各種団体の持つデータ、横浜市の水域調査結果などを一元的に蓄積、データベース化します。また、データベースは公開し、市民が活用できるようにします。	・データベースの整備
③市民協働生き物調査の推進	市民提案などにより、地域固有の生き物調査を進めます。それらはデータベース化するとともに、例えば生き物マップなどの作成により、広く活用できるようにします。	・2011年度から推進
④水域における生物調査	源流域、河川、海域における生物調査を継続的に実施します。	・生物調査の実施 【現状】3年に1回実施 【目標】継続実施

(3) 谷戸環境の保全と活用

主な取組	取組内容	取組目標
①市民の守りたい、伝えたい谷戸環境の選定	「生物の生息・生育空間」・「歴史や文化」・「子育てや福祉」・「環境教育」・「景観」などの観点から横浜の谷戸環境を公募し選定することを通じて、市民の共通理解を深めます。	・2013年度に選定
②横浜における水田生態系の研究・活用	水田、水路、ため池、二次林の雑木林で構成される谷戸は、多様な環境がつながって形成されており、生き物にとって重要な生息・生育のエリアとなっています。水田の多面的機能を高めるためにも、その地域の生き物や複雑な生態系環境の情報を収集・分析し、様々な事業に活かしていきます。	・2011年度から実施
③庁内横断による谷戸環境の積極的活用	横浜市の各区局の様々な施策や事業に谷戸環境がもたらしてくれるサービス（きれいな空気、生き物とのふれあいや田んぼや緑の効用や様々なフィールドの提供として）を内在化させ、子育て・福祉、健康、地産地消・食育や農業体験、環境教育、生涯学習や地域活性化事業など、区局の連携で活用していきます。	・2011年度から実施

(4) つながりの森

主な取組	取組内容	取組目標
①市民参加による構想計画の策定	つながりの森全体の自然環境や立地特性などを見据えるとともに、個々の環境特性、現在の保安全管理の取組などを考慮し、構想計画を取りまとめます。	・2012年度に策定
②森を支えている活動団体のつながりの強化	森を支えている活動団体が参加し、情報交流、意見交換などができる場を設けるなど、ネットワーク活動を推進します。また、活動団体の意欲・能力を活かしていくため、既存のフィールドから拡大していくことを支援します。さらに、コーディネーターを配置し、活動団体の連携による市民主体の保全活動の推進につなげていきます。	・2011年度から推進
③拠点施設の強みを活かした連携の強化	現在ある施設（自然観察センター、ののほな館、上郷・森の家など）、また、旧小柴貯油施設の跡地利用や関連施設なども含め、施設間の連携、役割分担、これまでの取組、各地域の特性などを踏まえ、連携の強化を進めます。	・構想計画を踏まえ、推進
④瀬上池の未来づくり	瀬上池のつながりの森における位置づけなどを検討し、さらに今後この瀬上池を含め瀬上市民の森で検討することとなっている生物多様性の保全にも資する保安全管理計画と連動させながら、未来づくりに向けた取組を進めます。	・構想計画を踏まえ、推進
⑤「エコ森プロジェクト」の推進	つながりの森全体の中で、金沢動物園再生計画である「エコ森プロジェクト」について、その位置づけを含めて検証します。つながりの森の中核エリアとして、交流の場や、環境教育フィールドとしての役割を持たせ、計画を推進します。	・構想計画を踏まえ、推進

(5) つながりの海(第5章総合的な視点による基本政策「環境とまちづくり」に掲載)

(6) 都心部などでの生物多様性の創造

主な取組	取組内容	取組目標
①身近な生き物に着目したまちづくり	身近な生態系の保全の指標ともなりうるミトンボや、生物多様性を楽しく理解できるミツバチ飼育などに着目したまちづくりの取組を市民やNPOとの連携により実施します。	・取組実施箇所数 【現状】 ー 【目標】 5か所実施

※その他、「『水とみどり』(2)緑をつくる(P51)」の取組等とあわせて推進します。

(7) 生物多様性を守り、豊かにするための仕組みづくり

主な取組	取組内容	取組目標
①地区特性に応じた仕組みの検討	「緑の10大拠点」を中心とした生物多様性保全推進地区など、地区の特性に応じた生物多様性の保全、再生、創造の仕組みについて検討します。※地区の考え方はP44コラム参照	・2011年度から検討 ・2013年度から仕組みづくり

(8) 動物園での環境教育と希少野生動物の保護・繁殖

主な取組	取組内容	取組目標
①動物園等における環境教育	各動物園や繁殖センターでの教育普及活動等を通じて、生物多様性の普及啓発を進めます。金沢動物園では周辺を含めたエコ森計画をもとに環境教育に取り組みます。	・継続的に推進
②繁殖センターでの取組	世界的に希少動物の保護・繁殖活動や研究を進めるとともに、種の保存に関わる調査・検討を行います。	・継続的に推進

(9) 外来生物の対策

主な取組	取組内容	取組目標
①特定外来生物の防除	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」における特定外来生物であるライグマやタイワンリスに対する取組を進めます。	・継続的に推進
②普及啓発	在来生物の生息・生育環境を守るため、外来生物についての普及啓発（リーフレットの発行や講演会・学習会の開催等）や市民協働による取組を進めます。	・継続的に推進

コラム

■つながりの森

～生物多様性の宝庫 そして次代を担う子どもたちの体験フィールドを市民全体で守り・育てる～

円海山の周辺地区（約370ha）は、市内最大の連続した緑地となっており、多摩丘陵と三浦半島のつなぎ目に位置しています。また、4つの河川の水源地となっており、河川を通じて東京湾と相模湾につながっています。

さらに、横浜自然観察の森や金沢動物園など、市民の環境学習の拠点となる施設が整備されています。

この生物多様性の宝庫といえる地区を「つながりの森」として位置づけ、市民全体で体感・感動し、次世代・次々世代へとつなげていくことを目指し、活動団体や拠点施設のつながりの強化や、体験プログラムの充実など、様々な取組を進めています。



※破線で囲んだ範囲は概ねの範囲を示したものです。具体的な範囲については今後検討していきます。

水とみどり

～自然の恵みを楽しめる環境の保全・再生・創造～

2025年度 までの 環境目標	<ul style="list-style-type: none">▶ 樹林地や農地などのまとまりのあるみどりが保全されるとともに、都心部などの市街地で新たなみどりが創造されています。▶ 土地利用の改善や雨水浸透ます等の普及により、雨水の浸透が進むことで、地下水のかん養、湧き水の増加、河川や水路の水量の増加などにつながり、良好な水循環が回復しています。
(達成状況の 目安となる 環境の状況)	<ul style="list-style-type: none">・ みどりの総量（緑被率）が増加へ転ずる・ 雨水浸透機能の強化（エコ庭づくりや雨水浸透ますなどの取組数の拡大）

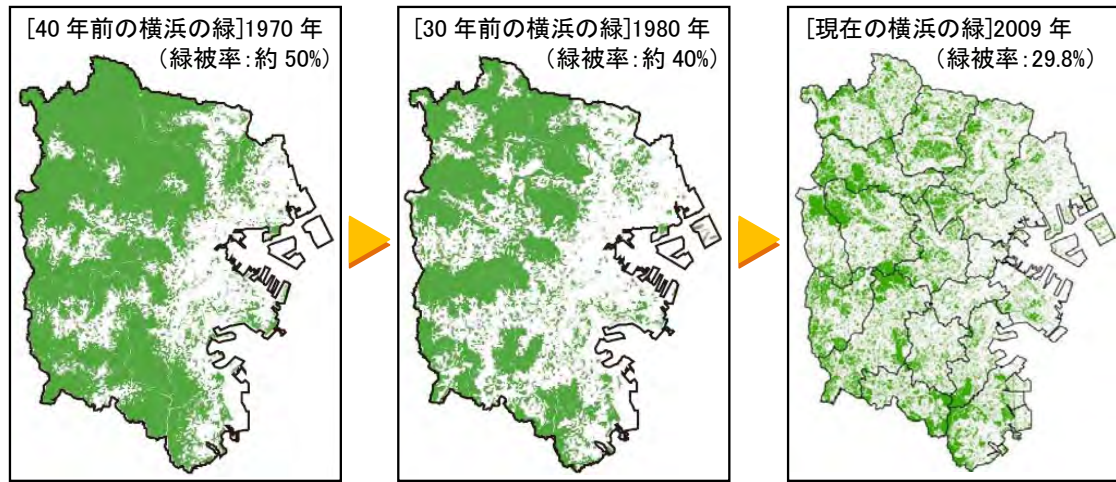
目標設定の背景・根拠

- これまでのみどり（樹林地、草地、農地）の量を表す指標である緑被率について、みどりの保全と創造による成果を目標としました。
- 水循環の回復のためには、雨水浸透機能の強化が必要であるため、エコ庭づくりの推進や雨水浸透ますの設置など、総合的な水循環の取組を目標として設定しました。

現状と課題

みどりの現状

- 本市のみどり（樹林地や農地）は、都市化の進展により、郊外部を中心に減少が続いています。みどりのデータとして「緑被率」（市域に占める緑の割合、300㎡以上のみどり（樹林地・農地・草地）のまとまり）を計測しています。「緑被率」は1970年代の約50%から、2009年には29.8%まで、低下しました。市街化調整区域での規制などにより、樹林地が大きく宅地化されるケースは減っているものの、依然として毎年約100haのみどりが減少しています。
- 市全体としての特性としては、減少は樹林地であること、郊外部で減少していること、中心部は、減少傾向は小さいものの、緑被率そのものが低いことなどです。また、10㎡以上緑被率（10㎡以上の緑（樹木・農地・草本）のまとまり）を計測しました。一般に、300㎡以上のみどりのまとまりを対象とした緑被率よりも10㎡以上緑被率が高い傾向にあり、郊外部ではその差が顕著であることが分かりました。



※緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向を示したものです。

図 緑被率の推移

表 市街化区域・市街化調整区域のみどり（平成 21 年）

		緑被地面積 (ha)			緑被率 (%)	
		樹林地	農地	草地		
市街化区域	緑被面積	4,093	515	1,550	6,158	18.6
	10 m ² 以上 緑被面積	6,912	530	1,409	8,851	26.8
	前回(H16)からの増減	-168	-77	-170	-415	-1.3
市街化調整区域	緑被面積	3,475	2,300	1,038	6,813	64.7
	10 m ² 以上 緑被面積	3,944	2,309	935	7,187	68.3
	前回(H16)からの増減	-63	-45	-5	-103	-1.0
合計	緑被面積	7,568	2,815	2,588	12,971	29.8
	10 m ² 以上 緑被面積	10,856	2,839	2,344	16,039	36.8
	前回(H16)からの増減	-231	-122	-165	-518	-1.2
鶴見区	緑被面積	1,275	256	473	2,003	17.2
神奈川区	10 m ² 以上 緑被面積	2,063	259	432	2,754	23.7
西区	緑被面積	-27	-10	-54	-92	-0.8
中区	前回(H16)からの増減					
南区						
港南区						

水環境の現状と取り巻く状況（水質は生活環境で示します）

- 市内の8つの流域のうち、5つの流域（帷子川流域、入江川・滝の川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域、直接海にそそぐ小流域の集まり）は、市内で完結した流域となっています。また、河川につながる水路も張り巡らされており、市民に身近な水環境があります。
- 雨水不浸透域（宅地の屋根や舗装道路など）の増加等により、降雨の地下浸透量が減少し、湧水が減少する一因となっています。
- 自然な水循環機能の維持向上と併せて、施設整備による雨水浸透機能の強化などを進めることで、バランスの取れた水循環機能の強化を進めることが重要です。

横浜市の実施状況と今後の課題

（横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策））

- 平成 21 年 4 月から新たに「横浜みどり税」を主な財源として、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」を 3 つの柱として「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」（以下「横浜みどりアップ計画」という。）を推進しています。また、「横浜みどりアップ計画市民推進会議」を設立し、専門家や市民の方々から評価、提案、意見などをいただいています。
- 現段階での成果と課題としては、樹林地や農地の保全については、おおむね順調に進んでいますが、今後も大幅な緑地保全制度による地区指定の推進が必要です。一方、「横浜みどりアップ計画」の取組は、市民と協働して進めるものが多く、一層の周知を図るなど、協働の取組をより広く進める必要があります。
- また、広報を積極的に展開するとともに、みどりが少ない都心部などの市街地で大幅に増やしていく必要があります。
- 「横浜みどりアップ計画」は、平成 25 年度までの取組ですが、将来にわたり、持続的に行政とともに、市民、企業がみどりの保全と創造を定着していく必要があります。

（水循環）

- 水循環に欠かすことのできない雨水浸透機能の向上のため、これまで雨水浸透ますの設置（平成 21 年度末実績：約 15,500 個）や透水性舗装（平成 21 年度末実績：約 226 万㎡）を進めてきました。自然の水循環系の回復のためには、市民と行政が両輪となった取組をさらに進めていくことが重要であるため、宅地内における取組を強化することが必要です。
- そこで、様々な要素を持ち、浸透機能の向上にも有効な庭づくりという身近な視点に着目して、水循環に寄与する横断的な施策である「エコ庭づくり」を推進し、市民が自然に水循環の維持・向上に親しむ姿勢を促します。

市民意識

- 平成 22 年 11 月から 12 月にかけて実施した「環境に関するアンケート調査」では、「横浜みどり税」の認知度は約 30%、「横浜みどりアップ計画」の認知度は 10%未満となっており、みどりに関する施策・計画の認知度は高くない状況です。

2013年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2009年度末の値、【目標】は2013年度末の目標値を記載しています。

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜みどりアップ計画」を、生物多様性の保全や、市街地における「みどり」の創造に配慮しながら強力で推進します。 ・健全な水循環の再生に向けて、緑施策と水施策が連携して、雨水の浸透や貯留の取組を推進します。
-------------	--

～横浜みどりアップ計画の強力な推進とさらなる展開～

(1) 樹林地を守る

主な取組	取組内容	取組目標
① 緑地保全制度による地区指定の拡大と買取り	緑地保全制度を土地所有者に重点的に周知することで、地区指定を進めるとともに、特別緑地保全地区の指定等により、不測の事態による買取りの希望に対応します。	・ 保全面積 【現状】 937ha 【目標】 1,949ha
② 市民協働による緑地維持管理事業	市民の森等の樹林地において、多様な動植物が生息・生育できる環境を維持復元するため、保全管理計画を市民との協働により策定し、維持管理等につなげていきます。	・ 保全管理計画策定 【現状】 3か所 【目標】 15か所
③ 森の楽しみづくり事業	保全・維持管理された森が、市民生活にとって楽しみとなるよう森林教室など、利活用事業を推進します。	・ 推進
④ 緑地再生等管理事業	明るく健全な樹林地とするため、緑地保全制度に指定している非公開の民有樹林地に対する維持管理に対して助成を行います。	・ 助成交付 【現状】 19件 【目標】 推進

(2) 緑をつくる

主な取組	取組内容	取組目標
① 地域緑のまちづくり	住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。	・ 計画策定数 【現状】 6地区で策定中 【目標】 30地区
② 園庭・校庭の芝生化	子どもたちがのびのびと遊べる緑の環境を創り出すため、民間の保育所・幼稚園、公立小中学校の芝生化を進めます。	【現状】 11園 17校 【目標】 100園、40校
③ 民有地緑化の誘導等	一定規模以上の敷地に建築を行う場合に緑化を義務付ける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実化を図ります。	【現状】 緑化地域制度等運用中 【目標】 推進
④ 屋上緑化助成事業	市街地において、良好な自然環境を創出し、ヒートアイランド現象緩和等の一助となる建築物の屋上及び壁面の緑化を推進します。	・ 助成交付 【現状】 12件 【目標】 推進
⑤ 京浜の森づくり	京浜臨海部の事業者等と協働して、市民に身近な緑の環境づくりを進めます。	・ 推進

(3) 市民推進会議・広報

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜みどりアップ計画市民推進会議	「横浜みどり税」を活用し、横浜市が進める「横浜みどりアップ計画」を市民の視点で評価及び提案し、また、市民の皆さまへの情報提供、横浜みどり税の使い道を分かりやすく伝えます。	・推進
②「みどりアップ」しています！宣言	一人ひとり（又は一団体）がコツコツと取り組むことが大きなみどりアップにつながるという機運を宣言の登録制度により醸成します。	・登録数 【目標】10,000人
③区役所と連携した広報	横浜みどり税の活用による成果をしっかりと見せることに機軸を据え広報を展開します。関係広報印刷物の配布を行います。また、「横浜みどりアップ計画市民推進会議」の開催状況、「横浜みどりアップ計画」の進捗状況を、町内会等を通じて報告します。	・推進

～良好な水環境づくり～

(4) 水循環の取組

主な取組	取組内容	取組目標
①エコな庭づくりの推進	地域での緑化活動や宅地内の緑や浸透ます等（エコな庭づくり）の普及啓発や湧き水調査などまちづくりによる水循環再生の活動を促進します。	・雨水貯留タンクの設置助成 【現状】－ 【目標】180か所／年 ・宅内雨水浸透ますの設置助成 【現状】1,453か所 【目標】50か所／年 ・地域での水循環再生活動 【現状】－ 【目標】活動地区数18地区
②道路への雨水浸透ますの設置	下水管の交換時期に合わせて道路への雨水浸透ますの設置を進めます。	【現状】10,071か所 【目標】1000か所／年
③透水性舗装の展開	公園整備や歩道部の透水性舗装を進めます	・推進
④公共施設での雨水浸透ますの導入	公共施設に雨水浸透ますを導入し、市民に雨水浸透機能の重要性をアピールするための広報ツールとして活用します。	・推進

(5) 多自然川づくりの取組

主な取組	取組内容	取組目標
①河川の整備	市内を流れる一級、二級、準用河川のうち主要な28河川、延長約85kmの区間について、当面、時間当たり約50mmの降雨に対応することを目標に、河川を改修します。	・時間当たり約50mmの降雨における浸水対策の河川整備率 【現状】85.8% 【目標】86.3%
②水辺拠点整備	条件が整った場所において、周辺緑地と一体となった水辺に親しめる拠点などを、多自然川づくりにより整備します。	・整備箇所数 【現状】34か所 【目標】39か所

コラム

■水循環再生の強化 ～雨水浸透環境（エコ庭）整備事業～

地表に降った雨は、樹林地や農地で保水されながら浸透し、水路・河川そして海へと水循環でつながっています。人間をはじめとする生き物は、この水循環のなかで生活し、水の恩恵を受けています。



しかし、人口増による急速な都市化の進展に伴い、緑が減少するとともに、アスファルト舗装などの非浸透面が拡大し、自然の浸透機能が失われてきました。自然の水循環を回復することにより、土中や河川などの生き物の生息・生育環境を改善する必要があります。



水循環の再生のためには、樹林地や農地の保全推進とともに、各家庭でも取り組める緑化や雨水を浸透させることが重要です。横浜市では、地域での緑化活動や宅地内の緑の創造、浸透ます・雨水貯留タンクの設置など、「エコな庭づくり」の普及拡大を進めます。

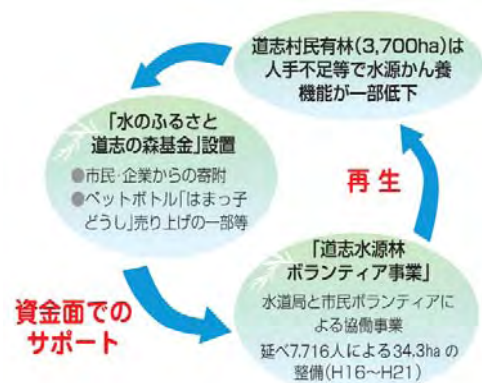


コラム

■道志水源地を守る取組

横浜市の水源の一つである道志川の水質を守るため、水道局では都筑区とほぼ同じ面積の水源林2,873haを山梨県道志村に保有し、90年以上にわたり計画的な維持管理に努めています。

一方で、民有林の一部は、人手不足等で管理が行き届かず、水を貯え、きれいにするといった森の機能が低下しています。そこで、市民ボランティアと協働して水源林の間伐や枝打ち等の保全活動に取り組んでいます。



●『水のふるさと道志の森基金』

市民・企業・団体の皆さまからの寄付や、ペットボトル「はまっ子どうし The Water」の売上の一部などによる基金を設置し、ボランティア活動のために活用しています。

●『NPO法人 道志水源林ボランティアの会』

「私たちの飲む水と水源の森は、私たち市民が自ら守り育て、次の世代へと引き継ぐ」ことを基本理念に、道志の森を再生させる活動を進めています。



食と農

～“食”と“農”との連携による横浜型農業の新たな展開～

<p>2025年度までの環境目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民が「農」とふれあえる環境があり、それが横浜市の魅力となっています。 ➢ 食と農との連携によるまちの活性化、新たなビジネスモデルの発信につながる取組が行われています。 ➢ 横浜市の農業の振興により、安定的・長期的に農地が保全されています。
<p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p>	<p>平成25年までに50haの農地を「横浜みどりアップ計画」の各種事業や従来の取組で確保します。</p> <p>※「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の目標</p>

目標設定の背景・根拠

- 農地は食料の供給の場だけでなく、生物多様性、地下水の涵養機能、美しい景観など多面的機能を有しています。
- 農地の相続税や固定資産税等の負担、農業従事者の高齢化や担い手不足、農業収入の低迷など、農業を取り巻く状況は深刻です。
- 横浜市では、「横浜みどりアップ計画」に基づき、農地を守り活かす施策を推進しています。市民が「農」とふれあえる環境の創造、食を通じた事業展開、様々な主体の協力による地産地消を進め、農業の振興、農地の保全を進めることが必要です。

現状と課題

横浜市の農地・農業生産量の状況

- 平成21(2009)年の横浜市の農地は、3,192haであり、平成11(1999)年の3,667haから約13%減少しています。
- 横浜市の農業生産量は、県内自治体の中でもトップクラスにあり、平成18(2006)年度の神奈川県内の農業産出額ランキングでは1位となっています。
- 横浜市の農業の振興・農地の保全のためには、食を通じた事業展開や、企業とのタイアップによる地産地消を積極的に進めるなど、新たな農業施策が求められています。

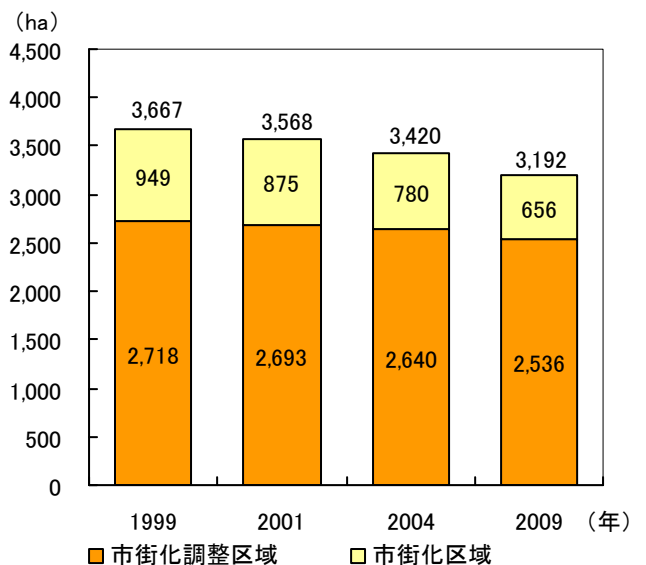


図 農地の面積推移

※ 固定資産概要調書等をもとに集計
(生産緑地地区・市街化調整区域内の農地を対象に集計)

農地の保全に向けた課題についての農地所有者の意識

- 平成19年9月に実施した「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」の調査結果によると、農地では、相続税や固定資産税等の負担、市民の理解・協力に加え、農業従事者の高齢化や後継者がいないこと等による担い手不足、農業収入などが課題となっています。

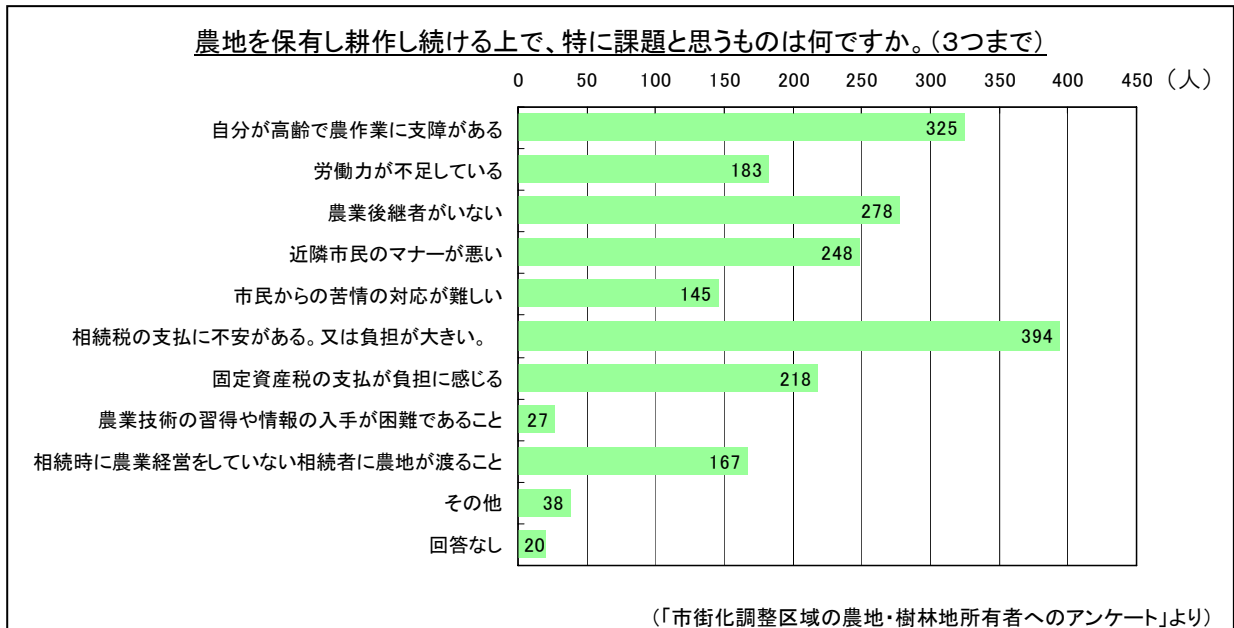


図 農地の保全に向けた課題についての農地所有者の意識

(出典：市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート)

横浜市の取組状況

- 横浜市が開設している市民利用型農園（9か所）381区画について利用者を募集したところ931件の申し込みがあり、2.4倍という倍率からも、市民ニーズの高さが伺えます。
- また、各区において、地産地消に関連したリーフレットの作成・配布、地場産農産物を使用した料理教室の開催、保育所園児の直売所訪問等を行い、地産地消の取組を進めています。

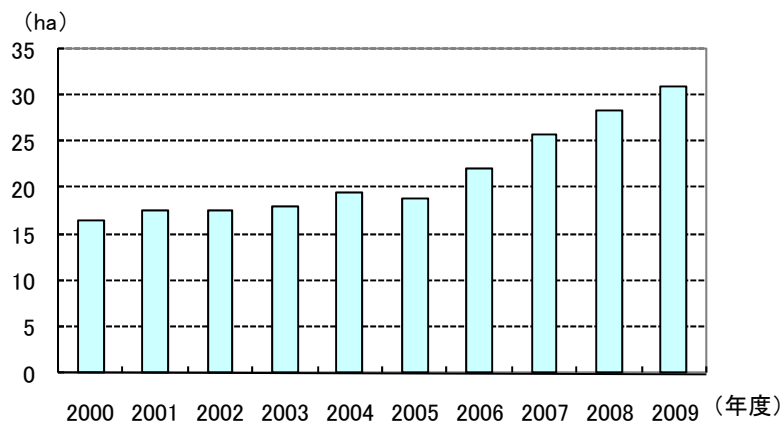


図 市民利用型農園の推移

2013 年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、
【現状】は 2009 年度末の値、【目標】は 2013 年度末の目標値を記載しています。

取組方針	・農地の持つ環境貢献機能に着目し、農業者だけでなく市民参加を得て優良な農地を保全します。
-------------	--

(1) 農地の保全

主な取組	取組内容	取組目標
①農地の保全・活用の推進	農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの多面的機能を評価し、市民等との協働で農地管理、景観保全、活用等を図ります。また、減少する水田を保全するために、10 年間の水稲作付の継続を条件に支援を行います。	・多面的機能を持つ水田の保全 【現状】89ha 【目標】120 ha
②農地保全・農産物の活性化に向けた担い手の育成支援	農業専用地区など、夜間人通りの少ない集団農地で多発している不法投棄を予防するシステムを構築します。また、農業経営士の個別指導による後継者の育成、法律に基づく「認定農業者」のほか、環境保全型農業推進者等を横浜型担い手として認定し、都市農業経営の支援を行います。	・不法投棄監視警報装置の設置 【現状】8 地区 【目標】13 地区
③農業専用地区・生産緑地地区等の指定による農地の保全	規模拡大希望農家や農業への参入を希望する福祉法人や企業が長期的に農地を借地できるよう、長期間（6 年以上）農地を貸し付けるよう農地所有者を誘導します。	・長期貸付農地の確保 【現状】15 ha 【目標】70 ha
④農ある地域づくり事業	地域農産物の生産の場や農業を体験できる場を整備し、農業が安定的に営まれる地域づくりを進めます。	・実施地区 【現状】9 地区 【目標】11 地区
⑤生産性の向上	農業用の用排水施設等農業基盤の整備により生産性を向上させます。	・実施地区 【現状】21 地区 【目標】28 地区
⑥市民利用型農園の設置	市民が農業を体験できる場、児童生徒の環境学習の場等として、休憩施設を整備した農園や農家が指導する農園等の多様な市民利用型農園を増設します。	・農園を楽しむ世帯数 【現状】5,718 世帯 【目標】7,000 世帯

(2) 食と農との連携

主な取組	取組内容	取組目標
①地産地消の推進	地場産農産物が購入できる共同直売所の設置、食の祭典の開催、横浜型アグリツーリズムの実施、地産地消ガイドブックの発行などにより、様々な主体が連携した地産地消に取り組みます。	・食と農との連携数 【現状】－ 【目標】15 件
②地産地消事業に対する支援制度の創設	企業等からの地産地消の提案事業に対する支援制度を創設します。	・支援件数 【現状】－ 【目標】6 件

コラム



■ “農”のあるまち横浜

地産地消で「市民が買い、支える横浜の都市農業」

農地は、新鮮で安心な農畜産物の生産・供給に加えて、都市に潤いと安らぎの空間を提供するとともに、農業体験・環境教育の場となり、さらに貯水・防災、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性に寄与するなど、多面的な機能があります。

《横浜の農業・農産物》

市民の皆さんは「横浜のどこに農地があるの？」と疑問に思うかもしれません。しかし、横浜市には、西区を除くすべての区に農地があり、市域面積の約7%を占めています。そして、全国の市町村でトップクラスの生産量を誇るコマツナや、カリフラワー、キャベツなどの野菜を含め、果樹、花き・植木、畜産など、多種多様で先進的な経営が行われ、とても農業が盛んな都市なのです。



舞岡ふるさと村（戸塚区）

《食と農との連携》

また、市内には、大小さまざまな直売所があり、消費地に近いメリットを活かして、旬の野菜が販売されています。とれたての新鮮な農産物が買えるため、近隣の市民だけでなく、レストランのシェフなど、食に関わるプロからも高い評価を受けています。

最近では、食や農に関心を持つ企業やNPO、市民グループなどが増えており、農家と連携した取組も増えています。例えば、飲食店や都心部のホテルが市内産の農産物を食材として利用するケースや、観光業で農園を巡るツアーを実施するケースなど、今後も、様々な取組が見込まれています。横浜市としては、これらの連携を一層進めて、横浜の農産物のブランド力の向上とともに、地域を活性化し、好循環社会の実現につなげていきます。

《これからに向けて》

今後、社会経済状況が大きく変わることが予想される中で、横浜の農業が大きな試練に直面することがあるかもしれません。そこで、日頃から、農家の顔が見える地産地消を推進し、市民一人ひとりが市内産の農産物を買って、支える信頼関係を築くことが必要です。

そのためにも、多くの市民の皆様が横浜の農業と農畜産物の情報をお届けし、日常の暮らしの中に、横浜の農業・農畜産物のつながりを創るための地産地消を進め、横浜の農業を未来に継承していきたいと考えています。



みなとみらい農家朝市（西区）

資源循環

～循環型社会の構築～

(1) 一般廃棄物に関する取組

<p>2025 年度 までの 環境目標</p>	<p>[横浜の未来（一般廃棄物行政における将来ビジョン）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなが協力し合い、誰もが3R行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着しています。 ・より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されています。 ・清潔できれいなまちが実現しています。 	
<p>(達成状況の 目安となる 環境の状況)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量を平成 37（2025）年度までに平成 21（2009）年度比で 50%以上（約 14 万トン-CO₂）削減 ・総排出量（ごみと資源の総量）を平成 37（2025）年度までに平成 21（2009）年度比で 10%以上（約 13 万トン）削減 	<p>※ヨコハマスリムプラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）（平成 22 年度～平成 37 年度）の計画目標</p>

目標設定の背景・根拠

- 未来を担う子どもたちに美しい地球環境・豊かな都市環境を引き継ぐためには、廃棄物対策として、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を進めることで、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の実現に取り組む必要があります。
- 本市では、平成 15 年 1 月策定の一般廃棄物処理基本計画（横浜 G 3 0 プラン）に基づき、焼却・埋立処分中心の廃棄物対策からの転換を図ることとし、3R、とりわけ分別・リサイクルを進めてきました。分別・リサイクルが市民・事業者の間に一定程度定着した今日、循環型社会の実現を確固たるものにするためには、ごみの発生そのものを抑制するリデュース（発生抑制）の取組を一層進める必要があります。
- また、環境モデル都市として市全体で脱温暖化の取組を推進する中で、ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

現状と課題

横浜市のごみ量の推移

- 平成 21（2009）年度の横浜市のごみ量は、約 93 万トンとなり、平成 13（2001）年度の 161 万トンから 42%減少しています。

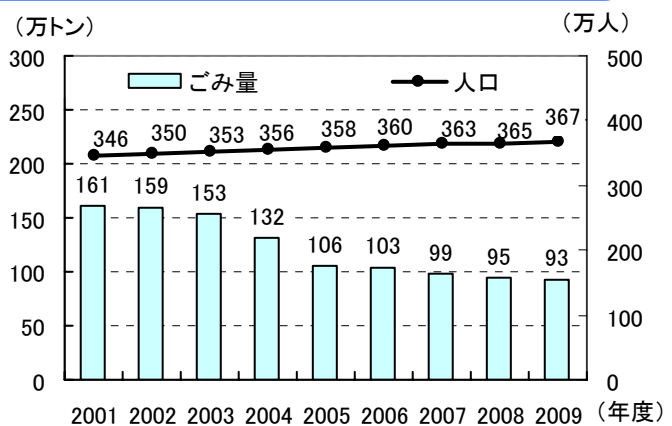


図 横浜市の人口とごみ量の推移

市民意識

- 平成 21 年 11 月から 12 月にかけて実施した「横浜市ごみ減量・リサイクル市民・事業所アンケート調査」では、「大いに関心がある（27.6%）」と「関心がある（61.4%）」をあわせると、およそ 9 割（89.0%）の市民がごみ問題に関心があると回答しています。
- また、横浜市のごみの出し方や収集方法についての満足度については、「大いに満足している（7.0%）」と「だいたい満足している（58.8%）」をあわせると、7 割弱（65.8%）を占めます。

横浜市の取組状況と今後に向けた課題

- 市民・事業者の分別・リサイクルへの協力により、横浜G30プランの目標（平成 22 年度のごみ量を平成 13 年度実績に対し 30%削減する）を 5 年前倒しで達成することができました。
- 今後は、燃やすごみに依然として含まれる資源物の分別を徹底するとともに、「ごみになるものをつくらない、家庭に持ち込まない」行動を促すリデュース（発生抑制）の取組を進めることが必要となっています。
- 燃やすごみの約 4 割を占める生ごみなど廃棄物の新たなリサイクルについての検討が必要となっています。
- 限りある廃棄物最終処分場の延命を図るため、コスト縮減などに配慮しながら焼却灰の再生利用を進め、焼却灰の埋立量を削減することが求められます。

2013 年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は 2009 年度末の値、【目標】は 2013 年度末の目標値を記載しています。

取組方針	<p>[目標] 新たなステージに挑戦し、さらなるごみの減量化・資源化が進んでいます。</p> <p>[達成指標] ※平成 21（2009）年度比</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排出量（ごみと資源の総量）の削減▲3%以上（約 4 万トンの削減） ・ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減▲10%以上（約 3 万トン-CO₂の削減）
-------------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①発生抑制等推進事業	循環型社会の実現を目指して“分別・リサイクル”に続く新たなステージとして、市民・事業者と連携し、過剰な容器包装の削減をはじめ、ごみとなるもの自体を減らす発生抑制（リデュース）の取組を推進します。	12 取組 (2010~2013の4か年)
②更なるごみの資源化	燃やすごみに含まれるバイオマス等の資源化について、事業化に向けた調査・検討を進めます。	生ごみの新たな資源化を検討
③事業者による減量化と分別徹底の推進	大規模事業所に対して減量化・資源化等計画書の提出を求めるほか、立入調査を実施して減量・リサイクルを推進します。	立入調査 7,200 件 (2010~2013の4か年)
④資源集団回収の推進	資源集団回収の円滑な実施と回収量の増加を推進することで、一層のごみの減量化を推進します。	資源集団回収による古紙回収率 100%

最終処分場の延命化と焼却灰の有効利用

限りある最終処分場を長期にわたり有効に活用していくため、コスト縮減や社会情勢の変化に合った焼却灰資源化事業の手法について検討を行い、現在休止している金沢工場灰溶融施設の再稼働に加え、民間施設での資源化を進めることにより、焼却灰の埋立量を削減していきます。

(2) 産業廃棄物に関する取組

<p>2025年 までの 環境目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> すべての排出事業者、処理業者、市民が協力し合い、3R行動を実践する環境配慮型のビジネススタイル・ライフスタイルが定着しています。 より環境負荷の少ない産業廃棄物処理体制が構築されています。 すべての市民、排出事業者、処理業者が産業廃棄物のことで困らない都市が実現しています。 <p>※「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度）」将来ビジョンより</p>
<p>(達成状況の 目安となる 環境の状況) ※2015年度まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生抑制を進めるとともに、発生量に対する最終処分率のさらなる削減を目指します。 産業廃棄物の適正処理や脱温暖化を推進し、将来にわたって安全安心な産業廃棄物の処理体制を構築します。また、緊急や災害時のための迅速な廃棄物処理体制を整えます。 産業廃棄物に対する市民の関心を高めるとともに、分かりやすい行政を目指します。 <p>※「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度）」計画目標より</p>

目標設定の背景・根拠

- 依然として大量の産業廃棄物が本市内から排出される見込みです。収集運搬及び処分に伴う環境負荷や温室効果ガスの発生を低減するため、一層の発生抑制が求められています。
- 自主的にリサイクル率の目標等を定め、積極的に取り組んでいる排出事業者も増えてきましたが、より多くの排出事業者の具体的な取組が求められています。また、これまで以上に優良で高い技術をもつリサイクル業者の育成と合わせ、リサイクルされる産業廃棄物を増やし、限りある資源が循環する社会の構築が求められています。
- 産業廃棄物分野においても地球温暖化への取組が求められています。

現状と課題

産業廃棄物の発生量等の現状

- 横浜市内から発生した産業廃棄物の発生量は「第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成18年度～平成22年度）」（以下「第5次処理指導計画」という。）の開始年次である平成18（2006）年度から減少傾向にあります。
- 平成20（2008）年度における産業廃棄物発生量は10,777千トン、最終処分量は903千トンで最終処分率は8.4%です。

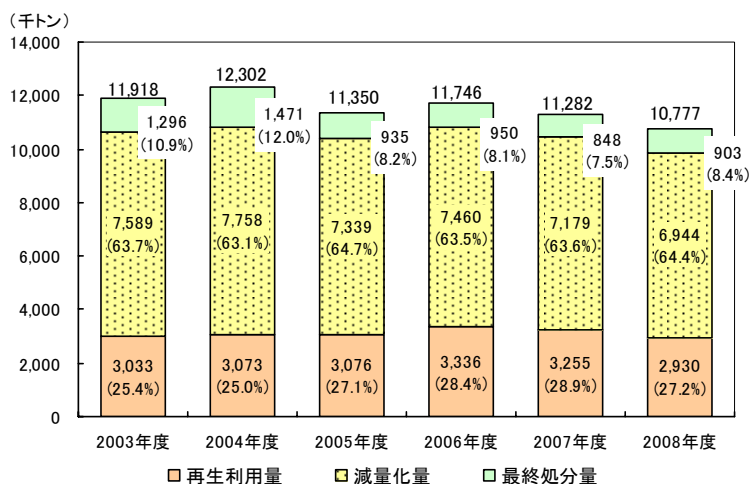


図 産業廃棄物・処分別発生量（平成15年度～20年度）

（出典：第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画）

※ 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が一致しない場合があります。

市民意識

- 九都県市廃棄物問題検討委員会にて実施した「排出事業者意識等調査」(平成 22 年 11 月)では、事業者処理責任を認識している割合は、従業員が多い事業所ほど高く従業員 300 人以上では 96%が認識しているのに対して 100 人未満の事業所では約 7 割程度しか、認識していないと回答しています。産業廃棄物の年間発生量別では、概して発生量の多い事業所ほど高くなる傾向があります。特に発生量が 1,000 トン以上の事業所では 100%「認識している」との結果でした。

横浜市の取組状況と今後に向けた課題

- 「第 5 次処理指導計画」の目標である最終処分率は平成 22 年度目標値 8%に対し、おおむね達成できる見込みです。さらなる減量化・資源化に加え、発生抑制が必要です。
- 市内最終処分量のうち約 9 割を占める海洋投入処分は、赤泥の減量化や建設汚泥の再生利用個別指定制度の活用などにより平成 20 年度実績では約 25% (平成 18 年度比) 削減を達成していますが、一層の削減が必要です。
- 不適正処理対策として、重点立入事業所への立入指導等を強化して、苦情件数が減少しました。
- より多くの排出事業者によるリサイクルの取組や高い技術を持つリサイクル業者の育成を図り、リサイクルされる産業廃棄物を増やすなど限りある資源が循環する社会の構築が必要です。
- 小規模事業所での適正処理や 3 R の取組が進みにくい状況への対策が必要です。
- 産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、優良な処理業者を育成することが必要です。

2013 年までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りが無いものについては、【現状】は 2009 年度末の値、【目標】は 2013 年度末の目標値を記載しています。

取組方針	環境行動都市として、「持続可能な社会」を実現し、将来世代に豊かな環境を引き継ぎます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について 10%削減を目指します。 ・ 平成 27 年度、最終処分率 7%以下を目指します。
-------------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①循環型社会を目指した取組の推進	産業廃棄物の発生抑制を進めます。最終処分率のさらなる削減を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導の推進 ・ 公共事業等における再生利用の推進
②安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進	産業廃棄物の適正処理や脱温暖化を推進します。災害にも安心できる体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト、PCB など産業廃棄物の適正処理指導の徹底の推進 ・ 不法投棄・不適正処理の未然防止のため監視体制の強化の推進 ・ 災害等の廃棄物処理体制の整備
③市民、排出事業者、処理業者、行政の協働・連携強化	産業廃棄物に対する市民の関心を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民向け啓発活動の実施

生活環境

～安全で安心・快適な生活環境の保全～

生活環境の課題は、3年間（平成23年度～平成25年度）では、変化・改善が見られないことが懸念されるため、3年間で改善状況が把握できる「改善指標」と15年先を目指す長期的な視点での「達成指標」の2つを指標として設定します。

(1) 大気環境の保全

2025年度 までの 環境目標	市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。		
（達成状況の 目安となる 環境の状況）	項目	改善指標（～2013年度）	達成指標（～2025年度）
	二酸化窒素	二酸化窒素に係る環境基準への適合。	環境基準に適合した地点においては、環境基準の下限值（1時間値の1日平均値が0.04ppm）。
	浮遊粒子状物質	大気汚染に係る環境基準への適合。	（2013年までの達成状況の評価により検証）
	光化学オキシダント	光化学スモッグ注意報等の発令がないことを目指す。	大気汚染に係る環境基準への適合。
	微小粒子状物質	測定体制の整備を進める。	微小粒子状物質に係る環境基準への適合。
悪臭	市民が日常生活において不快を感じない。	（2013年までの達成状況の評価により検証）	

目標設定の背景・根拠

- 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、環境基準への適合を目標に取組を進めます。二酸化窒素は、環境基準の上限値を改善指標とし、改善指標に達成した地点から環境基準の下限值である達成指標の達成を目指します。
- 光化学オキシダントは、早期には環境基準の適合が困難なため、健康被害の発生抑制の視点から、光化学スモッグ注意報の発令がないことを目指します。2013年度以降は、環境基準への適合を目標とします。
- 微小粒子状物質は、現時点では測定体制が整っていないため、体制の整備を進めるとともに、2013年度以降は、環境基準への適合を目標とします。
- 悪臭は環境基準が定められていないため、市民が日常生活において不快を感じないことを目指し、取組を推進します。

現状と課題

- 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、工場・事業場等の固定発生源対策や自動車など移動発生源対策の様々な取組により、平成11年度以降、変動の傾向はあるものの、住宅地などに設置された一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）や幹線道路沿道に設置された自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）ともに改善の傾向が見られ、平成19年度以降は全測定局で環境基準に適合しています。

- 光化学オキシダントは、環境管理計画の策定以降、一般局及び自排局の全測定局で環境基準を達成できていない状況が続いています。光化学オキシダント濃度が高くなり、光化学スモッグが発生した場合、目や呼吸器などに刺激を与え、健康被害を発生します。横浜市では、注意報などが発令されると大規模工場等に対する処置などを講じますが、健康被害の発生抑制の観点からも、喫緊の課題として取り組む必要があります。
- 微小粒子状物質は、平成21年9月に環境基準が設定され、平成22年3月の常時監視に関する事務処理基準の改正に伴い、常時監視体制の充実など都道府県等において3年を目途に微小粒子状物質の測定局の整備を図るなどの考え方が示されました。そのため、早急な測定体制整備と併せて、成分分析等による汚染状況の把握に取り組みます。2013年度以降は、原因物質の究明等に取り組むとともに、削減手法を検討します。
- 悪臭は、平成18年度以降、市民からの苦情は減少傾向にあるものの、騒音に次いで2番目に件数が多い項目です。平成21年度は、市民からの依頼・通報等に基づき、308件の調査を実施しています。
- また、都市・生活型の悪臭も課題になっていることから、市役所として円滑な解決を図るためにも、従来の規制指導以外のサポートを行っていく必要があります。

2013年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2009年度末の値、【目標】は2013年度末の目標値を記載しています。

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子状物質や光化学オキシダントなど、改善指標の達成に向けた取組を強化・推進します。 ・大気汚染対策の取組を推進します。
-------------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①微小粒子状物質対策	測定体制の整備及び状況把握を最優先に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・常時監視 ・測定機器の整備
②光化学オキシダント対策	光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）の排出総量抑制を進めます。また、広域的な課題でもあることから、引き続き、周辺自治体と積極的に連携しながら取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・VOC排出量調査実施 ・VOC立入・測定実施
③二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策	移動発生源対策として、トラック等への九都県市指定低公害車の普及促進、電気自動車（EV）等の普及に向けた充電インフラ整備を促進します。また、交通流の円滑化対策、公共交通機関の利用促進など交通量対策や環境に優しい運転「エコドライブ」の普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定低公害車・EV等の普及促進 ・エコドライブの普及
④悪臭対策	発生源への規制指導を進めます。また、都市・生活型の臭気対策については、規制指導に加え、当事者間の調整役を果たします。	<ul style="list-style-type: none"> ・推進
⑤横浜スマートシティプロジェクトなどの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜スマートシティプロジェクトの推進【再掲(P38参照)】 ・電気自動車（EV）の普及拡大【再掲(P40参照)】 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートハウス整備数【目標】3,000世帯 ・電気自動車市内登録台数【目標】1,300台

「環境基準に定められた項目を中心とした常時監視」、「法・条例に基づく工場・事業場等に対する規制指導」、「定期的な調査」は、今後も継続して実施します。

(2) 水環境の保全

2025 年度 までの 環境目標	魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策等市民がふれて楽しんでいます。		
(達成状況の 目安となる 環境の状況)	項目	改善指標(～2013 年度)	
	水質基準	BOD(河川)	水域別に設けられた水質汚濁に係る環境基準、水環境目標への適合。
		COD(海域)	
		全窒素(海域)	
		全りん(海域)	
生物指標	生物指標による水環境目標への適合を目指すとともに、当面は海域の調査地点 9 か所中 6 か所での達成を目指す。		
赤潮	大規模な赤潮の発生がないことを目指すとともに、当面はモニタリング項目等の検討を行っていく。		
※達成指標(～2025 年度)は、2013 年度までの達成状況の評価により検証します。			

目標設定の背景・根拠

- 環境基準への適合や水環境目標の達成ができていない水域もあることから、水域別の環境基準への適合及び水環境目標の達成を目標とします。
- 東京湾の水質改善に向けた取組を進めていくため、海域における生物指標を設定し、水環境目標への適合を目標とします。
- 横浜港の富栄養化対策を強化していくため、赤潮を改善指標として設定し、モニタリング項目等の検討とあわせ、大規模な赤潮の発生がないことを目標とします。

現状と課題

- 下水道の普及(平成 20 年度末の下水道普及率は 99.8%)や工場・事業場等に対する規制指導等により、河川域の BOD 及び海域の COD とともに徐々に改善の傾向が見られます。しかし、環境基準及び水環境目標への適合については、BOD は横ばいの状況で推移しており、COD は適合できていません。全窒素・全りんは、25%以下の低い値で、横ばいの状況が続いています。
- 昭和 48 年からほぼ 3 年ごとに市内の川や海に生息する生物を調査し、生物指標を用いて水環境の評価を行っています。平成 20 年度に実施した調査の評価としては、鶴見川や境川など 6 水系 44 地点のほとんどの地点で「大変きれい」や「きれい」と評価されました。
- 生物指標による評価からも市内河川の水質は改善が進んでいますが、鶴見川については、平成 21 年度に実施した全国の一級河川の水質調査(国土交通省)における平均水質においては、調査河川 165 河川中ワースト 5 位の状況であり、引き続き、水質改善に取り組む必要があります。
- 横浜港の水質については、平成 21 年度に富栄養化による大規模な赤潮が 2 件発生しています。赤潮については、モニタリング項目や評価方法、県と連携した情報の共有化や庁内の連絡体制などが整理されていないため、赤潮に関する市民等からの貴重な情報を速やかに活かすことができないといった課題があります。

- また、富栄養化対策の取組についても、水再生センターにおける高度処理の整備や合流式下水道の改善など、さらに推進していく必要があります。
- 市民等にとって、身近な憩いの場となる水辺環境を創出していくため、多自然川づくりや海域の生き物に配慮した整備、市民協働による取組などを推進していく必要があります。

2013年度までに実施・着手する主な取組

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・富栄養化対策や東京湾水質改善など、改善指標の達成に向けた取組を強化・推進します。 ・水質汚濁対策の取組を推進します。
-------------	--

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2009年度末の値、【目標】は2013年度末の目標値を記載しています。

主な取組	取組内容	取組目標
①工場・事業場等への規制指導	東京湾水質総量削減計画等に基づき、工場・事業場等への規制指導を行います。	・工場・事業場等への規制指導
②東京湾流域自治体の連携	東京湾の水質改善に向けて、水質一斉調査等の取組を流域自治体と連携して効果的に進めます。	・水質一斉調査等の実施
③下水道の取組	下水処理水の水質をさらに向上させるため、東京湾流域の水再生センターの高度処理化や合流式下水道の改善を進め、下水道に排水する工場・事業場等への規制指導と合わせて横浜港の水質改善を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場等への規制指導 ・高度処理施設の1か所増設 ・雨水滞水池の整備
④赤潮対策の強化	赤潮に関するモニタリング項目の検討を進めます。また、県との連携や庁内の連絡体制など、赤潮が発生した場合に効率的な対応が取れるよう、連絡体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング項目の検討 ・効率的な連絡体制の整備
⑤つながりの海 (まちづくりと連携した海づくり) 【再掲(P32 参照)】	<ul style="list-style-type: none"> ・京浜臨海部の海づくり ・都心臨海部の海づくり ・金沢の歴史と文化の海づくり ・横浜グリーンパレー 	・推進
⑥市民参加等による生物多様性の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・水域における生物調査【再掲(P45 参照)】 ・愛護会などの支援【再掲(P19 参照)】 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物調査の実施 【現状】3年に1回実施 【目標】継続実施 ・水辺愛護会の団体数 【現状】89団体 【目標】100団体
⑦多自然川づくりの取組 【再掲(P52 参照)】	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備 ・水辺拠点整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間当たり約50mmの降雨における浸水対策の河川整備率 【現状】85.8% 【目標】86.3% ・整備箇所数 【現状】34か所 【目標】39か所

「環境基準に定められた項目を中心とした常時監視」、「法・条例に基づく工場・事業場等に対する規制指導」、「定期的な調査」は、今後も継続して実施します。

(3) 地盤環境の保全

2025年度までの環境目標	地盤沈下や土壌・地下水汚染による被害がなく、きれいな湧き水が見られるなど、安定した地盤環境のもとで暮らしています。	
(達成状況の目安となる環境の状況)	項目	改善指標(～2013年度)
	地盤沈下	地下水の過剰な採取などにより、地盤に悪影響が及んでいない。
	土壌汚染	土壌汚染の拡散が防止されている。
	地下水の水質汚濁	鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。
※達成指標(～2025年度)は、2013年度までの達成状況の評価により検証します。		

目標設定の背景・根拠

- 地盤沈下は、近年、鎮静化している状況ではあるものの、地下水の過剰な採取などを原因とする地盤に悪影響が及んでいないことを目標とします。
- 平成元年の水質汚濁防止法改正により、新たな土壌汚染の発生は減少しており、土壌汚染対策法による原位置封じ込め等の対策が認められていることから、土壌汚染の拡散防止を目標とします。
- 地下水の水質汚濁は、環境基準に適合している項目数も多いことから、平成 11 年度以降に環境基準を超える地点がある 2 項目（鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）について、環境基準への適合を目標とします。

現状と課題

- 地盤沈下は、事業場等の地下水の過剰揚水によるものから、軟弱地盤地域において行われる地下掘削作業に伴う地下水位の低下によるものが多くなっています。
- 毎年実施している水準測量調査により、近年地盤沈下は沈静化していますが、引き続き、地下水の採取や掘削作業については法や条例等に基づく規制指導等を進めます。
- 土壌汚染については、平成元年の水質汚濁防止法の改正による有害物質を含む水の地下浸透の禁止により、新たな土壌汚染の発生は減少しています。
- 土壌汚染として、対策を強化・推進するため、条例の改正など制度改正の取組も必要です。
- 地下水の水質汚濁については、平成 11 年度以降、環境基準を超える物質が 5 項目（鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ならびにシス-1, 2 ジクロロエチレン）ありました。そこで、土壌中において分解し生成される物質であるシス-1, 2 ジクロロエチレンを除いたトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの 2 項目については、「(4) 化学物質対策の推進」で適正な管理及び環境中への排出の抑制を推進します。鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目については、環境基準への適合に向けた取組を推進していく必要があります。

2013年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、
【現状】は2009年度末の値、【目標】は2013年度末の目標値を記載しています。

取組方針

・改善指標の達成に向け、地盤環境の取組を推進します。

主な取組	取組内容	取組目標
①地盤沈下対策	地盤環境の情報提供及び地盤変動の測定を継続し、事業者への地下水採取の規制指導や掘削作業による地盤沈下防止の規制指導を徹底します。	・精密水準測量の継続 ・工場・事業場等への規制指導
②土壌汚染対策	土壌汚染や地下水汚染の未然防止と浄化のため、工場・事業場等及び一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者に対し、法や条例に基づく適切な規制指導を行います。また、新たな制度の整備を進めます。	・工場・事業場等への規制指導
③地下水の水質汚濁対策	地下水の水質汚濁状況について、環境基準が定められた項目を中心に常時監視を継続して実施します。	・常時監視 ・工場・事業場等への規制指導
④水循環の取組 【再掲(P52 参照)】	<ul style="list-style-type: none"> ・エコな庭づくりの推進 ・道路への雨水浸透ますの設置 ・透水性舗装の展開 ・公共施設での雨水浸透ますの導入 	・推進
⑤農地の保全・活用の推進 【再掲(P56 参照)】	農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの多面的機能を評価し、市民等との協働で農地管理、景観保全、活用等を図ります。また、減少する水田を保全するために、10年間の水稻作付の継続を条件に支援を行いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能を持つ水田の保全 【現状】89ha 【目標】120ha

「環境基準に定められた項目を中心とした常時監視」、「法・条例に基づく工場・事業場等に対する規制指導」、「定期的な調査」は、今後も継続して実施します。

(4) 化学物質対策の推進

2025年度までの環境目標	化学物質が適切に管理されるとともに、市民や事業者が化学物質に関する情報を共有し、安心して暮らしています。	
(達成状況の目安となる環境の状況)	項目	改善指標(～2013年度)
	化学物質	環境リスクの低減のため、化学物質が適正に管理され、環境中への排出が抑制されている。
	有害化学物質	ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについて、ベンゼン等による大気汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。
	ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る環境基準への適合。
	アスベスト	建物の解体などによる大気環境中への飛散が防止されている。
	※達成指標(～2025年度)は、2013年度までの達成状況の評価により検証します。	

目標設定の背景・根拠

- 化学物質は、環境リスクの低減を目指すとともに、適正な管理と環境中への排出の抑制を目標とします。
- 有害化学物質及びダイオキシン類は、引き続き環境基準への適合を目標とします。なお、有害化学物質は、ベンゼン等による大気汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準の定められている4物質を指標としました。
- アスベストは、排出の主な発生原因が建物の解体等における局所に限定されることから、解体現場等からの飛散が防止されていることを目標とします。

現状と課題

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下、「化管法」という。)」における第一種指定化学物質の排出量については、近年減少傾向にあるものの、化学物質の有害性・残留性・蓄積性など様々な影響があることから、優先して取り組む物質の決定や、その低減に向けての取組が求められます。
- 化学物質の対策は、市民・事業者が社会的に許容される化学物質のリスクについての合意形成を図ることが重要です。そこで、市民・事業者とのリスクコミュニケーションの推進が重要となります。
- 有害化学物質(ベンゼン等4物質)の総排出量は、平成17年度以降、減少の傾向にあります。引き続き、全測定地点における環境基準への適合を目指し、取組を進めていく必要があります。
- ダイオキシン類は、平成13年度以降、全地点で指標を達成していますが、物質の毒性等を考慮し、引き続き監視測定や廃棄物焼却施設など主な発生源に対する取組を行うことも必要です。

- アスベストには大気環境中の環境基準がないため、WHO の環境保健クライテリアによる数値（世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度：1 本～10 本/ℓ程度）を参考に判断しています。
- 市内のアスベスト濃度は、平成 21 年度に市内 18 地点を調査したところ、各地点の濃度の範囲は 0.04 未満～0.66 本/ℓでした。この濃度であれば、人体に対して問題になるレベルではないと考えられますが、社会的な関心も高いことから、実態調査と併せて、現在の主な発生源である建物解体時についても引き続き対応していきます。

2013 年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は 2009 年度末の値、【目標】は 2013 年度末の目標値を記載しています。

取組方針

・化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションなど、改善指標の達成に向けた取組を推進します。

主な取組	取組内容	取組目標
①化学物質対策	化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）や条例に基づき、工場・事業場等に対する届出・指導の徹底、自主的な適正管理や排出量の抑制を推進します。	・工場・事業場等への指導 ・リスクコミュニケーションの普及啓発
	教育活動や広報活動を通じて、化学物質の性状、管理及び排出状況などについて、市民の理解の促進に努めます。	・リスクコミュニケーションの普及啓発
	「PRTR 制度」や「環境測定」で得られたデータ等に基づき、化学物質の環境リスク評価の検討を行います。	・環境リスク評価の検討
②有害化学物質対策	事業者が施設の適正な管理を行うため、各法令に該当する特定施設等に対する届出指導・監視等を行います。	・工場・事業場等への規制指導
③ダイオキシン類対策	廃棄物焼却施設に対する施設改善や燃焼管理などの指導を行い、廃棄物の適正処理と合せて対策を進めます。	・工場・事業場等への規制指導
④アスベスト対策	庁内に設置している「横浜市アスベスト対策会議」において全庁的な取組を進め、健康や環境における諸問題について総合的に対処します。	・環境測定 ・全庁的取組の継続

「環境基準に定められた項目を中心とした常時監視」、「法・条例に基づく工場・事業場等に対する規制指導」、「定期的な調査」は、今後も継続して実施します。

(5) 騒音・振動対策の推進

2025年度 までの 環境目標	市民が振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適に過ごしています。	
(達成状況の 目安となる 環境の状況)	項目	改善指標(～2013年度)
	騒音	<p>市民の住居を主とする地域においては、地域の類型[※]Cを含め、騒音に係る環境基準における地域の類型A及びBの環境基準への適合。</p> <p>○道路に面する地域及び新幹線鉄道は、その環境基準を適用する。</p> <p>○航空機騒音、新幹線鉄道を除く鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。</p> <p>注 地域の類型Cの当面の指標は、騒音に係る環境基準における地域の類型Cの環境基準とする。</p> <p>※ 地域の類型</p> <p>A:専ら住居の用に供される地域</p> <p>B:主として住居の用に供される地域</p> <p>C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p>
	振動	市民が日常生活において不快を感じない。
※達成指標(～2025年度)は、2013年度までの達成状況の評価により検証します。		

目標設定の背景・根拠

- 騒音は、環境基準が定められている項目については、環境基準への適合を目標とします。
- 振動は環境基準が定められていないため、市民が日常生活において不快を感じないことを目指し、取組を推進します。

現状と課題

- 一般環境における地域類型Cの指標への適合は、地域類型A及びBと同じ数値目標としていることから低い状況となっています。
- 騒音は、平成21年度の苦情の中で最も多く、その内訳は工場・事業場等に関する苦情が最も多く、次いで、建設作業、交通となります。
- 工場・事業場等による騒音振動については、法や条例に基づく規制指導を実施していますが、都市・生活型の騒音問題への対応も求められています。
- また、建設作業による騒音・振動については、低騒音・低振動型の建設機械が導入されてはいるものの、工場・事業場等と比較すると騒音・振動のレベルが高くなります。建設作業に伴う騒音・振動は、一時的に発生することから、対応が難しい状況です。
- 道路・鉄道・航空機における騒音・振動については、市民などからの要請に基づく調査を実施しており、測定した結果が要請限度等を超えるなど一定基準を超過した場合には、対策を実施するよう管理者へ申し入れを行っています。

- 騒音・振動について、引き続き、定点測定により現状を把握していきます。また、市民等の要請に応じた調査を継続します。
- 近年、近隣住宅や集合住宅において、住民同士による都市・生活型の騒音としてトラブルに発展する場合があります。生活騒音は地域の問題として解決を図る姿勢が重要ではありますが、行政として側面的な支援をしていくことも必要です。

2013年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2009年度末の値、【目標】は2013年度末の目標値を記載しています。

取組方針	・改善指標の達成に向け、騒音・振動対策の取組を推進します。
-------------	-------------------------------

主な取組	取組内容	取組目標
①工場・事業場等の騒音・振動対策	工場・事業場等の騒音・振動対策として、法や条例に基づく規制指導を進めます。都市・生活型の騒音問題の未然防止を図るため、事業者との調整や啓発活動を行います。	・工場・事業場等への規制指導 ・推進
②建設作業の騒音・振動対策	法に基づき事業者に対する規制指導を行うとともに、周辺住民に対する配慮についても取り組みます。事業者に対し、事前に周辺住民へ工事内容等の周知徹底を図り、住民の理解を得るよう指導します。	・事業者に対する規制指導 ・推進
③生活騒音対策	条例に基づき、市民自らの配慮と地域での相互協力が円滑に促進されるよう、引き続き必要な支援を行います。	・推進
④道路及び鉄道交通騒音対策	測定結果を基に管理者等と協議し、低騒音舗装の施行や遮音壁等の設置など地域特性を考慮した対策を進め、鉄道や高速道路等に近接して集合住宅を建設しようとする事業者には、防音対策を指導します。	・常時監視 ・環境測定 ・推進
⑤航空機騒音対策	苦情情報などを踏まえ、国や事業者に改善要望を進めます。	・常時監視 ・推進

「環境基準に定められた項目を中心とした常時監視」、「法・条例に基づく工場・事業場等に対する規制指導」、「定期的な調査」は、今後も継続して実施します。

(6) ヒートアイランド対策の推進

2025年度 までの 環境目標	市域全域でヒートアイランド現象が緩和され、市民が快適に生活しています。	
(達成状況の 目安となる 環境の状況)	改善指標(～2013年度)	達成指標(～2025年度)
	都心部におけるみどりの増加量	ヒートアイランド現象による都心部の温度上昇を抑え、市域の気温格差を少なくする。

目標設定の背景・根拠

- ヒートアイランド対策による効果は、短期間では表れるものではありません。まずは、都心部などにおける取組としての「みどりの増加量」を目標とします。
- 中長期的には、都心部などにおける対策の強化やみどりの増加により、ヒートアイランド現象が緩和されていることを目標とします。

現状と課題

- 過去の市内の気温観測の結果から、横浜のヒートアイランド現象は、昼に北東部地域（鶴見区、港北区、都筑区など）で気温が高くなり、夜には都心部（西区、中区など）や臨海部（鶴見区、神奈川区など）で熱帯夜が多くなる傾向がみられます（平成22年の夏季の観測では、平均気温、熱帯夜及び真夏日の日数が過去5年間のうちで、大半の地点で最大となりました）。
- これまで市民・事業者・行政との協働により、緑のカーテンや打ち水などに取り組むとともに、金沢区総合庁舎への対策メニューの集中導入やミスト冷却装置による効果測定などを実施してきました。
- 都心部での温度上昇や熱中症患者が増えている状況等を考慮し、ヒートアイランド対策を生活環境分野における喫緊の課題として、着実に取り組む必要があるとの答申を環境創造審議会より受けました。
- 今後はこれまでの普及啓発などの取組に加え、都心部での温度上昇の抑制に向けた緑化や道路舗装など、まちづくりと連携した取組が必要です。
- 市域を流れる「風」に着目した研究等の結果から、熱帯夜が多い臨海部の密集市街地における海風や河川、斜面緑地を利用した風を導入することも有効と考えられるため、海風等の活用についても検討を進める必要があります。

2013年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2009年度末の値、【目標】は2013年度末の目標値を記載しています。

取組方針	・都心部におけるヒートアイランド対策の強化やみどりの増加など、改善指標の達成に向けた取組を強化・推進します。
-------------	--

主な取組	取組内容	取組目標
① 定点的な観測	ヒートアイランド現象を効果的に把握していくため、市内の観測地点を見直しながら、気温観測を継続して実施します。	・実施
② 都心部におけるエコまちづくりの推進【再掲(P31 参照)】	・エキサイトよこはま 22 における環境取組の推進 ・みなとみらい 21 地区における環境取組の推進	・推進
③ 園庭・校庭の芝生化【再掲(P51 参照)】	子どもたちがのびのびと遊べる緑の環境を創り出すため、民間の保育所・幼稚園、公立小中学校の芝生化を進めます。	【現状】11 園 17 校 【目標】100 園、40 校
④ すず風舗装による道路整備	ヒートアイランド現象の抑制策として、すず風舗装（保水性舗装と遮熱性舗装）を実施します。	・すず風舗装面積 【現状】23,381 m ² 【目標】事業推進
⑤ 普及啓発	商店街の打ち水イベントや下水再生水の活用など、身近な取組が地域の環境につながることを伝え、考えていく視点をもって普及啓発を実践します。	・打ち水イベントの実施 ・普及啓発の実践
⑥ 研究解明に向けた取組	関係自治体と連携し、特に北部方面での原因分析などを進めます。	・関係自治体と連携した取組の推進
	「風の道」の導入方策について検討します。	・推進

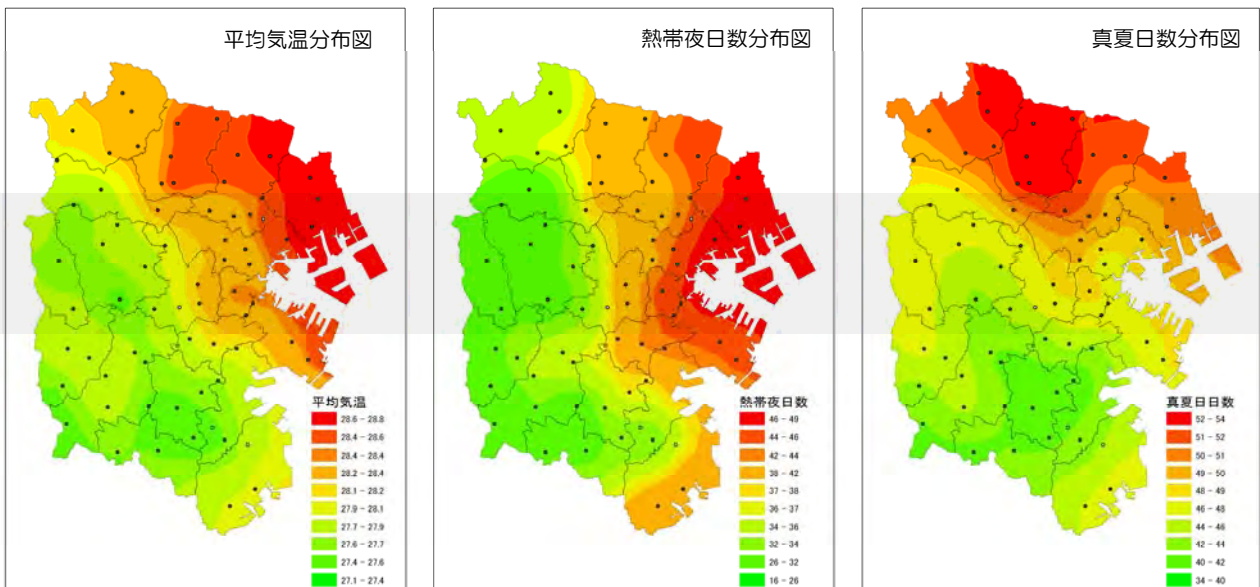


図 平成 22 年度の観測結果（7 月～8 月、62 日 [1,488 時間]）
（出典：横浜市環境科学研究所）

7.1 推進における現状と課題

これまで環境行政は、施策の推進における課題に対し、個別の課題に応じた制度を立案するなどにより、対応してきました。環境行政のさらなる展開に向けては、第1章で整理したように、まちづくり施策など広範な分野と連携し、多様化・複雑化する環境問題に対応するとともに、市民、企業等の主体的な取組につなげられる方策を打ち出すことが大切です。

しかし、現在の環境行政の推進に向けての最も大きな課題は、個々の取組の推進において庁内の横の連携が活かせていないため、市民、企業等と行政の連携において十分な成果を発揮できない状況にあることです。

今後、より一層多様化・複雑化する問題に対し、施策をどのように連携し、市民、企業等の主体的な取組につなげていけるか、さらに、環境行政をどのように進化させていくことができるかが課題の解決に向けたポイントとなります。そこで、市民、企業等の視点からこれまでの行政の枠組みを見直し、総合的、横断的に進めていく必要があります。

7.2 環境プロモーション

■市民への戦略的な環境プロモーション

市民の環境への意識は高まっており、多くの環境活動団体や企業が高い活動意欲を持って環境行動を実践し、横浜の環境を支えています。しかし、関心があるが行動には至っていない市民も多く、意識から身近な環境行動の実践に移行するためには、何らかのきっかけが必要です。また、環境活動団体や企業と行政との連携により、取組の輪を継続的に拡大し、取組のさらなる活性化につなげることも必要です。

そこで、これまで多用してきた行政からの一方通行の広報ではなく、行政側が営業マインドを持って、市民・活動団体・企業等とのコミュニケーションを活発化させ、行動の推進につなげます。

■「選ばれる都市」に向けた環境プロモーション

世界の多くの都市が、緑や生物多様性などの取組を都市のイメージ戦略として活用しており、環境への先進的な取組は、都市のプロモーションの枢要を担っています。今後は、横浜の取組を市内だけでなく国内外に向けて広く発信し、世界の中で「選ばれる都市」を目指します。

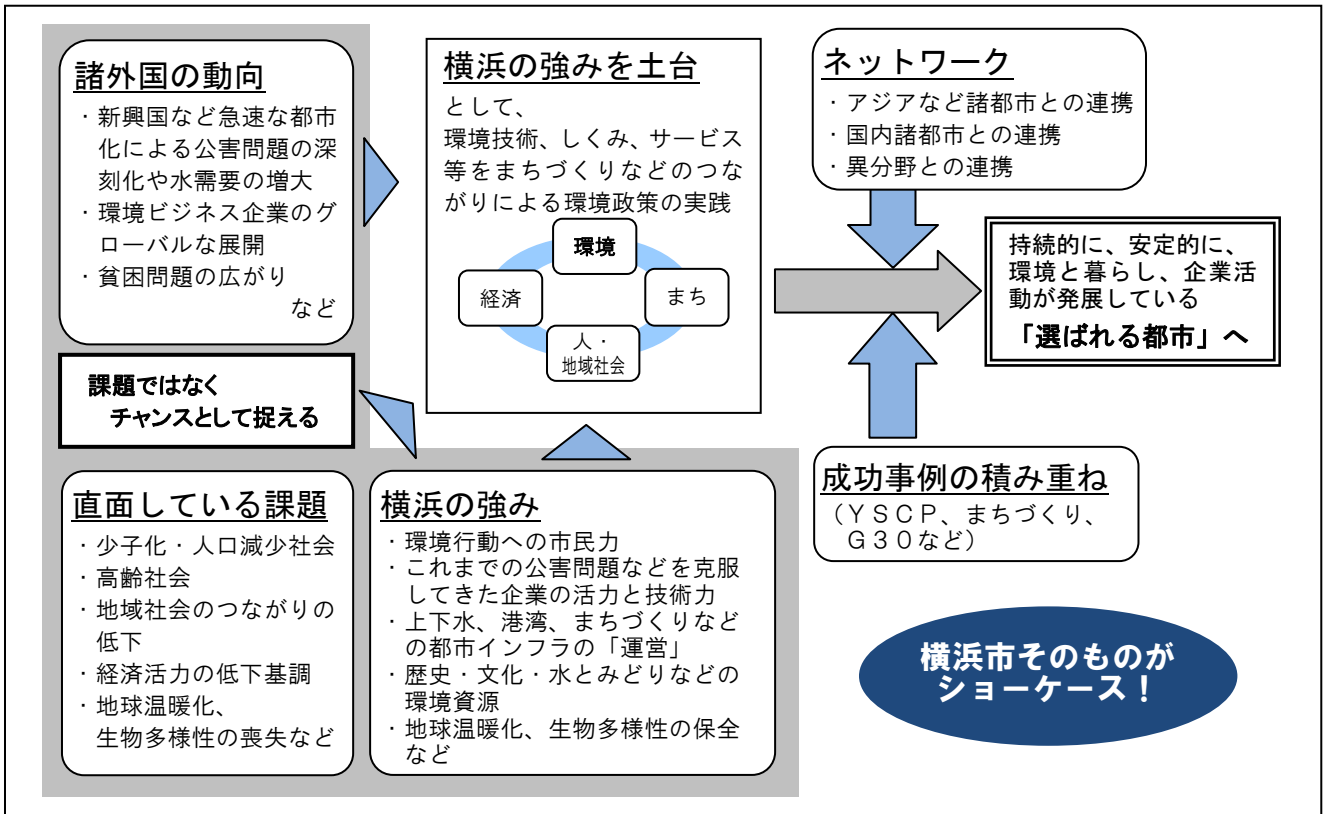


図 環境の取組により「選ばれる都市」になるためのスキーム

■主な取組の概要

主な取組	取組内容	取組目標
①戦略的広報の実践	「横浜みどりアップ計画」の推進、生物多様性の取組、電気自動車の普及拡大などに関する広報を横断的に取り組む主要課題として位置づけ、広報戦略を立案し、実践します。	平成23年度当初に左記3事業の広報戦略を立案、以降実践
②活動団体・企業の行動PRと連携	横浜の特徴的な環境の取組を行政が広く広報します。表彰制度などにより、活動を支援します。NPOや企業等とタイアップしたイベントや広報を進めます。また、活動団体等のイベントを支援します。	推進
③横浜の環境技術の海外展開	横浜の企業や行政の環境技術を海外へ向けて「売る」ための官民連携を進めます。	平成23年度より推進
④横浜の環境のPR	企業誘致、観光コンベンションなどにつなげるため、横浜が持つ「美しい都市環境」や「環境を支える技術力」を積極的にPRします。	推進

コラム

■都市の国際競争力と環境との関係

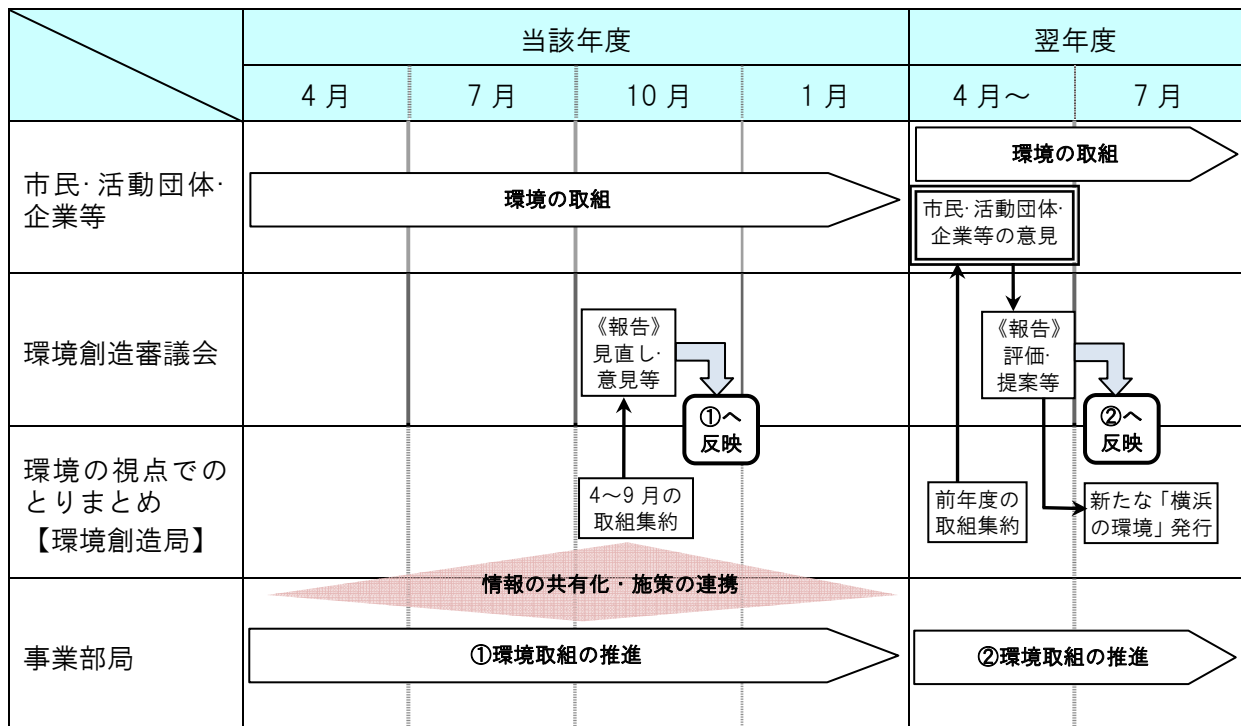
世界の様々な機関が、環境にやさしい都市を順位づけしてランキングを発表しています。例えば、アメリカのマーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング (Mercer) は世界生活環境調査に基づく「エコ都市ランキング」を発表しています。水質、廃棄物処理、下水設備、大気汚染、交通渋滞といった観点から順位づけした2010年のランキングでは、横浜は37位に入っています (同じ調査で神戸9位、名古屋・大阪50位、東京59位)。

都市の国際競争力の評価として環境が取り上げられていることから、環境に関して取り組むことは、都市の魅力を高め、より住みよい都市を形成することにつながると考えられます。

7.3 環境行政のプロセス管理

これまでの環境管理計画では、多岐にわたる環境行政の取組状況について部門ごとに把握し、「横浜の環境」（基本条例に基づき毎年発行する環境管理計画の年次報告書）に取りまとめることで、進行管理を行ってきました。今後は、環境行政が継続的に進化できるよう、取組の状況を把握するとともに、その効果を検証し、個々の取組の評価と総合的な視点での提案などを含めて、体系的に取り組んでいきます。

■環境管理のプロセス



■主な取組の概要

主な取組	取組内容	取組目標
①環境創造審議会（基本政策部会（仮））による評価提案	横浜市環境創造審議会に常設の基本政策部会（仮称）を設置し、部会において、横浜市の環境行政全体の進捗状況を把握し、市民意見等を踏まえ、評価提案を行います。	平成23年4月以降に部会を設置
②市民・活動団体・企業等の意見把握	市民意識調査を継続的に実施します。 活動団体・企業等から横浜市の環境行政への意見をいただきます。	平成23年度より実施
③新たな「横浜の環境」の発行	環境創造審議会（部会）の評価提案を盛り込み、これを主眼としたレポートを作成します。	平成23年度より発行

7.4 環境に関する基本制度の見直し

横浜市は、環境行政の基本制度として「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定しており、現在、この基本条例に基づき取組を進めています。近年、世界規模で地球温暖化問題や生物多様性などが重要視されていること、市民や企業の取組内容や役割が変化・拡大していることなど、環境を取り巻く情勢は条例制定時から大きく変化していますが、平成7年3月に条例を制定して以来、内容に関しての改正はなされていません。

そこで、本計画の策定を踏まえ、環境行政が市政においてこれまで以上に積極的な役割を果たすため、この条例を含めた環境行政の基本制度について、見直しの検討を始めます。検討に当たっては、市民、企業等の役割や行動、環境行政として広範な分野を取り入れることなどの視点を重視し、進めていきます。

■主な取組の概要

主な取組	取組内容	取組目標
①基本制度の見直し検討	「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を含めた基本制度の見直しについて、市民参加のもと検討を始めます。	推進

7.5 連携範囲のさらなる拡大

新たな環境管理計画は、まちづくり、経済などの分野との連携による施策を盛り込み、取りまとめました。あらゆる施策に環境の視点を取り入れて推進するためには、さらに連携の範囲を広げる必要があります。そのため、環境分野だけで取組を進めるような内向きな姿勢からの脱却を図り、他分野の施策を積極的に取り入れる姿勢を持つて臨みます。

また、環境の課題は広域にわたり影響を及ぼすものであり、横浜だけで取組を進めるのではその効果に限界があります。そのため、他都市、他分野との連携による取組により、さらなる効果の拡大につなげます。

■主な取組の概要

主な取組	取組内容	取組目標
①子育てなど社会福祉分野との連携	樹林地や公園を子育てや健康づくりの場として活用するなど、ニーズに応じた整備、管理を進めます。	平成23年度から推進
②歴史・文化等との連携	谷戸景観や田園風景などは、地域に根付いた歴史と文化とともに継承されています。歴史・文化の伝承と連携した取組を進めます。	平成23年度から推進
③都市間の連携	都市間の連携は、電気自動車の普及促進、東京湾の水質改善などの取組において大きな効果を生み出します。横浜から積極的な提案を行うことで都市間の連携・取組の強化を図ります。	推進
④都市競争力の強化との連携	環境を都市の強みという視点で評価します。企業誘致などにおいても環境へ評価が優位に働くため、環境を対外的に見せていきます。	推進

7.6 環境の保全及び創造に向けた指針のあり方

■基本的な考え方

横浜市が目指す将来の環境の姿を実現するためには、本計画に基づき、行政が率先した取組を推進するのみならず、市民生活や事業活動を営む上で、市民や事業者が環境行動を自らの意思で実践することが重要です。事業活動等の実施に当たっては、関連する法令等の遵守が大前提となりますが、より良い環境の保全及び創造に向けて、さらに積極的な環境への配慮を行うことが期待されます。

ここでは、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき環境に関する基本項目を、「環境の保全及び創造に向けた基本的事項」として整理しました。これらの事項について、市民・事業者・行政が共通認識を持ち、協働・連携して進めます。

■開発事業等における環境配慮の指針

これまでの計画では、開発事業等における環境配慮の指針を「環境配慮指針編」で示し、主に「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」に基づく調整等（以下、「事業調整制度」という。）において積極的に活用してきました。しかし、平成22年の「横浜市環境影響評価条例」の改正により、環境影響評価制度において、計画段階事業者が配慮書の作成を義務づけることとなり、これまでの事業調整制度が環境影響評価制度に組み込まれる形となりました。これに伴い、環境影響評価条例に基づき、「環境影響について配慮すべき事項に関する指針（横浜市環境配慮指針）」を策定することとなりました。

そのため、事業種別ごとの環境配慮事項（指針の対象とする事業に関する事項）については、環境影響評価制度の中で整理します。

■さらなる推進に向けて

今後も引き続き、必要に応じて指針の内容の充実を図るとともに、新たな課題への対応に努め、環境の保全及び創造に向けた取組を進めていきます。

なお、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」では、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するための「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」など、多くの指針を定めています。また、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の運用にあたっては、「開発構想立案の指針ー市民、事業者、横浜市が協働するためのガイドブックー環境配慮編」を定めています。そのため、環境管理計画では、具体的な指針の内容を定めず、これらの指針の適正な運用などにより、より実効性のある環境行政の推進を目指します。

【環境の保全及び創造に向けた基本的事項】

考え方	基本的事項	配慮すべき内容	
地球温暖化対策の推進など、地球環境への負荷の低減	地球温暖化・省エネルギー等	エネルギーの合理的・効率的な利用等、地球温暖化を防止・緩和するための配慮	
	地球環境等	オゾン層破壊、酸性雨等、地球規模的影響に対する配慮	
生物多様性や水循環、緑の創出など、身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動植物の生息・生育環境など、生物多様性の保全・再生及び創造に対する配慮	
	みどり	みどりの保全・創造に対する配慮	
	水循環	水源の保全、河川・海域の流量・流路等及び周辺地域の地下水かん養機能への影響に対する配慮	
安心して快適に生活できる生活環境の保全	省資源	資源を合理的・効率的に利用するための配慮	
	廃棄物等	一般廃棄物及び産業廃棄物等の発生抑制、再生利用及び減量化の促進、二次公害の発生に対する配慮	
	大気汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす大気汚染物質の発生に対する配慮	
	水質汚濁	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす水質汚濁物質の発生に対する配慮	
	土壌汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす土壌・地下水汚染物質の発生に対する配慮	
	騒音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす騒音の発生に対する配慮	
	振動	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす振動の発生に対する配慮	
	地盤沈下	生活環境等に影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮	
	悪臭	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす悪臭の発生に対する配慮	
	ヒートアイランド	都市化に伴う気温の上昇に対する配慮	
	*具体的な対応策については、今後検討が必要な事項	低周波音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす低周波音の発生に対する配慮
		電波障害	テレビ、ラジオ等の受信に影響を及ぼす電波障害の発生に対する配慮
		日照障害	生活環境、農作物等に影響を及ぼす日照障害の発生に対する配慮
		風害	生活環境等に影響を及ぼす局地的な風害の発生に対する配慮
		光害等	生活環境及び動植物の生息・生育環境に及ぼす光害の発生に対する配慮
		バイオハザード	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす遺伝子組換え生物等の漏えい・排出に対する配慮
		電磁界	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす10kHz未満の漏えい電磁界に対する配慮
		安全	自然的・人為的災害に対する配慮
	快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断、交通安全等、地域生活環境への影響に対する配慮
景観		自然景観（地形を含む）、地域景観（色彩を含む）、眺望等の保全・創造に対する配慮	
文化財等		有形文化財、史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財等の文化財及び名木・古木等に対する配慮	

※ここでは、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき内容を記載しています。

※ここに記載した基本的事項は、前計画で示していた項目を、本計画の施策体系を踏まえて再整理したものです。事業活動等の種類によっては、ここに記載していない新たな項目についても配慮する必要があります。

【環境に関する主な指針】

根拠条例	指針の名称	指針の概要
横浜市環境影響評価条例 (平成22年改正・平成23年施行)	横浜市環境配慮指針 (平成23年～)	環境影響評価制度の対象事業者が事業の計画の立案に当たり、環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について配慮すべき事項を定めたもの
横浜市開発事業の調整等に関する条例 (平成16年施行)	開発構想立案の指針 (環境配慮編) (平成21年～)	地域の実情に応じた良好な都市環境の形成が図られる開発事業を進める上で必要な事項や配慮すべき事項をまとめたガイドプランの環境配慮編
横浜市生活環境の保全等に関する条例 (平成15年施行)	環境への負荷の低減に関する指針(事業所の配慮すべき事項)	事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため定めたもの (第39条関係)
	環境への負荷の低減に関する指針(飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項)	事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため定めたもの (第39条関係)
	化学物質の適正な管理に関する指針	事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するため定めたもの (第41条関係)
	環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針	事業者が実施する環境の保全に係る組織体制の整備を支援するため定めたもの (第46条関係)
	夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針	夜間営業に係る外部騒音の防止に関して定めたもの (第58条関係)
	自動車等の排出ガスの抑制に関する指針	事業者が実施する自動車等の排出ガスの抑制に係る取組を支援するため定めたもの (第130条関係)
	建築物環境配慮指針	建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置について配慮すべき事項に関して定めたもの (第141条の3第1項関係)
	温室効果ガスの排出の抑制に関する指針	事業者が実施する温室効果ガスの抑制に係る取組を支援するため定めたもの (第143条関係)
	フロン類の排出抑制に関する配慮指針	フロン類の排出の抑制について配慮すべき事項に関して定めたもの (第146条第3項関係)
	生活騒音防止に関する配慮指針	日常生活に伴って発生する騒音又は振動の防止について配慮すべき事項に関して定めたもの (第147条第2項関係)

資料

資料 1 計画策定の背景・経過

■横浜市環境管理計画のこれまでの経緯

昭和 61 年、横浜市は、産業型公害に加えて、自動車公害、生活系排水による河川・海域の汚濁等、いわゆる都市・生活型公害等の新たな環境問題の顕在化や、快適な環境を求める市民ニーズに対応するため、「環境管理計画—環境プラン 21—」を策定しました。

その後、「横浜市環境の保全と創造に関する基本条例」（平成 7 年 3 月制定）により、環境管理計画の策定が義務付けられ、平成 22 年度までを計画期間とした「横浜市環境管理計画」を平成 8 年 9 月に策定しました。

さらに、京都議定書の採択や地球温暖化対策関連法・循環型社会関連法等の整備等、環境管理計画策定後の国内の動向やそれに伴う法律・市条例の整備等に対応するため、平成 16 年 3 月に環境管理計画の改訂を行いました。

昭和 61 年	横浜市環境管理計画—環境プラン 21— 策定
平成 7 年 3 月	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 制定
平成 8 年 9 月	横浜市環境管理計画 策定（計画期間：平成 22 年度まで）
平成 16 年 3 月	横浜市環境管理計画 改訂

■新たな計画策定の背景

横浜市では、これまでも環境管理計画等に基づき様々な環境に関する取組を進めてきましたが、今日、地球温暖化や生物多様性の保全等への対応、さらには環境を基軸とした経済の活性化など、環境行政に求められる取組の範囲が拡大してきています。また、近年では市民・事業者等の環境に対する意識が向上し、まちづくりや経済の分野など、環境以外の分野の計画等においても環境配慮が積極的に示されるようになってきているなど、環境管理計画を取り巻く状況は大きく変化しています。

これまでの環境管理計画は、従来の環境行政において中心的に取り組んできた公害対策だけにとどまらず、地球環境保全対策や自然環境の保全、循環型都市の形成など、環境分野が取り組むべき施策を体系的に示す役割を果たしてきました。しかし、環境管理計画を取り巻く状況の変化とともに、求められる役割は大きく変化しています。

そこで、これからの横浜市の環境行政の基幹を担う計画として位置づけや内容がふさわしいものとなるよう、環境管理計画を見直し、新たな計画を策定しました。

■新たな計画の策定経過

年月日	事項
平成 21 年 6 月 25 日	横浜市環境創造審議会に「横浜市環境管理計画の改定について」諮問 環境管理計画部会の設置
↓	環境管理計画部会（8回開催）
平成 22 年 3 月 18 日	第 10 回横浜市環境創造審議会に環境管理計画部会での検討結果の報告
平成 22 年 3 月 29 日	横浜市環境創造審議会から「横浜市環境管理計画の改定について」答申
平成 22 年 5 月 20 日	横浜市環境創造審議会に「新たな「横浜市環境管理計画」における生活環境に関する目標等について」諮問 生活環境分野における目標等検討部会の設置
↓	生活環境分野における目標等検討部会（4回開催）
平成 22 年 10 月 1 日～ 10 月 30 日	新たな「横浜市環境管理計画」における生活環境に関する目標等について の中間とりまとめの公表、市民意見募集
↓	生活環境分野における目標等検討部会（1回開催）
平成 22 年 12 月 24 日	横浜市環境創造審議会から「新たな「横浜市環境管理計画」における生活環境に関する目標等について」答申
平成 23 年 2 月 17 日～ 3 月 18 日	新たな「横浜市環境管理計画」（素案）の公表 パブリックコメント（市民意見募集）の実施
平成 23 年 4 月	新たな「横浜市環境管理計画」の策定

■新たな計画（素案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施

【実施概要】

意見募集期間	平成23年2月17日（木）から3月18日（金）まで
意見提出方法	郵送、電子メール、ファクシミリ、簡易申請システム、持参
素案の公表場所	素案を市民情報センター、区役所広報相談係、環境創造局企画課及びホームページ閲覧

【実施結果】

提出者数	27名			
提出方法	郵送16名、ファクシミリ5名、簡易申請システム4名、持参2名			
意見数	64件			
分類と意見数	計画全般	7件	水とみどり	6件
	環境と人・地域社会	5件	食と農	6件
※複数の分野に関連する意見は代表的な分野を選んで分類しました。	環境と経済	1件	資源循環	3件
	環境とまちづくり	10件	生活環境	7件
	地球温暖化対策	8件	その他	3件
	生物多様性	8件		

【提出された意見の概要と意見に対する考え方】

意見の分類と素案への反映状況

① 計画に反映したもの	1件（2%）
② 意見の趣旨が既に素案に含まれているもの	8件（13%）
③ 今後の参考とするもの	34件（53%）
④ 内容にご賛同いただいたもの	6件（9%）
⑤ 計画に反映することが難しいもの	15件（23%）

※ 詳細は別表（P85～92）のとおり

【パブリックコメントに基づかない素案の修正について】

素案公表後の最新の知見やデータ等に基づき、表現等について必要な修正を行いました。

別表 提出された意見の概要と意見に対する考え方

①計画に反映したもの

■計画全般

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>素案 97 ページ 用語解説「再生可能エネルギー」の説明を以下の表現にしてください。 「再生可能エネルギー：太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。化石燃料と違い、エネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマス、などが挙げられる。」</p> <p>[理由] 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(エネルギー供給構造高度化法)には、「『再生可能エネルギー源』とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの」とされ、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるものが挙げられていることから、用語解説では上記のように記載すべきと考える。</p>	ご意見をありがとうございます。いただいたご意見を計画に反映させていただきます。

②意見の趣旨が既に素案に含まれているもの

■計画全般

No.	意見の概要	意見に対する考え方
2	県と市がバラバラな施策を行わないで連携してほしい。	計画では、「環境行政のさらなる推進方策」に「連携範囲のさらなる拡大」を掲げています。国や県、他都市とのより一層の連携範囲の拡大を図り、取組の効果拡大に努めます。

■環境と人・地域社会

No.	意見の概要	意見に対する考え方
3	YESや出前講座などに参加しているが、ほとんどが同じメンバーであると感じる。	計画では、「環境と人・地域社会」に「(4)『学び』の輪づくり」を掲げています。関心の度合等、個々のニーズにあった「学び」の場づくりを進めていくことで、YESや出前講座などへの新たな参加者の増加につなげたいと考えております。

■環境とまちづくり

No.	意見の概要	意見に対する考え方
4	駅前通りの混雑緩和策が遅々として進まないで、速やかに行ってほしい。	道路ネットワークの整備による渋滞の解消は、温室効果ガスの削減など環境負荷低減にもつながるものと考えています。計画では、「環境とまちづくり」に「(4)誰もが移動しやすく人と環境にやさしい交通体系の形成」を掲げています。渋滞個所の削減を目標として交通ネットワークの整備による環境負荷低減に取り組めます。
5	道路の整備などによる自転車の普及活動に力を入れてはどうか。	自転車の普及活動は、温室効果ガスの削減など環境負荷低減にもつながるものと考えています。計画では、「環境とまちづくり」に「(4)誰もが移動しやすく人と環境にやさしい交通体系の形成」を掲げています。都心部でのコミュニティサイクルの導入、自転車走行環境の整備に取り組めます。
6	横浜市といえば海のイメージがある。国内外に綺麗な海と綺麗な自然をアピールしたい。	計画では、「環境とまちづくり」、「生物多様性」、「生活環境」に海づくりの取組を掲げています。周辺のまちづくりと連携して、海づくりを推進するとともに、イベントの開催、活動団体等と連携した取組等を推進します。

■地球温暖化対策

No.	意見の概要	意見に対する考え方
7	自動車排出ガスを減少させる方法の一つとして、電気自動車の普及活動の促進がある。充電場所が少ないので、補助金等で数を増やす事を考えるべき。	計画では、「地球温暖化対策」に「(4)電気自動車(EV)の普及拡大」を掲げています。電気自動車の充電環境を整えるため、商業施設などの駐車場への設置を進めます。
8	「エコ活。」、市役所のCO2削減、低炭素型交通の推進の確実な実施。	計画では、「地球温暖化対策」に「(7)市民のライフスタイル変革に向けた『エコ活。』普及」、「(8)市役所のCO2削減を、「環境とまちづくり」に「(4)誰もが移動しやすい交通体系の形成」を掲げており、「エコ活。」、市役所のCO2削減、低炭素型交通の推進に取り組めます。

■食と農

No.	意見の概要	意見に対する考え方
9	地産地消に参加したいが場が少ない。広場、公園等の活用で広げてほしい。高島町で農家の方々の直売を利用したが、おいしく新鮮でうれしかった。	計画では、「食と農」に「(2)食と農との連携」を掲げています。地産地消の推進により、地場産農産物が購入できる共同直売所の設置等を進めていきます。

③今後の参考とするもの

現時点で計画に反映できませんが、意見を関係区局と共有し、事業実施の段階で参考とさせていただきます。

■計画全般

No.	意見の概要	意見に対する考え方
10	環境基本条例の改正について言及されているが、「制定して以来、内容に関しての改正はなされていないから改正するというのではなく、改正の真に必要な理由を明らかにして検討するべきと思う(国においても環境基本法は改正されていない)。	いただいたご意見を関係区局と共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。基本制度の見直し検討に当たっては、その理由を明確に、かつ、分かりやすくお示しするよう努めます。
11	環境対策に非常に関心があり、いくつかの項目については国や県・市とコンタクトして活動している。横浜市について感じるのは、環境創造局所管の項目が多岐に渡っていること。局内職員と話しても項目すら知らなかったり、周知不足と感じている。市長直属の部署を作るか、この局の機能を分割してはどうか。	いただいたご意見を関係区局と共有し、ご指摘いただいた課題の解決に努めていきます。なお、平成23年5月から、環境創造局の組織を、従来の機能別組織から分野別組織へ再編成するとともに、横断的な調整機能(企画調整機能)を強化することで、市民の皆さまから見た分かりやすさの改善を図ります。
12	各項目の目標、2013年までの取組項目についてなるほどと思うが、実現させる具体的プロセスが不明である。また、他局と横断的に行動しなくてはならないと思う。その点を明示すべきだと思う。	いただいたご意見を関係区局と共有し、具体的取組を検討する段階で着実に取組が進められるよう検討を行うとともに、進行管理をしっかり行うことで計画を確実に推進し、よりよい横浜の環境の創出を図るよう、努めていきます。

■環境と人・地域社会

No.	意見の概要	意見に対する考え方
13	横浜市役所環境行動宣言は結構なことと思う。職員の率先垂範が重要だと思うが、ここ数年のYESや開港150周年の取組、150万本植樹行動などからは感じられない。	いただいたご意見を関係区局と共有し、職員の率先垂範に努めます。
14	高齢化社会と環境の関連についてもう少し踏み込んでほしい。環境活動団体の構成員平均年齢の高齢化は各団体が頭を悩ませているところであるし、高齢化の進展による経済活動の変化や、バリアフリーのまちづくりの進行、さらには財政的に見て社会保障費の増加は、環境にどのような影響を与えるのか(あるいは与えないのか)、といった素朴な疑問がある。	いただいたご意見を関係区局と共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
15	「エコ活。」のような市民への啓蒙について多様な策を取るべき。現在活動している団体をどのように連携させるのが気になる。市民が生活者(当事者)として自主的に自分の環境を快適にしようと気付く仕掛けを考えるべき。	いただいたご意見については、関係区局と共有し、環境教育や環境に関する情報提供の積極的な展開を進めていく中で参考とさせていただきます。

■環境とまちづくり

No.	意見の概要	意見に対する考え方
16	鶴見川、大岡川などを利用した舟運の利用を検討してはどうか。	いただいたご意見を関係区局と共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
17	遊休地などを活用すべき。何ら付加価値を生んでいない。ごみ集積所への転用、通学路拡張・整備への活用、公共施設への利用など、いろいろな提案がある。	いただいたご意見を関係区局と共有し、遊休地などの活用検討を行う際の参考とさせていただきます。
18	自転車を例にあげると、駅前放置車両、通勤・通学時のスピードや信号無視など、安全に「疑問」と言えることがある。環境と交通・道路との関係はどう整合させるのか。	いただいたご意見を関係区局と共有し、より安全なまちづくりを進める中で環境面からの配慮も行い、環境とまちづくりの両立を図るよう、努めていきます。
19	新横浜駅周辺、特に、南側地域開発は総合計画において検討すべき。	いただいたご意見を関係区局と共有し、まちづくりの中で環境面からの配慮も行い、環境とまちづくりの両立を図るよう、努めます。

■地球温暖化対策

No.	意見の概要	意見に対する考え方
20	LEDメガワットキャンペーンのLED電球の展示販売を市役所・区役所売店で行うよう提案をしている。導入を進める方策もないままのパンフレット作りはおかしい。LEDメガワットキャンペーンは成功してほしい。	いただいたご意見を関係区局と共有し、LEDメガワットキャンペーン後の取組の参考とさせていただきます。
21	電気自動車の普及に関して早急に進めるべきと考える。各区役所でスケジュール管理し、駐車場に駐車していることがないくらいに使うこと、EVは高価すぎるので低価格になるまで、公用車は大半を軽自動車にして各区役所、所属部署でカーシェアリングすること、市民のレベル(町内会の班のレベル)で電動アシスト自転車のサイクルシェアリングを行うことを提案する。	計画では、「地球温暖化対策」に「(4)電気自動車(EV)の普及拡大」を掲げています。EV等のシェアリングに関するご意見は、関係区局と共有し、今後の参考とさせていただきます。
22	市内の太陽光発電の設置推進に向けて、具体的な目標を掲げ、達成率の節目での広報などをして行くといい。また、補助金の制度など「横浜みどり税」を一時的に増税してでも推進する。	取組の実施状況については、年次報告書(横浜の環境)等により、できる限り市民の皆さまにわかりやすくお伝えしていきます。補助制度等のあり方については、いただいたご意見を関係区局と共有し、効果的な方法について検討します。
23	素案 24 ページ「⑥公共施設の温暖化対策、省エネ対策の推進」、及び、素案 34 ページ「④公共建築物への環境配慮の推進」の取組目標について、以下の表現にしてはどうか。 ・(修正前)省エネ機器の導入 ⇒(修正後)省CO ₂ ・省エネ機器の導入 ・(修正前)省エネ改修の実施 ⇒(修正後)省CO ₂ ・省エネ改修の実施 [理由] 「省エネ」は化石燃料の使用抑制を目的とした概念と考えますが、近年の問題意識では、化石燃料を削減することでその使用に伴って排出される温室効果ガスを削減することに「省エネ」の関心が集まっているものとする。「省エネ」の目的を分かりやすく説明する上でも、「省CO ₂ 」を併記してほしい。また、省エネ機器・設備の選定にあたっては、「省CO ₂ 」を重要な指標として検討してほしい。	「省エネ」という表現が、市民に分かりやすく端的に示した表現であると考えています。計画の推進の際には、ご意見を踏まえ、できる限り取組の目的がわかりやすい表現を用いるように努めます。また、機器・設備の選定にあたっては、省エネ機器をできる限り積極的に導入していきます。
24	素案 41 ページ「(8)市役所のCO ₂ 削減」に「③市庁舎をはじめとする主な公共施設のCO ₂ 削減への取組み状況の公表」を追加してはどうか。 [理由] 市域全体のCO ₂ 排出量は、毎年に公表されているが、様々な対策を採られている市役所・市庁舎において、実際にどの程度の効果が出ているのか、市民に分かりやすく説明することも必要と考える。その際には、国と同様の算定方法に基づいて実施してほしい。	市の事務事業における地球温暖化対策は、「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」に基づき取組を進めています。平成23年度からは、平成23年3月に策定した「横浜市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、引き続き取組の着実な推進を図るとともに、ご意見を関係区局と共有し、より分かりやすく市民の皆様にお伝えできるよう、検討を行います。

■生物多様性

No.	意見の概要	意見に対する考え方
25	今私達の囲りで「ネコノチチ」「ヨコハマダケ」「カザグルマ」「イワガラミ」等が日に日に消えている。今なら現状調査や保護が可能であるので、ぜひ財産として守って欲しいと切望する。	いただいたご意見については、「生物多様性を守り、豊かにするためのしくみづくり」の検討を進める中で参考とさせていただきます。
26	絶滅の危機にある草木の保護をもっと強化してほしい。	いただいたご意見については、「生物多様性を守り、豊かにするためのしくみづくり」の検討を進める中で参考とさせていただきます。
27	未来に向けた横浜市の環境の基本政策について思うとき、その目標を実現するためには、現在の自然環境の実状を知ることが重要だと思う。そのことについて市民はどこまで教えていただけるのか。植物関係については、横浜植物会が2003年に横浜に生息する植物を「横浜の植物」として出版した。その結果、在来種の減少が著しいことが分かり、現在も引き続き絶滅危惧種を中心とした調査をしている。いずれ発表したいと思っているが、財政的に困難な状態で、ボランティアの限界を痛感している。市内にはこうした団体が少なからずいると思われるが、それらをまとめる学芸員のいる環境センターが必要ではないか。新しく作らなくても、とりあえずは市のこども植物園でもよいと思う。学芸員を中心に、未来を担う子どもたちへの環境教育を含め、環境に関する施策に取り組んでいく土台となるセンターの建設を願う。	いただいたご意見については、関係区局と共有し、環境教育や環境に関する情報提供の積極的な展開を進めていく中で参考とさせていただきます。
28	桜並木の通りに住んでいて思うことは、本当に良いのは、1年の内で花の咲くほんの1～2週間だけで、あとは大変なことが多い。ごみの出ない道路、掃除のいらない通りにしてほしい。常緑樹か低い植物にしてみたい。	いただいたご意見を関係区局と共有し、街路樹の植栽及び管理方法を検討する際の参考とさせていただきます。
29	素案42ページ「生物多様性」「目標設定の背景・根拠」に「・市民、企業の主体的行動が何よりも大切です。市民、企業の生物多様性に対する認知、理解、関心、行動がどれだけ高まっているかを把握します。 ・郊外部、都心部など地域特性を踏まえた施策を進めます。 ・日本を代表する大都市として、消費行動、企業行動などを視野に入れ、市場に踏み込んだ目標とします。」という記述があるが、取組を進めるうえで、企業活動への極端な制約とならぬよう、事前のヒアリングなど十分な調整と相談をお願いしたい。	いただいたご意見をについては、関係区局と共有し、生物多様性の保全の取組を進める際の参考とさせていただきます。
30	素案45ページに「②生物調査データベースの一元化（データベース化）と活用」とあるが、生物調査データ蓄積にあたっては、新たな調査費用や情報開示など企業活動に影響を来すことも想定されるため、事前のヒアリングなど十分な調整と相談をお願いしたい。	いただいたご意見をについては、関係区局と共有し、生物多様性の保全の取組を進める際の参考とさせていただきます。
31	素案47ページに「(7)生物多様性を守り、豊かにするためのしくみづくり」「①地区特性に応じた仕組みの検討」とあるが、地区特性に応じたしくみの検討にあたっては、企業活動への極端な制約とならぬよう、事前のヒアリングなど十分な調整と相談をお願いしたい。	いただいたご意見をについては、関係区局と共有し、生物多様性の保全の取組を進める際の参考とさせていただきます。

■水とみどり

No.	意見の概要	意見に対する考え方
32	以前は、海、川、田んぼ、里山、畑、鎮守の森がすべて身近にあった。今、これらの環境はほとんど無くなっている。今後無くなったものを復活させることはできないにしても、あるものを維持管理して後世に伝え残していこうとすることは大切だと思う。	計画では、「水とみどり」に「(1)樹林地を守る」等を掲げており、樹林地や農地などのまとまりのあるみどりの保全を進めます。いただいたご意見を参考に、よりよい横浜の環境の創出を図るよう、関係区局とともに努めていきます。
33	公園の名前にまでなっている大きなシンボルツリーが枯れても新たに植えることなく放置している。街路樹の冬の剪定は最終的にはこんな美しい樹形にしようという意図が感じられない。電線に邪魔だとか葉がたくさん落ちないようにとかしか考えていないような剪定しかしていない。こういうほんとの末端の仕事に神経が行き届いていない市の仕事を見てみると、やろうとしていることの信用を落とすことになる。大上段に構えるだけでなく足元をよく見て政策を進めてほしい。	いただいたご意見を関係区局と共有し、環境面をはじめ様々な観点から取組内容を検討し、よりよい横浜の環境の創出を図るよう、努めていきます。
34	素案 51 ページ 「(1)樹林地を守る」「①緑地保全制度による地区指定の拡大と買取り」とあるが、緑地保全制度による地区指定の拡大にあたっては、企業活動への極端な制約とならぬよう、事前のヒアリングなど十分な調整と相談をお願いしたい。	いただいたご意見を関係区局と共有し、生物多様性の保全の取組を進める際の参考とさせていただきます。
35	日本全体の森林は確かに多いが、池子の森などは都会に稀に残っている森である。土地の有効活用は、新たに切り開く事ではなく利用してほしい。	いただいたご意見を関係区局と共有し、取組を進める際の参考とさせていただきます。

■食と農

No.	意見の概要	意見に対する考え方
36	人が生きていく中で、食と農は最優先されると思う。食と農をコアにネットワークにしてみると「横浜市環境管理計画」の素案が見えてくる様に思える。ぜひとも計画を具体化し、実現してもらいたい。	生物多様性の観点から農地の役割が再認識されるなど、農を取り巻く状況に新たな動きが起こっています。これらの動きに対応するため、今回、「食と農」を新たに施策の柱として設定しました。いただいたご意見を参考に、計画の確実な実施に、関係区局とともに努めていきます。
37	市内には事実上の遊休農地が多い。家庭菜園に活用する制度を市として進めてはどうか。インセンティブとしてそのような取組の地主には固定資産税を軽減するなどでも対応することも考えられる。	いただいたご意見を関係区局と共有し、遊休農地の削減方法を検討する際の参考とさせていただきます。
38	農家で後継者がいない場合、その農地を利用し、農家の指導をいただきながら、野菜、花作り等に、皆が参画出来ると良いと思う。土にふれ、生産の喜びを感じることなどで、生物多様性等にも係われる。	いただいたご意見を関係区局と共有し、農地の有効利用の方策を検討する際の参考とさせていただきます。

■資源循環

No.	意見の概要	意見に対する考え方
39	「ごみを捨てる人は、捨わない。捨う人は捨てない。」と思いながら道路の清掃を行っている。家庭で「ごみの出し方」「ごみの処理」の教育ができないなら、残念であるが、学校教育の中で、まちの清掃活動等に積極的に取り組んでほしい。	いただいたご意見を関係区局と共有し、環境学習の積極的な展開を進めたいと考えます。
40	目に見えない所、目につかない所をどうするかが問題。具体例をあげると、自動車専用道路の脇道は、人がほとんど歩くことがなく車しか通らないため、不心得者のごみ捨て場となっている。このようなところの取組が一番大事なことだと思う。	いただいたご意見を関係区局と共有し、廃棄物の適正排出に関する啓発・指導等を進めるとともに、よりよい横浜の環境の創出を図るよう、努めていきます。

■生活環境

No.	意見の概要	意見に対する考え方
41	中国からの大気汚染の問題に取り組んでほしい。	越境大気汚染問題については、国の取組等に市としても協力していきます。
42	水環境への影響の少ない洗剤の紹介をしてほしい。	生活において環境負荷を小さくする工夫等について、様々な形でご紹介できるよう、ご意見を庁内で共有し、今後の参考とさせていただきます。
43	化学物質が街中にあふれている。無意識に使っている合成洗剤、農薬、化粧品など、危険はないと言われても、使い続ける事で許容量を超え、危険域に入るのではと心配している。少しでも減らせるようにするにはどうすればよいか提案してほしい。	計画では、「生活環境」に「(4)化学物質対策の推進」を掲げ、教育活動や広報活動を通じて、化学物質の性状、管理及び排出状況などについて、市民の理解の促進に努めていきます。いただいたご意見を関係区局と共有し、横浜の環境がよりよいものとなるよう、市民の皆さまと協働しながら、引き続き、取組の推進を図ります。

④内容にご賛同いただいたもの

■計画全般

No.	意見の概要	意見に対する考え方
44	まちづくりや経済振興などの諸分野と環境との関係性ははっきりと示されており、これまでの環境分野の計画にありがちだった、環境だけを記述した計画とは明らかに一線を画するものとなっている。それだけに、今後明らかになる事業別環境配慮指針や、新計画のプロセス管理が楽しみ。	計画に記述されていることの確実な実施に、関係区局ともに努めていきます。市民の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

■環境と経済

No.	意見の概要	意見に対する考え方
45	鶴見川は、以前ワースト順位を競っていたが、最近ニュースにも出なくなり、下水道普及が大きく効果をあげた成果であると喜ぶ。下水道のおかげで汚名の返上を果たした以上、この技術を更に推進し、他国の下水道未普及国へ働きかけ、衛生状態の改善、健康増進への一歩として公共事業の輸出をぜひ拡大される事を願う。	いただいたご意見を関係区局と共有し、様々な場面を通じて、これまでの横浜の環境に関する取組を多方面に発信します。なお、計画では、「環境と経済」に「(4)環境ビジネスの海外での戦略的な展開」等を掲げており、これまで横浜で培ってきた環境に関する技術・ノウハウを活かし、世界の環境対策に貢献していきます。

■地球温暖化対策

No.	意見の概要	意見に対する考え方
46	素案 40 ページ 「(4)電気自動車（EV）の普及拡大」において、EVの普及促進に向けて、『2013 年度までにEV1,300 台、充電器 650 基、公用車への導入各区2 台導入』など、積極的に取り組まれる計画としていることは、大変すばらしいことであり、是非、実現してほしい。 同様に、神奈川県でも、『2014 年度までにEV3,000 台、普通充電器 1,000 基、公用車への導入 100 台』など、最優先課題の一つとして、積極的に取り組まれている状況にあることから、市域における運輸分野における CO ₂ 排出量削減の取組が、効率的かつ効果的になるよう、協力・連携・一体となって進めてほしい。 なお、CO ₂ 削減に向けた効果的な対策については、運輸部門に偏ることなく他の部門も含め、費用対効果の観点を踏まえた総体的な検討・推進をしてほしい。	国や県、近隣自治体等とも連携しながら、計画の確実な実施に向けて取組を進めます。

■水とみどり

No.	意見の概要	意見に対する考え方
47	「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を主体とした推進。「環境」として「横浜みどりアップ計画」を横浜市民に広げるチャンスでもあると思う。横浜みどりアップ計画の推進こそが、2025 年度へ向けての環境目標だと期待している。	ご意見をありがとうございます。本計画及び関連する計画の確実な推進に、関係区局とともに努めていきます。

■食と農

No.	意見の概要	意見に対する考え方
48	身近に農家や農業がある事はとても心強い。食と農はこれからますます大切な事と思う。	いただいたご意見を参考に、計画の確実な実施に、関係区局ともに努めていきます。

■資源循環

No.	意見の概要	意見に対する考え方
49	ごみの分別など、市と市民の協力により大きな効果を納めた項目もあり、今後に期待したい。	引き続き、計画の確実な実施に、関係区局ともに努めていきます。

⑤計画に反映することが難しいもの

■計画全般

No.	意見の概要	意見に対する考え方
50	低炭素社会という言葉は一般的には使われていないので、エコ社会など分かりやすい言葉にすべき。	「低炭素社会」は、温室効果ガスの排出を抑える社会として、新聞等でも使用している言葉です。計画の推進の際には、できる限りわかりやすく内容を整理し、市民や事業者の方々と協働して取組を進めたいと考えます。

■環境と人・地域社会

No.	意見の概要	意見に対する考え方
51	G30で行われたような説明会をCO-DO30でも行ってほしい。市民の行動結果がG30のようにわかりやすくないので、しつこいぐらいの説明会を期待する。説明会の時間帯、曜日はあらゆる市民が参加できるようにしてほしい。	横浜市では、CO-DO30を礎に、これを統合する形で法定計画「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を引き継ぐ、「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成23年3月に策定しました。計画の推進にあたっては、市民・事業者の皆さまと市役所が方向性や課題を共有しつつ、一体となって取り組む必要があると考えており、引き続き、YES（ヨコハマ・エコ・スクール）の講座等をはじめとする様々な機会を通じて、市民・事業者の皆さまとの情報共有を進め、連携・協働を図っていきます。

■環境とまちづくり

No.	意見の概要	意見に対する考え方
52	土地の形には意味があるため、各区の地面の形を崩さないように開発してほしい。	横浜の地形を活かしたまちづくりが進められるよう、いただいたご意見を関係区局と共有し、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
53	既存の市街化区域と市街化調整区域の線引き見直しと活用規制の緩和。これにより土地利用の活性化が生まれ、各地域の経済的波及効果と雇用面の改善が期待される。また、遊休地の多角的活用も期待される。	線引きについては、概ね5年ごとに神奈川県が作成した基準に基づき見直しを行っています。その基準においては、都市計画マスタープランにその必要性が位置づけられている地域のうち、土地区画整理事業等が行われることが確実な地域等とされており、極めて限定的な運用がされている状況です。土地利用規制緩和に関することと併せ、いただいたご意見を関係区局と共有し、今後の参考とさせていただきます。
54	再開発や道路の張替えは進めていると思うが、どこか汚い街並みをつくってしまったと思う。横浜市が緑化、水辺の管理をしていく政策を考えているのであれば、鶴見川などのワーストランクの河川の浄化を進める事が必要。また、街全体の清潔感を保つため、環境維持のマイスター企業を創設し、統一感のある緑化や公園の清掃、繁華街の清潔感保持を行う事を目的にした街並みの保全努力が必要。	いただいたご意見を関係区局と共有し、まちづくりの中で環境面からの配慮も行い、環境とまちづくりの両立を図るよう、努めます。

■生物多様性

No.	意見の概要	意見に対する考え方
55	市の指導では木の伐採などは行わないようになってきているが、活動を行っている里山の近くでは、宅造や太い樹木の伐採がいつも簡単に行われている。宅造を許可する部門が自分の業務を熱心に行うため、緑被率はどんどん下がってしまう。総合的な行動を取るためには、生物多様性の創造に災いする部門の活動は中期計画期間だけでも凍結してはどうか。	いただいたご意見を関係区局と共有し、参考とさせていただきます。

■水とみどり

No.	意見の概要	意見に対する考え方
56	横浜の南部には、水がいっぱい湧き出ている。いろいろな意味を持つ水であるが、廃棄物が埋められたりしている。	いただいたご意見を関係区局と共有し、湧水の保全を検討する際の参考とさせていただきます。

■食と農

No.	意見の概要	意見に対する考え方
57	この国にとって食糧自給が有事の際の頼り。輸入依存を下げる意味で農地法と森林法の改正を行いたい。農山村の活性化のために、企業団体の参画を容易にするために、である。特に、農用地指定、各種保安林は現状にマッチしない。	法律の改正は、横浜市だけで検討できるものではありませんが、いただいたご意見を関係区局と共有し、その趣旨を踏まえ、横浜市としてどのような取組ができるか検討していきます。

■生活環境

No.	意見の概要	意見に対する考え方
58	カラス駆除、野良猫対策、畜産農家などからの悪臭の解消などの早急なる対策を期待する。	いただいたご意見を関係区局と共有し、今後、検討を行う際の参考とさせていただきます。
59	日本の音風景 100 選など快適な音環境づくりについて、触れてほしい。横浜の音〇〇選という事業をその昔、実施していたと記憶している。経年することで、風化してしまうような事業にしないでほしい。しっかり、快適な環境づくりに向けて、音環境についても、明記すべき。	いただいたご意見を参考に、よりよい横浜の環境の創出を図るよう、関係区局ともに努めていきます。
60	国のアスベスト奨励で作った家だが、今、そのアスベストがお荷物。除去に補助が必要。	いただいたご意見を関係区局と共有し、アスベスト対策を検討する際の参考とさせていただきます。
61	素案 65 ページ 「(2)水環境の保全」「①工場・事業場への規制指導」に含まれる「規制指導」を「指導」に修正してほしい。 [理由] 計画案には、「規制指導」とありますが、水質汚濁防止法で総量削減計画を達成するために必要な「指導、助言及び勧告」は、横浜市長が行う事務として規定されています。総量規制については総量削減計画や基準の策定は神奈川県知事に権限があるため、「規制」の表現を削除していただきたい。	東京湾等の広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法では排水の濃度規制に加えて総量削減制度を導入しています。ご指摘のとおり、総量削減計画及び総量削減基準の策定は神奈川県知事の権限ですが、排水濃度基準及び総量削減基準に関する立入検査、改善命令等の権限は同施行令第十条に基づき、横浜市長に委任されておりますので、素案の表記のままいたします。

■その他

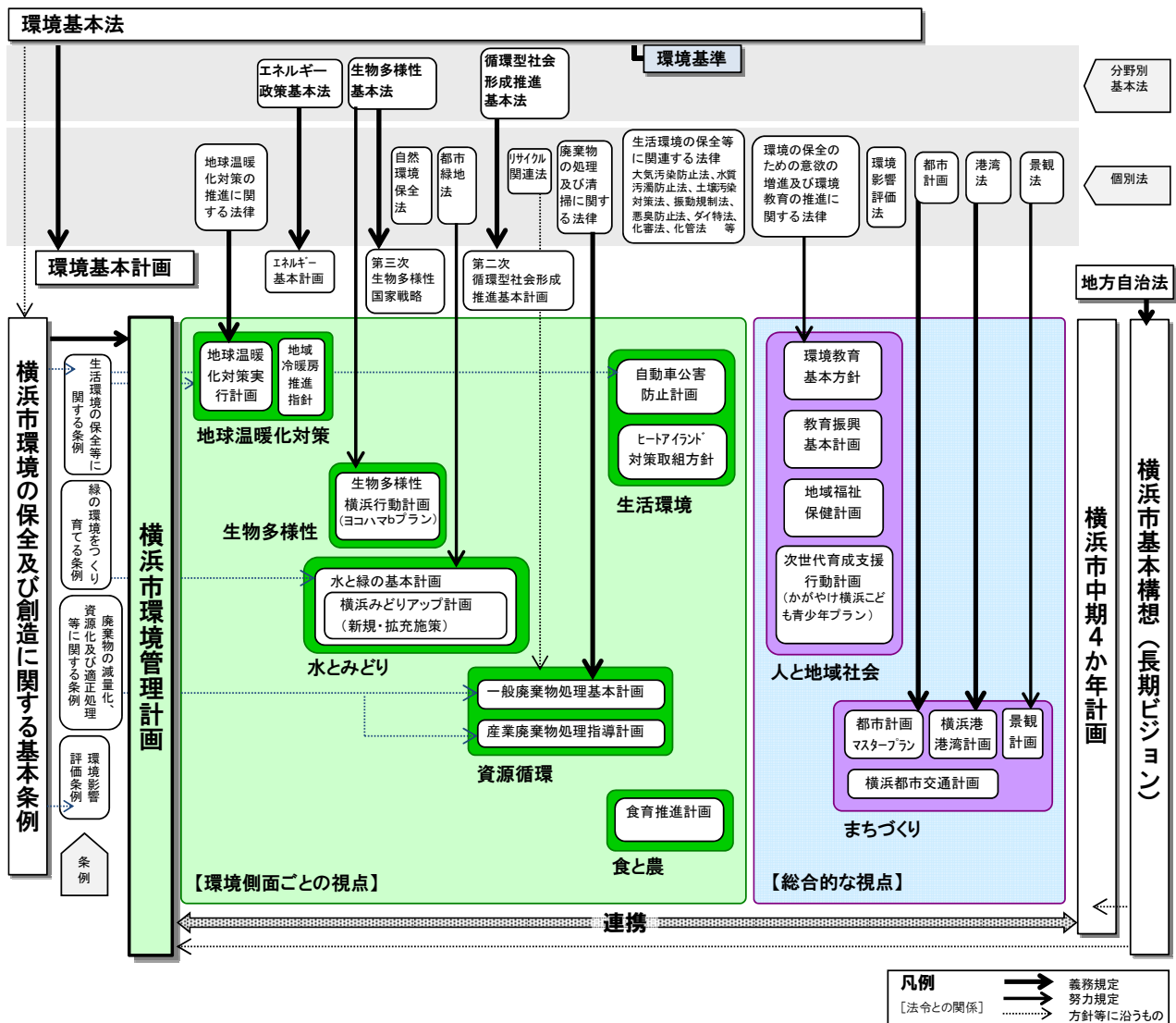
No.	意見の概要	意見に対する考え方
62	高齢者の夫婦のみの世帯や高齢者の単身世帯が多くなっているのが現実。老後に安心して生活する場所をつくってほしい。また、老人ホームに関する制度を安心・安全なものにしてほしい。	計画の対象とする範囲ではありませんが、環境の視点から連携した取組を推進することができるよう、ご意見を庁内で共有し、今後の参考とさせていただきます。
63	エコについて、市議員の意識・考えを取りまとめてもらえないか。議員の公約の中でエコをうたっている議員はいるのか。意識が低いのではないか。	計画の対象とする範囲ではありませんが、ご意見として承りました。
64	米軍基地の早期返還への運動強化とその跡地の利用。	計画の対象とする範囲ではありませんが、環境の視点から連携した取組を推進することができるよう、ご意見を庁内で共有し、今後の参考とさせていただきます。

資料 2 関連計画等の概要

横浜市では、平成 18 年 6 月に、横浜の 20 年（概ね 2025 年頃）を展望した市政運営の根本となる指針として、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定しました。また、平成 22 年 12 月に、基本構想を着実に具体化していくための、実施計画として、「横浜市中期 4 か年計画」を策定しました。

環境管理計画は、基本構想を上位計画とした環境分野の総合計画です。「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」では、環境管理計画の策定と併せて、「市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。」と規定しています。この規定に基づき、本市では環境管理計画と整合を図りながら、様々な環境分野の個別計画を策定しています。これらの個別計画や個々の施策・事業の着実な推進により、この計画で掲げた目標の実現を目指します。

■ 関連計画等との関係図



■主な関連計画等の概要

横浜市基本構想（長期ビジョン）	平成 18（2006）年 6 月策定
市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。2025 年頃までを展望し、横浜市の目指すべき都市像を「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」とし、それを実現するための 5 つの柱として「交流拠点都市」「活力創造都市」「生活快適都市」「環境行動都市」「安全安心都市」を掲げ、その実現のための取組と基本姿勢を示しています。	
横浜市中期 4 か年計画 2010～2013	平成 22（2010）年 12 月策定
「横浜市基本構想」が掲げる目指すべき都市像の実現に向けた政策や工程を具体化するための実施計画で、平成 22（2010）～25（2013）年度の 4 か年で目指す姿や目標を示すとともに、計画期間中に達成を目指す指標を設定しています。基本政策「子育て安心社会の実現」「市民生活の安心・充実」「横浜経済の活性化」「環境行動の推進」に加え、「共感と信頼のある市政の推進」「持続可能な財政運営」についても現状と課題を明示した上で目標達成に向けた主な事業を示しています。	
横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	平成 23（2011）年 3 月策定
市民・事業者・市役所等の各主体が、多角的な視点から地球温暖化対策の推進を図るための計画。温室効果ガス排出削減量の中長期目標を平成 2（1990）年度比で掲げており、中期目標（平成 32（2020）年度）は 25%、長期目標（平成 62（2050）年度）は 80%減です。4 つの基本方針（「二酸化炭素の排出削減につながる仕組みの構築と生活の質の向上」「市場需要創出に向けた積極的な取組展開」「実効性のある取組への資源の集中と国や地方自治体の政策イノベーションの喚起」「各主体の活発なコミュニケーション・協働による取組の推進」）を明示し、目標達成に向けた主な施策を示しています。	
ヨコハマ b プラン（生物多様性横浜行動計画）	平成 23（2011）年 4 月策定
横浜市における生物多様性の保全・再生・創造に向けた行動計画。生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略に該当します。生物多様性＝biodiversityの頭文字“b”を合い言葉に、特に子どもたちの体験を重視しながら、市民・企業・行政が連携して取り組んでいくこととしています。将来像「身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし」の実現に向け“6つの重点アピール”（「b-プロモーション」「鳥類の生き物探検と市民参加の生き物データバンク」「谷戸環境の保全と活用」「つながりの森」「つながりの海」「生物多様性を守り、豊かにするためのしくみづくり」）を中心として取組を進めます。	

横浜市水と緑の基本計画	平成 18（2006）年 12 月策定
横浜らしい魅力ある水と緑をまもり、つくり、育てるため、従来の「横浜市水環境計画」「水環境マスタープラン」「横浜市緑の基本計画」を統合した総合的な計画です。2025 年を目標年次としており、目指すべき「水と緑の将来像」を 6 つの視点から明示するとともに、2 つの指標目標「基本指標」「流域指標」を設定しています。	
横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）	平成 21（2009）年 4 月策定
横浜市域の緑被率の維持・向上を目的として、既存の事業に加え、民有地のみどりの保全・創造を中心として、新規・拡充施策を取りまとめた計画です。「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の 3 つを柱とした施策・事業についてとりまとめています。	
ヨコハマ^{スリム}3R 夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）	平成 23（2011）年 1 月策定
3R（Reduce, Reuse, Recycle）の推進、ごみの適正処理により、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指した計画で、計画期間は平成 22（2010）年度から平成 37（2025）年度です。平成 21 年度比で平成 37 年度までに、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスを 50%以上（約 14 万トン-CO ₂ ）削減、総排出量（ごみ資源の総量）を 10%以上（約 13 万トン）削減とし、平成 25 年度までにそれぞれ、10%以上（約 3 万トン-CO ₂ ）削減、3%以上（約 4 万トン）削減を目指しています。	
第 6 次横浜市産業廃棄物処理指導計画	平成 23（2011）年 3 月策定
横浜市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示した計画で、計画期間は平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度です。達成目標は、発生量指標（産業廃棄物発生量／市内総生産）、最終処分率で示しています。	
横浜市ヒートアイランド対策取組方針	平成 18（2006）年 3 月策定
ヒートアイランド現象による市域全体の熱帯夜日数減少を図る目標を示すなど、2025 年頃までを目標期間とした横浜市のヒートアイランド対策の方向性を示した方針。市域全体での目標を設定するとともに、5 類型（業務集積地域、建物密集地域、複合要因地域、高排熱地域、緑地地域）に分類した 15 の重点推進地域と、重点推進地域における目標を設定しています。	
横浜市環境教育基本方針	平成 17（2005）年 12 月策定
「環境教育推進法」第 8 条及び「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」第 16 条に基づく横浜市の環境教育を進めるための方針。「持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、具体的な行動を実践する人づくり」という基本理念のほか、5 つの基本方針、3 つの重点行動を示しています。	

資料3 横浜市の地域特性

■位置・人口

横浜市は、神奈川県東部に位置し、県内で最も大きい市であり、18の区（平成22（2010）年9月1日現在）からなります。

また、横浜市は、全国の市の中で最も人口が多い（平成22年9月1日現在：約368万人）点とその最大の特徴ですが、現在から10年後の平成32（2020）年には人口減少へと転じると予測されています。また、全国的な傾向と同様、少子高齢化が進んでいます。

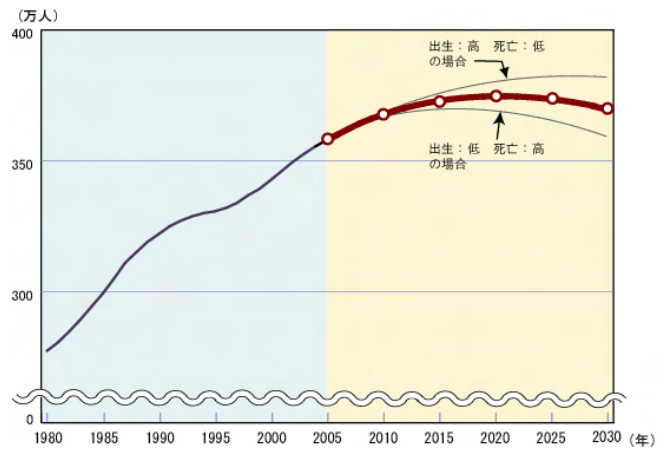


図 横浜市の将来人口の推計値

(出典：横浜市統計ポータルサイト 将来人口推計)

■地形

横浜市地形は、中央部を多摩・三浦丘陵が縦断し、丘陵地の緑や河川などにより広域的に連続した水・みどり環境を有しています。郊外部には、三保・新治地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区など「緑の七大拠点」があり、鶴見川や境川の中流域には、3つの「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」があります（あわせて「緑の10大拠点」と称しています [P9 図参照]）。また、帷子川流域、入江川・滝の川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域や直接海にそそぐ小流域の集まりは、横浜市内で完結した流域となっています。

このような丘陵地としての地形的特性を反映し、緑地（市街化調整区域）が住宅地（市街化区域）に入り込むような形で分布し、市民が身近な自然を享受しやすい環境が残されています。



図 横浜の地形 慶應義塾大学 石川研究室提供

(出典：横浜市水と緑の基本計画)



図 横浜にある8つの流域

(出典：横浜市水と緑の基本計画)

■土地利用

平成9(1997)年～平成15(2003)年の土地利用の変化を見ると、市街化調整区域においては集合住宅用地、住宅用地、道路用地が大きく増加しているのに対して、工業用地、その他の空き地、オープンスペース、山林、畑、田が減少しており、宅地化が進んでいます [P28 図参照]。

■気象

横浜市は海に面しており、温暖で雨量の多い太平洋側気候です。気温・降水量の推移は、図のとおりです。平均気温は、明治34(1901)年には14.5℃でしたが平成22(2010)年には16.5℃となっており、長期的には上昇傾向にあります。

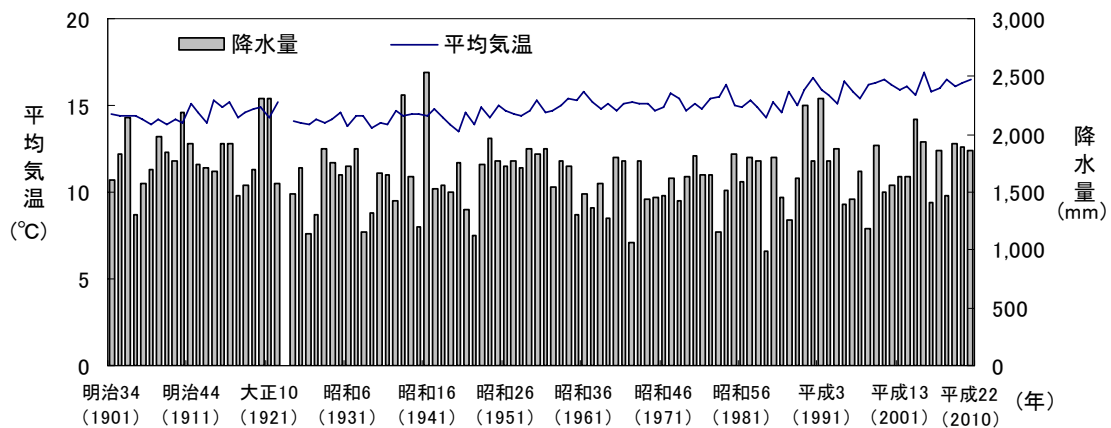


図 気温・降水量の推移

(資料：「気象統計情報」横浜地方気象台)

注) 大正12(1923)年のデータは資料が不足しているので記述していません。

■経済

平成19(2007)年度の産業別の市内総生産を見ると、第2次産業の割合が減少する一方で、第3次産業（特にサービス業）の割合が大きくなっています。

農業産出額は県内トップであり、大消費地を抱える市内農家は、市場出荷のほか、市内に約1,000箇所ある直売所での販売や契約栽培など、多様な販売形態を持っています。

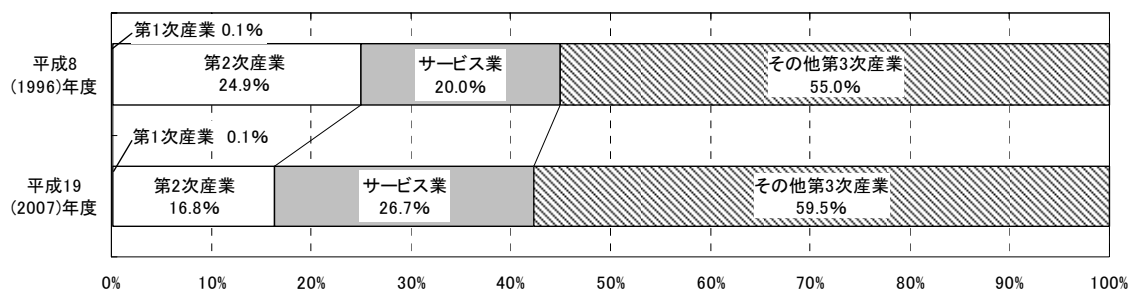


図 市内総生産 産業別構成比

(資料：「平成19年度横浜市の市民経済計算」横浜市都市経営局)

■歴史

横浜は安政6(1859)年の横浜港開港とともに発展した都市であり、開港以来の歴史と文化の遺産が豊富に存在し、その独特な街並みや景観が、横浜港周辺をはじめとする地域の観光資源となっていることも横浜市の特徴の一つです。

資料 4 環境に関する市民意識

横浜市は平成 22（2010）年 11 月から 12 月にかけて、環境に関する施策に対する市民意識を把握することを目的に、市内在住の 20 歳以上の男女 1,000 人にインターネット調査を実施しました。

■横浜の環境についての意識

横浜の環境の現況についてどのように感じているか尋ねたところ、「かなり良好」「良好」という回答は 38.5%であり、「悪い」「かなり悪い」という回答（13.8%）を上回っています。

また、横浜の環境が 10 年前と比べてどのようになったと感じているか尋ねたところ、「かなり良くなった」「良くなった」という回答は 38.3%であり、「悪くなった」「かなり悪くなった」という回答（14.3%）を上回っています。特に、60 歳以上の回答者は「かなり良くなった」「良くなった」という回答が 50%を超えています。

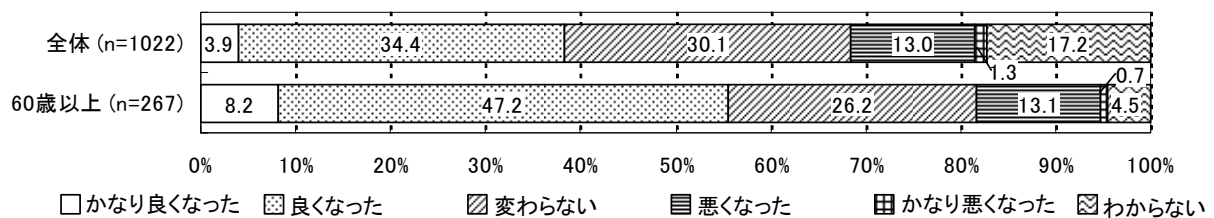


図 横浜市の環境の 10 年前との比較

（資料：環境に関するアンケート調査 平成 22（2010）年 11 月～12 月）

横浜市内の環境の満足度を項目別に尋ねたところ、「公園や街路樹などの緑」「街並み、景観」「鉄道やバスなど、公共交通の使いやすさ」については、「大変満足している」「満足している」という回答が 50%を超えています。一方、「横浜港の水質の状況」「昆虫や魚、鳥などの自然の中の生き物の状況」「大気や騒音・振動などの状況（生活環境の状況）」については、「大変満足している」「満足している」という回答が 30%を下回っています。

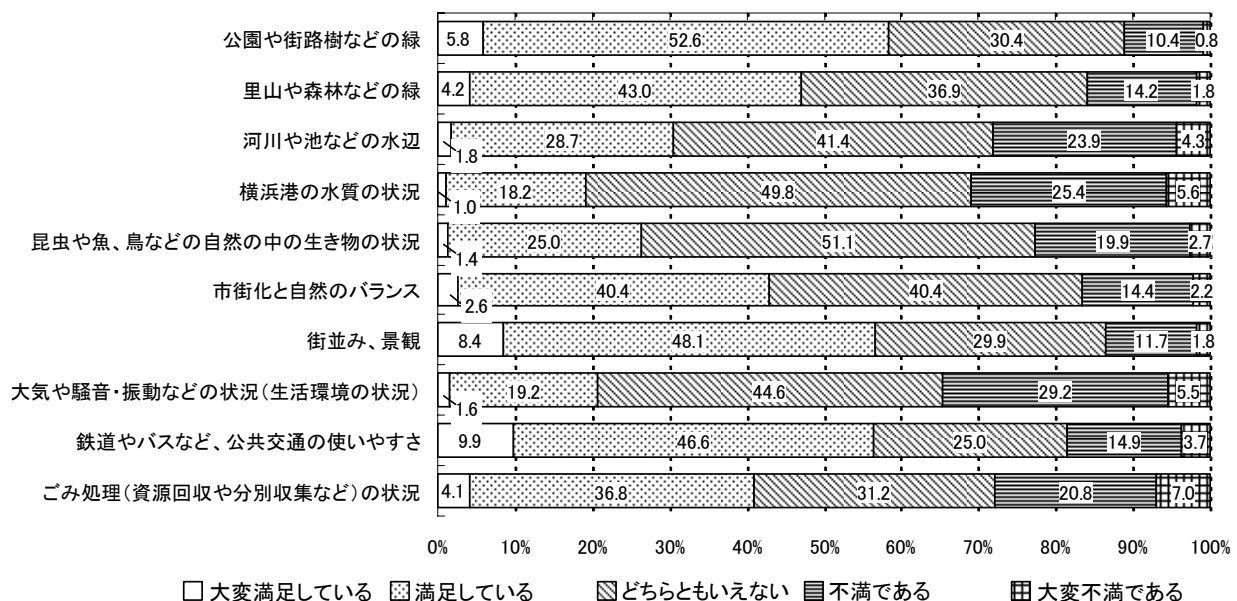


図 横浜市内の環境の満足度

（資料：環境に関するアンケート調査 平成 22（2010）年 11 月～12 月）

■環境に配慮した行動の実践状況

環境に対する関心や行動について尋ねたところ、「関心があるが、特に何もしていない」という回答が52.7%であり、「関心があり、地域や環境活動団体で環境活動を進めている」「関心があり、個人でできる行動をしている」という回答(41.2%)を上回っています。今後は、「関心があるが、特に何もしていない」と回答した人が、環境に配慮した行動を実践するための取組が求められます。

環境に配慮した生活をするために実践していることを尋ねたところ、「ごみはルールに従い、分別して出す」「資源となるものは回収に出す」等の日々の生活の中での取組は多くの人が実践しています。一方、「太陽熱やヒートポンプ技術を利用した給湯設備、太陽光を利用した発電設備などを自宅に設置する」「雨水浸透ますや雨水貯留タンクを設置している」等の機器の設置は「実践できていない」という回答が約50%となっています。

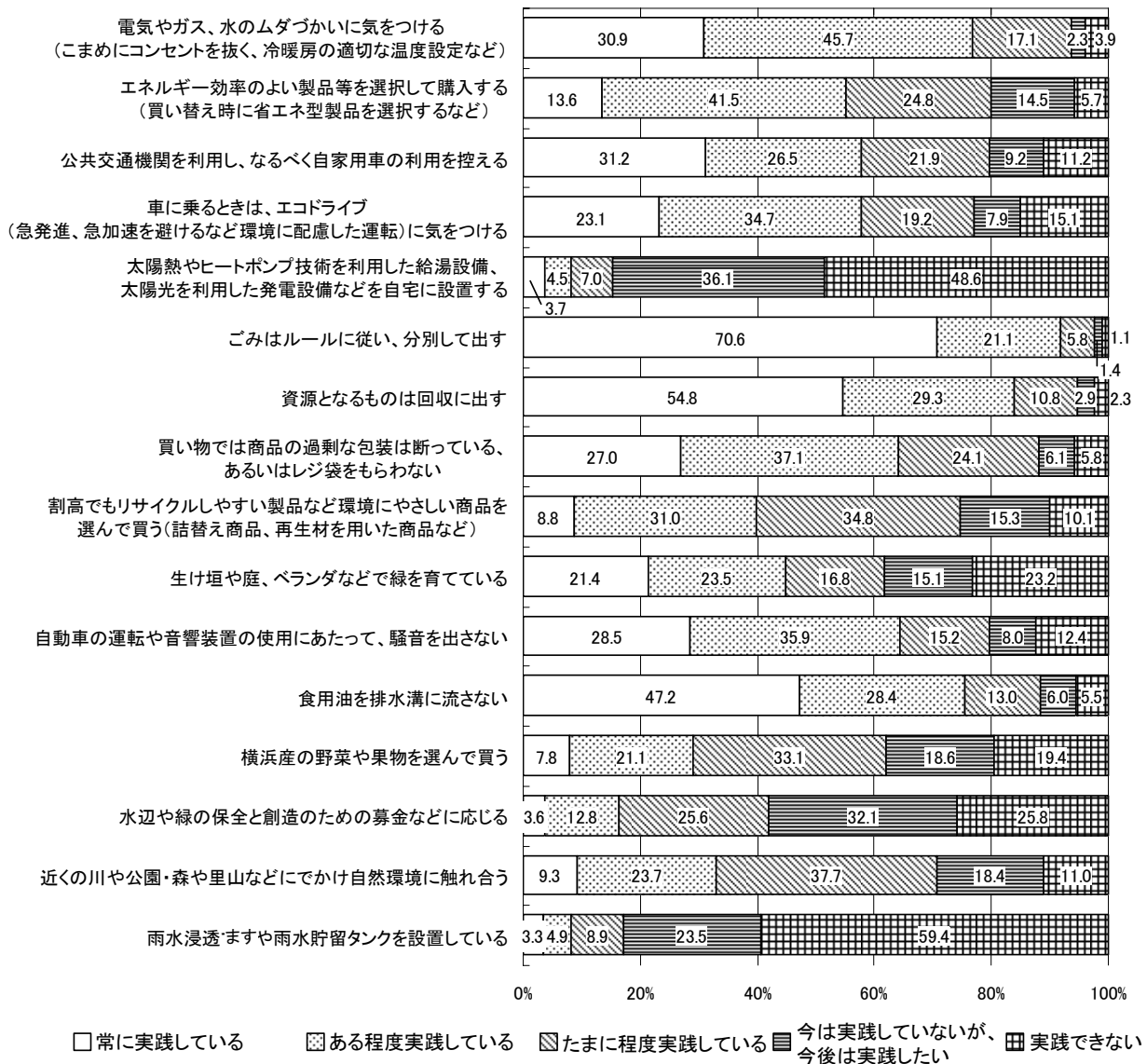


図 環境に配慮した生活をするために実践していること
(資料：環境に関するアンケート調査 平成22(2010)年11月~12月)

資料 5

横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 7 年 3 月 24 日条例第 17 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 基本的施策(第 7 条—第 17 条)
- 第 3 章 総合的推進のための施策(第 18 条—第 22 条)
- 第 4 章 効果的推進のための施策(第 23 条—第 27 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生態系の多様性に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(監視等の体制の整備)

第8条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めなければならない。

(公害に係る健康被害者の保護等)

第9条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。

(自然環境の保全及び創造)

第 10 条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。

2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(快適な環境の確保)

第 11 条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

(エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等)

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 13 条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第 14 条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

(地球環境保全の推進等)

第 15 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第 3 章 総合的推進のための施策

(環境管理計画の策定等)

第 18 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画(以下「環境管理計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、横浜市環境創造審議会条例(平成 6 年 6 月横浜市条例第 19 号)に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

(平18条例75・一部改正)

(施策の策定等と環境管理計画との整合等)

第19条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。

2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第20条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進)

第21条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業(以下「開発事業等」という。)を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

(開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進)

第22条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見反映)

第23条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民及び事業者との連携)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第25条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(経済的措置)

第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者を求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第 27 条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月条例第 75 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

資料 6 用語説明

《A-Z》

BOD (生物化学的酸素要求量 : Biochemical Oxygen Demand)

→ 「生物化学的酸素要求量 (BOD)」へ

CASBEE (建築環境総合性能評価システム : Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)

→ 「建築環境総合性能評価システム (CASBEE)」へ

COD (化学的酸素要求量 : Chemical Oxygen Demand)

→ 「化学的酸素要求量 (COD)」へ

CSR (企業の社会的責任 : Corporate Social Responsibility)

→ 「企業の社会的責任 (CSR)」へ

ISO14001

国際標準化機構 (ISO) が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定である。

NO₂ (二酸化窒素)

→ 「二酸化窒素 (NO₂)」へ

NO_x (窒素酸化物)

→ 「窒素酸化物 (NO_x)」へ

Ox (光化学オキシダント)

→ 「光化学オキシダント (Ox)」へ

PM2.5 (微小粒子状物質)

→ 「微小粒子状物質 (PM2.5)」へ

PRTR (環境汚染物質排出・移動登録 : Pollutant Release and Transfer Register)

→ 「環境汚染物質排出・移動登録 (PRTR)」へ

SO₂ (二酸化硫黄)

→ 「二酸化硫黄 (SO₂)」へ

SPM (浮遊粒子状物質 : Suspended Particulate Matter)

→ 「浮遊粒子状物質 (SPM)」へ

VOC (揮発性有機化合物 : Volatile Organic Compounds)

→ 「揮発性有機化合物 (VOC)」へ

《あ行》

赤潮

海域で特定のプランクトンが大量に発生し、かつ水面近くに集積することによって、海水が変色する現象。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。

東京湾では、春から夏にかけて水温が上昇し日照時間が長くなると植物プランクトンが増殖し、赤潮が発生しやすい。

アグリツーリズム

農場で農業体験しながら、ふれあいの中で生まれる交流のことであり、ヨーロッパで盛んに行われ、定着している。

雨水浸透ます

雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を充填したもので、雨水を地中にしみ込みやすくする。

エコツーリズム

地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験・学習するとともに、自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のこと。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

《か行》

化学的酸素要求量 (COD : Chemical Oxygen Demand)

有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。汚濁物質などを酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

環境アセスメント（環境影響評価）

土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれに対する意見を求め、これらの事業の実施に際し、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。

環境汚染物質排出・移動登録（PRTR：Pollutant Release and Transfer Register）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）において定められた制度。対象事業者が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを自ら把握し、年に一度届出を行い、国がそのデータを集計し、公表する仕組み。排出量として大気への排出、公共用水域への排出、土壌への排出、埋立処分の4つ、移動量として下水道への移動量、廃棄物としての移動量（事業所外への移動量）の2つに分けられる。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。大気汚染、水質汚濁・地下水、土壌汚染、騒音及びダイオキシン類について環境基準が定められている。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境モデル都市

温室効果ガスの排出削減などで先駆的な取り組みを行う自治体のこと。国が全国の自治体に呼びかけて先駆的な取り組み案を募り、平成20（2008）年7月に提案があった82件（89自治体）から6自治体を選定した。平成21（2009）年1月には7都市が追加選定された。横浜市は環境モデル都市の1つである（平成20年7月選定）。

間伐

植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採のこと。

外来種

本来の生態系には生息しないにもかかわらず、食用やペットなどの目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物のこと。在来種を駆逐したり、在来種と交雑するなどして生態系を激変させる侵略的な外来種も少なくない。

2005年6月に施行された外来生物法は、侵略的な外来種や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来種を、「特定外来生物」として指定し、輸入、飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者（ステークホルダー）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。光化学オキシダント発生要因のひとつと言われている。

九都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）において定めた「九都県市低公害車指定指針」に基づき、電気自動車や燃料電池自動車、国土交通省低排出ガス車認定実施要領で、窒素酸化物（NOx）等の排出量が平成17（2005）年基準排出ガスレベルから一定量低減されている自動車を、「九都県市指定低公害車」として認定している。

京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。我が国においては、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが求められている。日本は平成14年（2002年）6月4日、閣議で京都議定書の締結を決定した。その後、平成17年（2005年）2月16日、前年のロシアの批准を経て、京都議定書が正式に発効した。

建築環境総合性能評価システム (CASBEE)

建築環境総合性能評価システムは、建築物の耐震性、省エネ、資源の再利用など約 90 の評価項目を入力することで、総合的な評価ができるソフト。横浜市では、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、長寿化対策、まちなみ・景観への配慮、の 4 つの項目を特に取組を推進する重点項目として位置づけるなど、横浜市用に改良した「CASBEE 横浜」を使用して評価している。

光化学オキシダント (Ox)

光化学スモッグの指標となり、工場や自動車などから排出される窒素酸化物と光化学反応性の高い揮発性有機化合物 (VOC) 等が、太陽エネルギーを受けて光化学反応を起こして生成される二次汚染物質であり、その濃度が高くなると人体や動植物に被害を与える。

光化学スモッグ

夏季に多く日射が強くて、風の弱い日に光化学オキシダントが大気中に滞留した結果、空が霞んで、白いモヤがかかったような状態になることを「光化学スモッグ」が発生しているという。その影響は目やのどの粘膜を冒し、植物被害や視覚障害など広範囲にわたる。

高度処理

下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類等があり、各々の除去対象物質に対して様々な処理方式がある。

コミュニティサイクル

都市の交通手段として、安価な料金で自転車がレンタルできるシステム。従来型のレンタサイクルとは異なり、一定のエリアに複数のサイクルポート（貸出拠点）を設置し、どのサイクルポートでも貸出、返却が可能であり、近年欧米などで導入が進んでいる。

《さ行》

再使用 (リユース)

一度使用し、不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。

再生可能エネルギー

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。化石燃料と違い、エネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマス、などが挙げられる。

再生利用 (リサイクル)

ごみを原料(資源)として再利用すること。「再資源化」とも言う。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

遮熱性舗装

太陽光を反射し、舗装が吸収する熱量を少なくすることにより、舗装の温度上昇を抑制する舗装。

循環型社会

雨水の地中涵養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会をさしている。

スマートグリッド

電力の送電網にコンピューターや IT (情報技術) を取り入れ、電力需給を自動制御しつつ、自然エネルギーを最大に利用する次世代の電力網 (グリッド) のこと。

3R

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語である。①廃棄物の発生抑制 (Reduce: リデュース)、②資源や製品の再使用 (Reuse: リユース)、③再生利用 (Recycle: リサイクル) の順で、リサイクルよりもリデュースを優先する。3R に、不要なものをもらわない・買わない (Refuse: リフューズ)、修理して使う (Repair: リペア) を加えて 4R や 5R と呼ぶこともある。

生物化学的酸素要求量 (BOD: Biochemical Oxygen Demand)

有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。微生物の働きで有機物 (汚泥) を分解するとき消費される酸素の量である。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

赤泥

アルミニウムの原料である。アルミナを製造する過程で生じる酸化鉄を主成分とする副産物である。平成 18 年 3 月に環境省から、「赤泥の海洋投入処分申請の進め方に係る指針」が策定されている。

全窒素

アンモニア性窒素などの無機性窒素とたんばく質などに含まれる有機性窒素の総量。

全りん

りん酸やその化合物に含まれるりんの総量。

《た行》

ダイオキシン類

塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 12 年 1 月 15 日施行)により、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の 3 物質群と定義されている(単一の物質でないため、「物質群」としている)。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があげられている。水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温(800°C以上)ではほとんど分解する。

地産地消

地域で作られた旬の農作物を、その地域内で消費する考え方のこと。季節に応じた栽培であり、遠距離の輸送が必要ないことから、エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出が少なく、地域の農業の活性化にもつながる。

窒素酸化物(NO_x)

窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素の合計で表され、物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、主な発生源は工場・事業場の燃焼施設や自動車である。発生源から排出される際には大部分が一酸化窒素であり、排出後に大気中に広がっていく過程で酸化され、二酸化窒素に変化する。

低周波音

人の耳には感知し難い低い周波数(0.1Hz~100Hz)の空気の振動のこと。

低騒音舗装

自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に空気が入り、この空気が、圧縮・膨張し騒音を発している。低騒音舗装は、こうした空気を舗装の中に逃がすことができ、騒音を 3dB 程度低減する効果がある。

低炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温暖化ガスをできる限り排出しない社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

透水性舗装

雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装。水をそのまま地下に浸透させるため、設計許容量を超えた豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止、植生や地中生態の改善、地下水の涵養などの効果がある。

《な行》

二酸化硫黄(SO₂)

硫黄又は硫黄を含有する燃料が燃えるとき発生する無色、刺激臭の気体。二酸化硫黄は、大気中で太陽光線により三酸化硫黄(SO₃)に酸化される。主な発生源は重油を燃料とするボイラーである。

二酸化窒素(NO₂)

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。(→「窒素酸化物(NO_x)」)

熱帯夜

夜間の最低気温が 25°C 以上の日のことである。

《は行》

発生抑制(リデュース)

生産工程で出たごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすこと。

ビオトープ

生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。地域計画においては、計画上重要な生物の生息空間の意味で使われる。生態系の保全の観点からは、個々にビオトープを整備（確保）するのではなく、生物の移動が確保できるようなビオトープ・ネットワークの形成が重要とされている。

微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粒子状物質（SPM）の中でも粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の物質をさす。粒子表面に様々な有害成分が吸収・吸着されており、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことから、健康への影響が懸念され、平成 21 年に環境基準が制定された。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

環境基準に定められている粒径 $10\mu\text{m}$ (0.01mm)以下の大気中に浮かんでいる微小な粉じん、肺などに沈着すると呼吸器疾患の原因となる。その発生源には、地表から舞い上がった土壌や海塩粒子等の自然起源のもの、工場等の固定発生源や自動車・船舶等の移動発生源に由来する人工起源のものがあり、それぞれ発生源は複雑かつ多岐にわたる。さらに、大気中のガス状物質が物理的・化学的に変化して二次粒子が生成される。

保水性舗装

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装。

《ま行》

真夏日

真夏日は、一日の最高気温が摂氏 30°C 以上になる日のこと、真冬日は、一日の最高気温が摂氏 0°C 未満の日のことである。なお、一日の最高気温が摂氏 25°C 以上になる日は夏日といい、一日の最低気温が摂氏 0°C 未満になる日を冬日という。

《や行》

有害化学物質

人間の健康や生態系などに悪影響を及ぼす化学物質の総称。

《ら行》

リスクコミュニケーション

市民、事業者、行政のすべての者が化学物質の環境リスクに関する正確な情報を共有し、相互理解と意思の疎通を図り、問題の改善を目指すこと。

流域

河川に流れ込む雨水（氷雪水も含む）が降り集まる地域のこと。集水域または排水域ともいう。

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、およその緑の量が把握できる。

横浜市環境創造局政策調整部政策課

平成23年5月発行

横浜市中区港町1-1

TEL: 045-671-4102

FAX: 045-641-3490

